

324

372



始





324-372

明治十一年大政官翻譯

# 日本西教史

上

時事彙存社翻刻發行

大正  
8. 1. 13  
丙辰



## 日本西教史序

西教の我邦に入るや蓋足利氏の末葉に在りて織田氏豊臣氏の間に行はれ徳川家光政權を執るの日に方て深く人心に浸淫し勢之を如何す可きなきに至り遂に天草島の役あり葡萄牙人の初て薩摩に來りしより此に至て實に九十年なり此より前我邦は海外諸國に交通し貿易通航曾て絶えず而るに此舉ありて後支那和蘭の餘は一切互市を禁じ爾來邦人をして復海外の事情を詳にする能はざらしむる者茲に二百有餘年嘉永の末再び泰西諸國と交通するに至る者は亦以て世變を見るべきなり夫れ徳川氏已に西教を禁ず故に當時凡そ事西教に係る之を記する者寥寥跡を絶つ宜べなり其事蹟の今日に傳はらざるや而して偶存する者ありと雖も要するに零



冊斷編に過ぎるのみ我邦已に記載に乏し則ち之を外國の史乘に徴する亦已む可らず是を以て博く西籍を搜り以て其闕を補はんと欲する者久し頃者佛人クラセ氏著す所の日本西教史イーストワールド・ド・レグを得之を繙くに叙事詳明雜るに議論を以てし傍ら當時政令風俗戰鬪等の事に及び大に異聞を博むるに足れり且其書たる百六十餘年前の印刷に係り歐洲に在て猶稀に存する者と云ふ今や諸國締盟の盛時に際し之を譯する豈に無用の業と謂ふ可けんや吾が局乃ち命を奉じ本務の餘暇之に従事し主任者以下諸員拮据勉勵遂に功を竣ふるを得たり因て其大旨を辨し以て卷端に弁すと云爾

明治十一年六月

太政官本局翻譯係識

例 言

一此書原本は千七百十五年佛國巴里府の刷行にして、千六百八十九年ゼジュウイト教會シアン・クラセ氏我邦在留宣教師等の本國に通信する所の書翰及其他文書に據り編纂せる者に係る、同氏は千六百十八年佛國テイエフに生れ、長く巴里に住し、本編の外又宗教書數部を著せり。而して其死するは千六百九十二年にあり。

一本編の録する所蓋専ら外國法教者の見に出づ、故に我邦の事跡を記する或は舛謬を免れざる者あり。然れども今之を譯するに當り、輒く是正を加へず、皆其舊に従ふ。

一目次之を本文に較するに、或は其事を佚し、又本文詳密にして目次却て之を擧げざる者あり、亦原文に依り、敢て増損せず。

一編中西人の名一に國字を用ひ、讀者の觀覽に易からしめ、外國地名の如き、世人慣用の者は則ち漢字を用ゆ。

一邦人にして彼より名を命せし者、或は我邦人名、地名、其他稱謂の分明ならざる者は彼れの語に依り國字を用ひて之を音譯し、或は注脚を下して之を解す、其諸侯を稱してロア王と云ひ、將家を稱してアムフレール帝と云ふの類に至ても、亦姑く原文に依る。



一本編分て上下兩卷と爲す、此卷は去歲四月を以て稿を起し、本年二月に至て功を竣へ、其間校讎精敷を致すの暇なし、故に或は疎漏の誤なきを保せず。觀者幸に諒察すべし。

太政官本局翻譯係識

## 原序

太政官翻譯係 譯述

此書に要とする信據及び書中神異を載せざる所以を述ぶ

余嘗て一部の書を得、大に喜で之を讀むに、其書は吾に宗教の高尙なる意思を起さしむる者にして、即ち耶蘇教會のソリエー師父が編纂せし日本教會史なり。其述ぶる所の事は宏大にして、行爲は高尙なり、且驚き感ず可きこと多し。

其文實に古調を存すれども、余は其中に於て又甚だ雅調富贍なるを覺ふ。然れども世人の今に至るまで其古文法を變じて新文法と爲さるるを惜む。

故に余は之を當今修史の名家に託せんと心を盡せしが、是等の人は皆専ら他の著述に従事す、故に已むを得ずして今自ら質實朴素の文を以て綴れり。世人の毀を我に致すは固より自ら甘ずる所なり。然りと雖も世の泛覽者は此を以て其意に満足せん。善者は益善に進む可く、奉教者は益信心に厚かる可くして、冥頑者も聖教の妙理に服し、放惰者も眞徳に進み、完徳の人は我が聖教を絶域僻陬に施行するに益勇ならんか。



一 旅客僻境より來て其地の奇異を語るに、世人の之を疑ふは理なきに非ず、是れ其身一箇なれば人を詐るを憚からず、蓋其詐偽能く人の聽を喜ばしめ、且人をして其詐偽たるを曉らざらしむればなり。今編む所の歴史も遠境に於ける事跡を記載す、故に其事たる確實誠信の證有るに非れば稗史小説なりと疑はるゝに至らん。然れども此書は我神聖史を除き其他に較れば信據とす可き者多しと云ふとも妄ならざるなり。余は世人の之を信用する爲め、今此書に引用せし所のものを識す。

第一はフランソア・サウ井エー聖師の書翰より抄出す(源君美が軍器考砲弩の部に半長叔含又フランシス人ならん四曆千五百五十二年即ち我天文二十一年印)、此人は始めて日本に聖教を傳へ、日本にて目撃せし事及び施行せし事を録す。

第二は數多の主教官の記録に就て編纂す。此人は羅馬法王に撰擇せられ、創立の教會を管轄し、公明正直にして、事の眞偽を天に誓て保證する人の言を録したる管下の報告を法王に送りし者なり。

第三は有徳博識なる修道人の年報より抄出す。此人は僻遠の諸國に至り聖教を宣布し、殉教の榮を得んと欲し、故國を去り、父母に離れ、異教を奉ずる者を改宗せしめんとして四五十年の艱苦を歴、身に行ひ、目に親、或は信す可き人に聞たる事の確報を羅馬法王及所屬長へ送れ

り。世人豈此等大有徳の人を疑ふ可んや。如何ぞ命を受けて各地事情を誠實に記す可きの職に在て、上法王所屬長を欺き、下全地球の人を欺くの理あらんや。

然れども此歴史をして詐り無きの證を得せしむるは、多く日本國にて殉教の難を受けたる數多の聖僧の書翰と報告書より抄撮せるに因るなり。余は此等有名なる證人中に彼のシャルルス・ピノラ師父をも算せざるを得ず。其名は門閥によりて顯はれ、且世に著明なる傳を以て無比の徳義を備ふるを見るに足る。其人たる許多の證人を立て、詐り無きの記事を作ること其所屬長より命せられ、日本國に往て多年勤勞し、聖教保護の爲め獄中に三年の困苦を受け遂に焼殺されたりき。此人も亦親しく目撃せしことを其所屬長へ報知せり。如此誠實の證人を疑ふ可きにあらず。

此他猶屢々苛虐なる稽責の行はるゝ時に際して、絶えず殉教の艱苦を喫せしとも云ふ可き修法人の記録より抄出せり。此等も概ね皆日本に於ける耶蘇教會の主教官或は羅馬法王の命を受け教會を統轄せし者にて、其名は左に掲ぐるが如し。

ルイープロエー師父、ナルガンタン師父、フランソア・カフラル師父、ペール・ゴメー師父、アレキサンドルウリニャン師父、ペール・マルチネー師父、フランソア・バシー師父、  
其他此書に引用せし書類はナルガンタン、サシャン、ブシー又三師が耶蘇教會史、トリゴ



ル師父(此人は屢印度に往來せり)が日本殉教功績録、ギヌスマン師父が日本紀事(千七百年の初めまでの事を録す)マツサー師父シヤリツク師父が東印度史、マリニー師父が支那紀行、ボランジュ師父が殉教談(千五百九十七年同教會の修法人三名殉教の難を受けしことを載す)、ヒゲラ師父が當今日本に行はれて世人の能く知る所の稽責を記せし書、バルトリー師父が亞細亞紀行並に日本紀行、著述者分明ならざる記録類、此外英吉利、和蘭陀の西教宗徒の記録を仔細に讀で、其中尤も日本に在留せる諸宣教師の年報と適切なる事を抄出す。

ソリエー師父も是等の書を引用して千五百四十四年より千六百七十二年までの事を年表體の史に編せり、其書は毫も疑ふ可きものに非ず。余は之を義理分明、事實確信なる由路として歩々之に倣はんと欲すれども二條の不便あり。其一は細事を記し、勸善の一端ともなす可き者有れども大事の碍を爲し、且今世の人情に適はず。其二は年表體に記すれば一歳毎に六十六國に有りし事を記せざる可からず、斯の如くすれば又二條の障を生ず、其一は百事混淆して人の厭倦を生じ且記憶すること能はざらしむ、其二は記し初めたる事を數段に切斷し、未だ一事を記し終らざるに他事を記せざるを得ず、されば決して事の首尾を了解すること能はじ。

余は此等の不便を避けんが爲め、年表體を變じて一國に起りし事を結末まで記し、若し多年連續するものあれば其段落好き所にて暫く筆を止め、又新に説き起すべきなり。然れども又敢て年月を漏すことなし。若し年月を記せざれば恰も國境の榜示無き地を歩し、茫乎として其到所

を知らざるが如くならん。

吾先づソリエー師父の史によりて編纂すれども、其書は千六百二十四年に終るを以て、其れより以後今に至るまでは博く傳記によれり。抑々他國の事を記するには、先づ其國を知らざる者に大略の事情を知らしむること史家の任なり、故に余は初めに日本の圖書を掲げ、且此國の政體風俗宗教の略を述べ。

爰に世人の必我を咎むる事あり、即ち彼神異を載せざる之なり。夫れ神異なるものは天帝異教を奉ずる國に示す所の者なり。さればフランソア・サウキエー聖師は詳細正確なる公評の證を受け、新教宗徒と雖も決して間然せざる所の神異を數多顯はせること必せり。英國の公使ハークルイット氏其初度の航海記の第二卷に此人を聖師と稱し、且つ誠に其の道德と神異を歎美す。バルトリー師父はフランソア・サウキエー聖師の神異録と云ふ書を著し、神異の信據論を附載す、其論密にして能く冥頑の徒を服せしむるに足る(バルチー師父此書を佛文に譯せり)。

フランソア・サウキエー聖師の神異の外に、ソリエー師父は天帝が我宣教師のみならず新に聖教に歸せる日本人、及び曾て佛徒となり聖教の大敵たりし者新に聖教に服せる者の爲め、毎歳數多の神異を顯はさしめたることを録せり。是等も道德ある主教官或は修法人の定規に従て報告せしことなれば疑ふ可きに非ず。



抑數人の宣教師外國より往て日本六十六國に聖教を傳へ、僅かに數年を以て異教を固執する人民四十萬を信服せしめ、冥頑暴慢の諸侯及び狡智傲復、加ふるに貪利の釋徒をして學び難く行ひ難き教法を信せしめしは、豈に人力の能く致す所ならんや。況や風俗殊異、言語不通にして此倣し難き事を行ふに於てをや。

夫れ冥頑の徒をして聖教を信せしむるには神變不可思議の事なる可らずと云ふは、我教會の諸學者常に説く所なり。如何となれば、聖教を奉ずる者は堅固不撓にして、之を守るに能く萬般の苦楚に耐ゆる覺悟なかる可からず。基礎を固くし證據を堅くし、以て理學者の欺詐、能辯者の巧言、鬼神の忿怒、暴主の威虐も之を動かす能はざらしむるを要すればなり。信心を固ふする證據は特に二あるのみ、一は事の明白なるものにして、一は天帝の告諭なり。凡そ事人の目に觸るゝ者は其有無明白なれども、心に悟る事は明白ならざるなり、故に天帝神力を以て其有無を證する信據として、尋常の定規に超絶する神異を顯はすを要す。如何となれば、天帝事を人に告諭するも、人之を天帝の告諭なり、妖魔の所爲に非すと確信せざれば、信心の基礎たる可き告諭も確乎たらず、信心も亦從て堅固不撓なる能はざるなり。是故に人をして告諭は天帝の所爲なりと確信せしむるは特に神異によるのみ。而して頑固の徒をして我が教法の牢固にして破る可からざるを信せしむるは、神變不可思議の事なる可からざること論を待たざるな

り。

昔し天帝モイズをして其民に埃及の奴役を脱せしめんとするを示されしとき、モイズ以爲く、縱令我れ天帝の使なりと云ふとも決して信せらるまじと、因て奏して其使たる證據を請ふ、天帝乃ち神通棍を授く、モイズ之を以て許多の神異を顯はせり。此神通棍は恰も天帝の證印にして、其使たらしむる委任狀の如し。

我教祖耶蘇基督は即身天帝なれども假りに人體を受く、故にモイズの如く猶太國人へ其職務を示すに神異を以てせり。曾て衆に謂て曰く、汝等縱令我言ふ所を信せざるも我爲す所を信す可し、我が顯はす所の神異は天帝の使たる證據なり、汝等曩に我が爲す所を見ざりし時に我を信せざりしは罪す可きに非すと。

教祖復活の後其宗徒をして教法を天下諸國に傳へしむるや、亦同じく神異を以てす。リュツク聖師は伯祿聖師の神異を目撃して之を録せり。ヤーギュスタン聖師曰く、吾初め異教を信じ後終に聖教に歸せしは神異に感せしなりと。我が教會の諸學者異教宗徒に向て曰く、汝等若し神異を顯はさば汝等の獨立せんと欲する宗教(プロテスト等)を崇信す可しと。イレネー聖師當時の異教宗徒を責めて曰く、我等は蘇生せしめし我が教徒の數人と共に居れり、汝等何ぞ此神異を顯はす能はざるやと。エラスム師も亦方今の異教宗徒を責めて曰く、彼徒は未だ曾て神異を顯は



す能はず、故に余は之を待つに譎詐を唱へ世人を盡惑する者を以てすと。

斯くの如く神異は冥頑の國に聖教を布くに肝要なれば、日本に在りし宣教師の之を顯はせしこと必定なり。ラーギュスタン聖師は教祖使徒の神通力を論じて曰く、世人此等の人は神異を顯はさざりしと云ふは即ち其之を顯はせる證據なり、如何となれば僅に十二人の漁夫殊特なる神異を顯はさずして幾許も無く千萬の頑民を改宗せしめ、世に稀れなる醜行亂俗の人民を匡濟せしは、是れ即ち神通力の最も大なる者なりと。日本に行きし宣教師も亦然り、日本人民の輕侮忌害する所となりて、終に之を聖教に歸せしめ、四體の最大苦を受るも背かざるに至らしめしは、天帝此民をして聖教を信せしむる爲め幾多の神異を顯はせしこと疑を容る可きにあらず。

然るに今吾最も聖教の要旨たる神異を略し、僅にフランソア・ザウ井エー聖師の殊號を得たる證となるべき二三の神異のみを載せたれば、世人の怪んで余を咎むるは固より理なるを知れり。故に余は掲載せざる所以を述べん。余初めソリエー師父が録せし神異の中にて最も明白にして最も確實なる者若干を採擇せしに、世の學者余に勸めて曰く、靈異不可思議の談は當今の人情に適はず、神異を載せたる書は人之れを讀むを厭ふ、時勢に従て之を削るに如かずと。是を以て余は神異の事を省けり。

嗚呼今の世は何ぞ甚異なる。世人曰く、人智開化に趨き、百事理に當らざるなしと。然るに

余は之を開化日に衰へ、益冥頑無頼に趨くと云はざるを得ず。如何となれば、今の世は道理を形體に屬して靈魂に屬せず、只耳目に觸るゝ所を信じ、人意を以て天帝の神力を測り、神變の事を人間尋常の錯誤或は耳目の眩惑として信せず、聖師の傳を讀で靈異の事あれば、以て稗史小説と爲す。此の如き説を唱ふる無頼の徒は怪むに足らずと雖も、才智ある者亦此僻説を喜んで可とするに至る、歎するに勝ゆ可んや。此等の人以爲く、異教宗徒は神異の事を喜ばず、故に此書中神異を載せざれば却て異教宗徒をして聖教に歸せしむる一助たらんと。

嗚乎是れ聖教を扶くるに託して聖教の基礎を動かし、妄信の譏を免れんとして不敬の過に陥らんとするなり。有才博識の者にして此語を爲す、眞に怪む可し。抑信心なければ教法立たず、神感有て信心生ず、神異なければ神感顯はれざるの理を知らざるか。

且夫れ聖師に祈請するは我宗教の一大要旨にして、其新教と異なる所以なり、されば聖號を得ざる者に祈請せず。聖號は天帝數多の神異を以て其聖德を示し、人之之を仔細に審明し、確乎たる證左を得たる後に非ざれば與へられず。故に神異を廢すれば聖師顯れず、聖師顯はれざれば禮拜祈請の事從て廢す、是故に前説は却て異教の宗徒を改正せしむるの道に非ずして、即ち我宗教を廢壞するに當れり。彼をして我に歸さしむるに非ず、我を棄て彼に従ふなり。是を以て余は證跡を審明せし正確の一神異を載すれば、教會諸學者の辯論を待たずして、異教宗徒



を我が教法に歸せしむるに足る可しと。如何となれば天帝は世の暴慢欺詐の徒を扶けず、我が教會の爲めに命を致す者の聖徳を表明せしむる爲め神異を顯はすなりといは、世人も亦之を眞の教會なり、此教に歸せざれば援救を受くる能はずと認るに至らんと、論を待たざるなり。

ラーギユスタン聖師異教の徒を我聖教に服せしめしも、蓋し此神異の顯證を以てなり。其著書中最も廣益なる書に數多の神異を載せて曰く、是皆我ミランに在りし時、親く目撃せし者、又億萬の人衆カルタージユ、羅馬或は我管轄する地方都市神祠に於て目撃せし所なりと。又曰く、神異の多きこと盡く之を録せば一大部書を爲すに至らんと。

博學賢才聖徳の譽れある主教官グレゴワール大聖師及びポーラン聖師も亦其寺觀に於てし、或は其目前に於てし、或は衆人會同の前に於てせる神異を録し、其顯はれたる地と、時と、神異、感應の人ありしことを記せり。今の學者は此等の明智人を愚昧なりとするや、學問智識此人に優るとするや、數多の蘇生人と多年同居せしと云ふイレネー聖師を狂人とするや、若し當時に於て神異の事ありしとせば、豈今の世に無しとするを得んや、末世に至りて天帝の神靈滅するの理あらんや、聖徳の人は迹を天下に絶たんや、教會は豈之に聖號を附する明と權とを失はんや、神異無き者に聖號を附する能はず、是を以て神異不可思議の事あらざる可らず。

余は何者が彼不敬無賴の俗を世に弘めて神靈を排斥し人爲を立てんと欲するを知らず、是れ

或は教法を忘て之に服するを好まず、特に人智の信據を定規とし、私見を以て縁飾し、其冥頑を覆はんとする不敬の徒の姦計なりとす。或は又此詭言は陽に己が教を去て我に歸する異教宗徒より起るか、若くは當今の過慮者に出づるか。蓋過慮者は世に僞作の神異あるを知る、故に妄りに之を信じて蒙昧の毀を受るを恐れ、盡く之を信せざるを以て常人の範圍を脱せりと思ふならん。

若し此の如き行を以て理ありと爲さば、世間會て一事の信す可き者なし。宜く世人と交際を絶つべし、人言も必信す可らず、書史も亦信す可らず、殊に教無き者は大義を知らず、利祿を貪るのみ、決して信す可らず。彼のラーギユスタン聖師は稀世の聖人なり、若し此人をも信せざれば天下又信す可き者あらんや。然れども世人が僞作の神異ありと云ふは信に然り、余も亦之を無しと云はず、是れ却て眞の神異ある證とす可し。ラーギユスタン聖師曰く、眞神異なければ僞神異なし、眞エクトル有らざれば僞エクトルの出でざるが如しと(エクトルは古代の勇士なり)。

到底頑固の徒の詭りより薄弱なるは無し、其主とする所は無の一字なり、是れ三歳の童子も能くする所なり。其言に曰く、我れ此事を見ず、故に此事無しと。又曰く、是れ稀に有ることなり、故に必有ること無しと。若夫れ五官を以て信心を審明する者となすか、何ぞラーギユスタン聖師の目撃せしことを信せざるや。且又人は聖師となれば愚に變ずると爲すか、天下豈聖



人より善く事を審明する者あらんや。神異は理に於てある可く、事に於て無しと云ふ理あらんや。凡そ事の容易に信す可らざるは余も亦知らざるに非ず、然れども耳目を塞ぎ私智を退け、虚心を以て服従す可き教法の事に於て妄りに偏見を固執す可んや。

ホーレル聖師曰く、神異は冥頑の徒を曉らしむる爲めなりと。故に天帝屢之を上世に行ふと雖も、之を今世聖教を奉ずる者多き時に顯はすこと稀れなり。然ども天帝の之を日本に顯はせしは其民冥頑なるに由り、其信する所の異教を棄て大に之と反する教法に歸せしむるには、神異を顯はさざる可らずとせしならん。

然るに今余は世の教門史家と反して、日本人民改宗の爲め顯はされたる神異を略して此書に載せざる所以は、前に辯解せるが如し。縱令我れ幾多の辯解を爲すとも神異を載せざるの責は免れ難し、若し之を責る者あらば甘んじて其罪に服せんのみ。

日本國にて殺されたる者を聖師と號し殉教人と稱するは、敢て羅馬法王の允許に先だち私に之に定むるに非ず、聖師と號するは道德の衆に勝れたる人と云ふ義にして、殉教人と稱するは教法を守て殺されし人と云ふ意なり。余今羅馬法王ユルバン第八世の詔諭を奉戴し茲に明言す。

佛蘭西國王より賜與せられし所の版權准可狀

佛蘭西及びナワールの國王ルイー親しく其參政會議及び審判の諸官に誥す

佛京巴里の書肆エティエン・パビヨンはイストワール・レグリーズ・テュチヤボン(日本耶穌教會史の義)

と題せる一書を出版し之れを公にせんことを欲し其准許を得て其版權を占有せんことを請願す故に朕は此准可狀を賜與し以て其書を出版せしめ此の准可狀に記載する所の年月日より起算し後十二年間封内に於て之を發兌專賣せしむることを許す而して其書形版規及び字體其書冊の連合區分其改版の度數の如きは皆之を受權人の適宜に任す可し

此版權を賜與したる以上は何人を論せず又事情の何たるを問はず封内各地方に於て此書の異版を刻むを許さず凡そ出版人及び賣書人等にして受權人若しくは此權利を譲り受けたる者の許諾書なく此書の全部と部分とを問はず猥りに之を僞版し發賣するか或は如何なる口實に出るも此書を拔萃し或は増補し或は改正し或は題名を變ずる等の罪を犯す者あれば總て其版を沒收し每犯三千リーウルの罰金を科し且之が爲めに生ずる損失は都て之を償はしむ可し而して此罰金を三分に分ち其一分は之を官に收め一分は巴里の病院又一分は受權人の所得たるべし

此准可狀の明文は精密に之を巴里の出版及び賣書會社の簿冊に録す可し



此書を印刷するには清美の紙葉及活字を選び書房規則に遵ふべし其出版期限は此准可狀に記載する所の年月日より起算し正に三ヶ月以内を以てすべく且之れを封疆の外に於て出版す可からず

此書を發賣するの以前に其二部を公設書館に納むるを要す則ち一部はシャトー・ティユ・エルールイウルの書館又一部は佛國セワリエー・シヤンスリエー官にしてコムマンデルの位階を有せるウアサン氏の書館に納む可し否ざれば此准可狀は全く効なきものとす

受權人若しくは其權利を譲り受けたる者は更に紛擾妨碍を受くることなく此准可狀の明文を行ふを得べし

此書の初葉若しくは末葉に於て此准可狀の正寫を印刷し以て之を正當なるものと認む可し其他此准可狀の抄文には都て准可狀の原書に於ける如く參政及書記官の一人之を證すべし此准可狀を施行するに要する所の公證は都て公證官に命じて之を爲さしむ可し蓋之を爲すには他に許可を受くるを須ひず又諸法令に牴觸せざるものとす

以上の箇條は盡く朕の意に出る者なり

治政七十二代千七百十五年第五月第一日

ウエルサイに於て此の准可狀を賜與す

官廳に於て國王親から記せり

フーケー手記

千七百三年第八月十三日の制誥及び規法に遵ひ巴里の出版及び賣書會社の第三箇中第九百三十九葉第千二百三號に此版權免狀を登錄するは巴里に於て千七百十五年第五月八日なり

檢官ロビュストル手記



# 日本西教史上卷目次

## 日本國紀事

日本國の人情風俗を説明す

### 第一章

六五

葡萄牙國の商客等信教に由て苦を受くる日本人をサンフランソワ・ザウ井エー師に紹介したること——聖  
 師日本國に赴き福音を説教せんと決心す——種々の艱難を経過し初めて日本に達す——薩摩王の善遇を  
 受け後ちポンスの虐を蒙り已むを得ず出發して平戸の地方に至り盛んに説法せしこと——ヤマダチ王の面前  
 及び王の宮内に於て佛僧と争論す——帝國の首都に赴き國內に福音を播説する免許を請しこと——徒行  
 の旅中困難せしこと——國帝に謁見を得ず山口に回り信教の爲めに山口王の面前に於て佛僧と大争論のこと  
 ——宗門に關しサンフランソワ・ザウ井エー師の受けたる難問——聖師書面にて回答せし事

### 第二章

一一七

サンフランソワ・ザウ井エー師山口を出で豊後に赴きしこと——葡萄牙人聖師に王の面前に於て説教せん  
 ことを勸む——國王聖師を善遇し陪食を命ず——聖師改宗を勸め貧民を賑はすべきことを説き衆人の前  
 に説教す——著名なる佛僧改宗せしこと——著名の佛僧と王の面前に於て議論し佛僧耻辱を取りしこと  
 ——教師に對して衆民感動を起せしこと——葡萄牙人其船舶に遭れ教師の危難を救ふ——葡萄牙船  
 長共に死せんと決心せしこと——紛擾治まりて後又佛僧と争論す——教師難問に答辯し唯一神あるの理



第三章

一九九

を示し我宗門の眞理を證せしこと——起初天使と人類を降せしことの説——神に象ざりて人を造りしこと——人心天意に悖りしこと——己れ人を救はんため十字架に死せしこと——日本人をして神佛を信するを廢せしめざれば已まざること——山口の佛僧聖師の伴侶ペール・コスム・ド・トレイに靈魂の性質、惟一神の存在、惡魔は何物なるや、神は何の爲に惡魔の吾人を迷はすを許すや、人は何の爲に許多の災禍に罹ることあるや、地獄永劫の苦患等を問ひしこと——山口王死去城邑荒廢に及ぶ——セジュイツト教師殺害を免れしこと——豊後王の弟山口王に選立せられしこと——サン・フランソアザウ井エー師豊後を辭して印度に回る

豊後國王幼にして葡萄牙人を厚遇せしこと——國王聖教を好まざるも宗徒を善遇せしこと——佛僧に關せる規律を嚴にし終に満足せざりしこと——サン・フランソアザウ井エー師其配下の信者を日本に遣る——信者皆山口に來り新に基督宗徒の爲めに規則を設く——豊後王教師の爲め禮拜堂を建立し領地内に於て説教するを許せしこと——山口の禮拜堂は豊後の禮拜堂と一様盛隆なりしこと——新教歴史家の不信心

山口の鎮臺其兩兒と共に洗禮を受く——兩佛僧の改宗——豊後の騷擾——貴人數名國王に叛きしこと——叛者縛に就き死罪に處せらる——山口城邑再度の荒廢——山口城攻め圍まれ國王害せられしこと——豊後の再亂——印度のペール・プロワンシヤール日本へ航海のこと——同人平戸國主の書翰を受取りしこと——同人豊後國王に謁せしに其の執心堅固ならざるに因り已むを得ず印度に回りにしこと——豊後國王其弟山口王のために復讐を謀る——病院三所を府内に造營せしこと——平戸禮拜堂の景況——教師佛僧の爲めに虐待せられしこと——教師ガスパル・ウイレラ已むを得ず平戸を退去し豊後に赴きしこと——日本人義死の最初——博多城攻撃のこと——教師危難に遇ふ——京都へ

第四章

二五九

使役のこと——佛僧より教師トレイへの書翰——ペール・ウイレラ京都へ旅行のこと——佛僧の住せるフレノチ(比叡)山に赴き其れより帝城の地に至り諸所にて説教したること——佛僧妨障をなせしこと——佛僧數名改宗せしこと——虐待に因り京都を退去す

ペール・バルタザル・ガゴイ印度に歸る——フレール・アルメーダ諸所の禮拜堂に詣し多人を改宗せしめたること——豊後の基督宗徒信心堅固なりしこと——ペール・ウイレラ堺に至りて説教し多人を改宗せしむ——京都の騷擾——ペール・ウイレラ京都に回り補助の人と共に説教せしこと——佛僧の教唆に因りて京都の基督宗徒虐待に逢ひしこと——有力の諸侯三人改宗のこと——ペール・ウイレラ、ニコウツンの(三好殿)に謁見す——ペール・ルイー鹿兒島に至る——肥前殿の城廓を一見し薩摩王に謁せしこと——大村王説法者を求訪せしこと——大村王スミタダ(純忠)の容貌及び繼立——ペール・ド・トレイ平戸に至ること及び其の所行——大村王基督宗たるべきを説明す——有馬王其領地内に福音を播説せしむ——大村王洗禮を受く——王洗禮を受けし後の奮勵——偶像信者其先亡者を祭る式——大村及び有馬兩地の紛亂——大村城邑兵火に罹り國王遁逃のこと——有馬王其國を追はる——教師王を船中救出りしこと——大村王城塞中に圍まる——王再舉して敵を敗りしこと——フレール・エドワルシルフの死去——有馬王ペール・ド・トレイを招きしこと——ペール・ウイレラ、ペール・フロエー京師に赴く——貴女子信心決定のこと——ペール・フロエー危難を経て京師に至る——將軍の外舅兩教師を訪ひ會食せしこと

第五章

三三三



日本の諸侯毎年春初に公方に謁見すること——公方への恭禮及び公方の諸侯を接遇する式——兩教師公方に恭禮を行ひ懇遇を蒙りしこと——兩大臣公方に叛きしこと——ミヨウジンどのの叛逆——公方之を遠避し次で其宮中に還ること——公方叛黨の爲に害せらる——公方の夫人斬首せられ及び死に臨んで書を叛黨に贈りしこと——ペール・ゼシウイット京師を放たれ堺に赴きしこと——ペール・ウイレラ豊後に招かる——信長の容貌——信長公方の弟を奉じて恢復を圖る——公方フオダ(織田)どのを大將に任ず——兩軍堺の近傍に對陣す——基督宗徒の善行——織田殿叛黨を誅す——信長京都の主宰となりて宮殿を再建す——織田殿ペール・フロエーを京に迎へんことを謀る——フロエー信長に謁し佛僧と討論して之に勝つこと——公方より宗門設立の書翰を賜ふ——靈魂不滅の論——佛僧ペール・フロエーと再議論のこと——フロエー書を織田殿へ贈りしこと——フロエー已むを得ず美濃國に在る信長に告訴せしこと——信長公方の兩人佛僧の讒言に因て和田殿のフロエーを善遇するを喜ばざりしこと——信長眞意を認めて欣納せしこと——二叛人信長に抗す——叛人の敗北——和田殿の横死——信長比叡山の佛僧を殺し其寺を焼きしこと——豊後平戸に在る禮拜堂の景況——船戦——フエル・ナンテスの死去——ペール五島に至る——フレール・アルメーダ、フレール・ローラン共に國王の面前に説教しアルメーダ國王の病に罹るを全愈せしめしこと——貴人數名改宗す——一貴官國王に叛く——宗徒軍略を設け勝利を得——五島王の世子洗禮を受く——ペール・ド・トレイ大村王に謁し王の全家洗禮を受けんとせしこと——ゼシウイット教師會合す——ペール・ド・トレイの死去及び同氏の善行——佛僧有名なる宗徒ドム・レランを殺さんとす——一小兒の決定心——天草島に紛亂起りフレール・アルメーダ退去のこと——五島王の子ドム・ルーイ信心堅固のこと——ペール・ワリニヤンの大決心——ペール・カブラル信長に謁すること——ペール・ロベール印度に赴くこと——悪僧の改心

### 第六章

四四一

公方信長と不和のこと——共に講和を肯んぜずして戦端を開かんとす——信長勇猛の兵を率ゐて京師に上り暴動せしこと——公方攻め圍まれ次で位権を剽奪せらるること——ペール・フロエー此の亂に危かりしこと——大村に紛亂起る——ドム・バルテルミー攻め圍まる——同人敵を退け偶像信者を追放すること——豊後王の第二子宗門に入り洗禮す——同人偶像を毀ち佛僧を呵責せしこと——豊後王の夫人の姪チカトラ(親虎)改宗せし奇話——同人教師と共に死を決す——豊後王の子ドム・セバステイアン騎兵數名奉教婦人と共に禮拜堂に至て死せんとすること——國王政務を其子に傳へ隱居せしこと——親虎追放せらる——王彼れが爲めに仇を報ひ其夫人を却ぞく——王他婦を娶り共に洗禮を受けしこと——世子教師を恩遇し宗徒とならんことを願ふ——薩摩王兵を起して豊後の軍と戦ひ豊後の軍敗績せしこと——親虎戦死す——土佐及び有馬の兩王洗禮を受く——有馬王洗禮の後程なく死去せしこと——天草島民悉く改宗せしこと——有馬の新王宗門に入りしこと——同人ゼシウイット學校を建築せしこと——京都に在る禮拜堂の景況——信長故の如く教師を保護す——信長佛僧を嫌惡せしこと——教師等宗務につき私に集會せしこと——教師ラルガンタン宗教上の明言——信長の勢威——同人に對せし陰謀——ジュード右近どのの僻地に避けしこと——同人の德行を助くるための立策——豊後國動亂復た起る——新王宗教に背き不信心の冥罰を蒙りしこと——前國王フランソア一の信心なりしこと——同人宗教に付き三條の願ありしこと——三所の學校及び拜禮所を其領地に建造せしこと——同人再び國務を掌握せしこと——同人の第三子宗門に入りしこと——日向國主の夫人其子女と共に洗禮を受けしこと——ドム・アントワンの死去及び上帝ドム・バルテルミーを保護せしこと——長崎に於て罪人の處罰不規則なりしこと——アレキサンドルウリニヤン京師に赴く——同人信長より厚待せらる



第七 章

信長大に武場を開く——安土町に法教所を設くるを許す——ペール・オガルトン同所に於て説教す——  
 日本少年の義死——日本宗門の景況……………五五五

日本の三王使節を法王の許に遣りて恭禮を伸ぶ——使節長崎より乗船し大風危難の事——ゴアに達し其れよりサンテレイン島に止まりし紀事——使節リスボンに到りしこと——使節マホラに於てアルシウエツク(大教正)に謁しマドリッドに至り西班牙王の優待を受けしこと——使節以太利に到着し羅馬に於て法王に謁見したりしこと——三王の書翰を法王の宮殿に於て讀上しこと——ペール・ガスバル・ゴンザレー宮中に於て三王及使節に代て演説す——ジュール・アントワン・ホカバテユリ法王に代て使節に答詞す——羅馬に於て使節の受けたる尊榮——法王グレゴアル第十三世祖シキスト第五世之に繼ぎしこと及び日本貴人との交誼——使節法王に辭別しウエニスに赴く——同所の貴人使節を接待して美を盡せしこと——使節マントウよりミランに至りゼインに於て乗船す——マドリッドを経て西班牙王に辭しリスボンに至り其れより印度に歸ること——ゴアに至り其れより日本に還歸せしこと——此旅行より生じたる結果

第八 章

信長神の如く尊敬せられんことを希ふ——殿堂を建立して己れの像に比する物を安置し諸人に命じて之を拜せしむること——明智叛を謀ること——信長及び其長子殺害せらる——安土城禁錮の災に罹る——明智を誅伐する計策を運ぶこと——明智の敗死——羽柴帝國の總領と爲る——羽柴聖徒と交を厚ふすること——佛僧の景況——龍造寺兵を率ゐて大村有馬と戦ひ敗死す——有馬王ドム・プロテの信心——ドム・バルテルミーの三子信心のこと——豊後王の第三子ドム・パンタロン信心凝固のこと——

六〇九

第九 章

フレール・ルイー・アルメータの死去及び其の德行——ジュード・右近の奮勵——羽柴の權勢及び其宿志——羽柴關白と爲る——師父長ガスバル・ケロ關白に謁し善遇を受けしこと——關白の親昵なる待遇に因て其宿志を曉りしこと——關白甚だ傾益なる書を賜ふ——山口王關白に服従し宗教を其國內に播説するを許すこと——大地震——フランソアの退去——薩摩王フランソアの子と戦ふ——薩人豊後に入り又之を棄つ——關白政權を掌握し諸王服従す——大村王ドム・バルテルミー豊後王ドム・フランソアの善終——兩王の葬式……………六六七

千五百八十七年宗門の景況——關白宗徒の接待を異にす及び其原由——ジュード・右近の信教のため遺流に處せらる——其父其妻及び全家信心なりしこと——ジュード・右近退去しドム・オーギユスタン之を招きしこと——宗教禁制の布令——ペール・ウロワシヤル宗徒を平戸に集めしこと及び其決定——教師日本を發す——ドム・オーギユスタン宗教に大功をなすこと——宗徒婦人の信心——丹後侯の夫人改宗せんとして教師の許に至ること——侍女十七名宗門に入る——夫人教師の逐はるゝにより教師に代る一貴女より洗禮を受けしこと——天人終身信心堅固なりしこと——豊後王宗徒を虐す——ドム・ポールの信心——徒黨同氏を害せんことを謀る——同氏却て未曾有の榮名を得たること——關白同氏に陪食を賜ひ豊後王を宮殿より退けしこと——宗徒の老人義死のこと——關白禮拜堂を毀つを命ず——ドム・プロテの奮發——諸教師一時潛匿の計を決す——此の難に際し教徒の信心愈らざりしこと——五島の景況——十字架を信仰せし宗徒一婦人の義死——ドム・プロテに達ふ——ジュード・右近の宮中に回る——關白諸王に令して敬禮を奉ぜしむること——關白支那を服従せしめんことを圖る——關白帝國保安の策を立つ——靈妙なる十字架有馬地方に現はるゝこと——教師ケロ

六六七



第 十 章

七 四 九

の死去——ワリニヤン大師四使節と共に日本に至ること——關白に告知を爲す——宮中に招かれしこと——關白自ら長崎を領す——矢草島關白に叛く——ホンド村攻撃せらる——婦女三百名城壁破壊の隙より防戦せしこと——女兵盡く戦死して城竟に陥る——豊後王コンスタンチン宗門に入り偶像信仰を棄却せしこと——京都及び其近傍に在る宗徒の景況——少年宗徒佛僧と議論のこと——日本に在るゼチユウイツト教會の景況——布令廢止を希望せし事由

ペールウリニヤン大師四使節と共に政廳に赴くの途豊後王コンスタンチン來見し罪を謝せしこと——關白使節を禮遇するの意少なきを以てオーギヌスタン使節の體裁を整へて來るべきを約す——大師行裝を盛にして都に入る——大師伴信を從へ關白に謁し關白之に接するに敬禮を以てせしこと——ドム・マンシオーに仕官を勧めしに之を肯んぜざりしこと——諸侯多く大師に謁す——大師都を出で、平戸に歸りドム・バルテルミーの少女を見ること——有馬王ドム・プロテール王の謁を受く——宗徒の虐待復た起る——四使節ゼチユウイツト教會に入る——關白より印度副王への回答——關白使節を疑ひ後又之を信すること——京都の奉行教師に親しむこと——印度副王への答書敬意を缺きたれども後に之を改むるを得たること——關白支那を取るの策を定む——關白位を其姪に讓る——關白朝鮮に向つて戦を宣告しドム・オーギヌスタンを以て總大將と爲す——ドム・オーギヌスタン朝鮮に赴き大に勝利を得——ジュードー右近の再び太閤の恩遇を得たりしこと——ドム・オーギヌスタン朝鮮王城の主宰となる——ペールウリニヤン印度に回り其發程前佐賀侯に洗禮を行ふこと——朝鮮の戦日本の衰運を顧せしこと——日本朝鮮和を講ずること——長崎禮拜堂再建のこと——ヒリピン島鎮座より使節及びサンフランソアリの教會の四僧を遣すこと——同人等の日本にて播教するを禁じペールオルガントンの都に住するを許さるること——

——太閤其姪を疑ふ——サンフランソアリの教師京都及び大阪に禮拜堂を建築す——教師長崎に第三の禮拜堂を建築せんと欲して果さず——太閤の姪關白の美質及び悪行——太閤及びマンドコロさま關白の所に至る——行統の紀事——京師の景況——太閤伏見に還り其姪を舞踏會に招きしこと——太閤面會を命ず——太閤關白を僧寺に放つ——關白の悲哀すべき死去——其餘話——太閤の暴行——大村及び朝鮮に在る禮拜堂の景況——有馬の宗徒信心堅固なりしこと——ドム・オーギヌスタンと争を起せし者其事を遂げ得ざりしこと——

日 本 西 教 史 上 卷 目 次 終



# 日本西教史 上卷

## 日本國紀事

日本國の人情風俗を説明す

世人のチャボン或はチャパンと云へる一國は數個の島嶼より集成し、亞細亞洲の極東に在て、北緯三四十度の間に位せり。此地より東に方つて遙に數千里の滄洋を隔て、亞米利加のカリフォルニア即ち又ウエルグレナドと相對し、西に方りて朝鮮の半島及び支那の帝國あり、蝦夷の陸地は其北方に位し、フィリピン群島は其南方に在り。或著書家は此の國を指して古人の所謂セルソネスドラル(金城の半島)は即ち之なりと云ひ、或はサンデニーアレキサンドル(名)の謂るキリゼエなりと爲し、又或はウエニスの人マルコポロ氏の謂るチバングリ又はシヤムバクなりと爲す。古來地理諸家の云ふ所皆な此國を以て數島集合して墻垣の狀を成し、其中無數の島嶼を包藏せるものと考へたるが如し。然るに近時諸家の説に據れば、東北方に於ける或は大陸ありて之に接附せるに似たり。其説たるや夫の久しく日本に居住せしセシユウイトの教徒及び近時當國を經歷せし歐羅巴洲の商賈等が、此國蝦夷の地に接する處に峻嶮攀づべからざる山脈ありて



擁塞するに因り、行旅は路を日本島の大半部を隔斷する海灣に取ると云ふは殆んど信を置くに足るべしと云ひしなり。然りと雖も此地の海灣より隔斷せらるゝや或は否らざるやは姑らく論せず、茲には古來地理學家が日本を島國中に列せし普通の説に従はんとす。其説に云はく、海中群島の起伏せる、宛かも千里の沃野に百條の河流蜿蜒として蛇行せるが如しと。此群島の散布せる外形の周圍六百リユ(我が一里四丁四十)に下らず、其長さ二百リユに餘れりと云ふ。其幅に至ては或は十里、三十里、又六十里餘に至ると云ふ。

此國屢爭亂あるに因り、君長の意と時々勢ひに従ひ、國郡の分割も之に従つて沿革あり。ゼジュウイト教徒會て宣教の爲め此地に至りし時は全國六十八の王國ありて、此等は千五百五十年(天文十九年)より新たに名號を唱へし由なり。現今は都べて江戸に居住せるエムヘロル(國帝の義)に服従せり。パウドラン氏が彼の該博なる地理の學識を以て此國郡を六十八部に分ち、其名號の頭字を取てアルファベット(歐洲字母の名)の順序を以て記述せし物ありと雖も、之れ主要の事に非るを以て、縷述せば看者其煩に堪へざるべし。

ゼチユス教徒ベール・フランシア・ソリエー氏は精密なる著述家なり。同氏日本在留中彼の地より送りし自記の日本歴史には全國を三大部に分てり。其第一部をニホン(日本)と稱し、光明の源と云ふの義にして、他の部よりも東方に在るを以て斯く云ふなり。世人此地をチヤボンと稱

し、其居民をチヤボノアと稱す。五十三王國あり。

第二部は支那より此國に航渡する人の最初に來着すべき地にして、其名をサイコク(國)と云ふ(下文を考ふるに原文サイコクの文、字恐らくは九州の文字の誤ならん)、此地に九王國あるを以て斯く名づく。又シモとも稱す、低下の義なり、最南に位せるを以て斯く云ふなり。

第三部は前兩地の中間に位するものにてシコク(國)と云ふ、四王國あるを以て斯く名づく。

第一部の地即ち日本島内最大の州内に在る諸王國中に通常ゴキナイ(五畿)又テンシと稱する五個の國あり。是れ國帝の本領にして、當初國帝の初祖此五國の首領なり、故に其子孫に至るまで此地を領する權を有せるを以て、國帝は諸國王の首領なりとす。五畿内の第一をヤマシロ(山城)と云ふ、全州の首都たるミヤコは此の國內に在り。

此他諸國の王皆な君權を有し、獨立不羈にして而かも其數甚だ多し、故に常に争鬪絶ゆることなし、此全州を一大戰場と云ふも虚大には非ざるなり。國帝は最大無上の權を有せるに因り、國郡を舉て其與へんと欲する所の人に與へ、又國王に死を賜ふこともあり。併ながら國王も亦其從屬せる人民に對しては專斷の權ありて、其意に任せて政事を施行す。

若し住民の健康を以て一國の空氣の清濁を徴知すべしとせば、日本は地球上第一等と云ふも決して過賞に非ず。如何となれば其國病痾常に少なく、人々長壽を保つが故なり。夏時は氣候



炎熱なりと雖も、周圍に滄海あると數條の大河國中に流るゝを以て之を調和す。冬時は多雪寒候長く且凜冽なりと雖も、土地膏腴にして一歲兩度の收穫あり、之れ山岳雪を降して瘠土の灌漑を助くるに因ると云ふ。通常五月麥熟し、九月米を收納せり。米は國民一般の常食なり。

木材の歐羅巴洲中に生じて此國に生ぜざるは殆んど稀なり。就中椰子樹に似たる一種の木あり、奇なる性質を有せり。此木水濕の氣を忌む事甚しく、若し一點の濕氣を受くれば直ちに枯死すること炭を**パーチメント**(羊皮紙)の上に置くが如し。而して再び之を活さんには根下まで樹幹を刀割して日光に曝し、而して砂及鏡砂を以て覆ひ、燥地に移栽する時は再び新緑の美を生じ風のために吹断せられたるか又は手折たる枝を釘にて樹幹に打着れば、接木したる如く能く活す。杉木は殊に多し、大なるものは殿堂の柱又は巨船の橋と爲すべし。

日本人の牛肉豚肉羊肉を忌むこと我國人の馬肉に於るに同じ。又牛乳を飲むは生血を吸ふが如しとして敢て用ひず。牛馬極めて多しと雖も、牛は農事等に用ひ、馬は戰場に用ふるのみなり。日本人は獵獸の旬期に於て得たる野獸肉の外は都べて食はず。山林には麋鹿、野猪、兔の類甚だ多し。鳥類亦多し、雉子、山鳥、野鴨、山鳩、鶉、大鳩等なり。更に鳥獸を牧養して活計とする者を見ず、人家偶々鳥獸ある者は都府に於ても鄙野に於ても之を飼ふに唯米、野獸肉、菓實、野菜の類を以てす。

魚肉は日本人の常食にて、河中海灣にて漁得する所のもの甚だ多く、味美なり、鮭魚鱒魚の類あり。牛酪を製するの術を知らざるか、或は之を製するの工夫を盡さざるにや、牛酪あることなし。橄欖樹なし、故に橄欖油なし、是を以て食用油及び燈油皆な鯨脂を用ゆ。又松枝を焚して蠟燭及び燈火に代ふ。

此國葡萄酒を産せず、一種の飲料ありて太く我國の麥酒に類す。其尤も嗜める飲料はチヤと名づくる植物の葉を滾湯中に入れたる物にて、之れ則ち支那にて**テ**と云ふ所の物なり。貴人に一種の奇とすべき樂みありて、自ら茶を點じて之を飲み、又其友人を招きて之を供す。其居館に一室を構へて他事に供せず、唯點茶の用とす。

此國諸種の礦物多く、就中金銀に富めり。勿尼斯の**マルコボロ**が著書中に、當時日本の王宮は金板を以て蓋造せり、蓋し我國禮拜堂に鉛板石板を以つてせるが如しと。居宅の製造は之に住する人の品位に因て一樣ならず。大名の家は瓦石造にて石灰白灰等を用ひず、其規模の廣大なる、構造の美麗なる、譬ば佛國の凱旋門、西班牙の**サゴウ**井橋に類似せり。砲臺堡塞には石造の物多けれども、居宅に至ては大概木造なり。之れ地震屢々起りて損害極めて多きに因る。貴族は概ね美屋に住す。其製二層にして、第一層は外方に在りて家族の住する所、第二層は家主の住する所なり、必ず別室ありて其美麗なる殊に他に秀づ、畫壁金屏實に人目を眩耀する



に足る、床には常に良工の畫を排置し、花瓶には異香ある花を満挿し、障帷を豔飾し、茶具を設置し、所々刀劍を飾り付るを以て室内の修飾とす。平人の住居は木造なり、其中富者は白堊を以て塗るものあり、天井あり、精巧の畳あり、屋上にも亦突出したる修飾あり、室の周圍には露臺ありて庭中の樹木の美觀を樂しむべし、屋根は片板を重ねて瓦に代へたり。貧者の家は粘土の壁に木枝を以て之を支障し、屋根は藁草を以て之を蓋へり。工人を容易すく得難きを以て大村落と雖も此體の家甚だ多し、故に火災屢々起りて困難するもの少からず。

印度より日本に至るの航路には激浪をも乗廻る海賊ありて甚だ危険なりとす、又タイフランと名づくる暴風の起る時あり、三隻の舟二隻恙なく日本に達すれば海客以て幸運なりとす。危険なること想ふべし。

人文の開けたる一國より他國を目して野蠻となすは一般皆然り。往昔ゲレキ人此の思想をなしたり、而して羅馬人も亦伊太利國の外は勇氣なく禮義もなしと思考せり。此れ實に伊太利國は現今に至るまで全歐洲中の文華精英とも云ふべき國なれば、他の各國を目して野蠻となすも亦宜べなり。然るに支那日本に至りて其文物を窺ふに、遙かに伊國に勝りたりと云はざるを得ず。

日本人多くは強壯不羈にして戰鬥に堪ゆ。其容貌橄欖色なれども支那人は之を目して白人と

云ふ。身體長大にして精神活潑なり、其軀幹に至りては通常中等に位すべし、此れは北方の人に一步を譲る所なりと雖も、敏捷なることは之に勝れり。其鬚甚だ長きものあり、其頭髮少年なる者は其前面を剃却す、職工の人及び鄙野の農夫は其半を剃り落せり、貴族は全部の頭髮を蓄へ後部に髻を結び之れを尊ぶの風俗なり、人もし髻に觸るゝとあれば斬害せらるゝよりも甚しき羞耻なりとす。日本人の物に堪え忍ぶこと實に感ずるに堪へたり、飢渴寒暑に屈せず、勤務に倦まず、其他都べての困屈を堪え忍ぶの美質あり。

商事等に因りて日本人と交通する者は、曾て粗暴の舉動なく、實に丁寧切なるを熟知す。職工農夫の如きも歐洲とは反對にて、平常の交通に於ても、知らざるものは或は云はん、彼等は皆な宮中にて教育を受けたるべしと。

何れの地方に於ても愚昧の人なき能はざるは元より然りと雖も、日本の人多くは活潑穎敏、聞見を廣むるに急にして、理に鋭く義に勇むの風あり。サンフランソア！ザウ、エー師が此の地に至つて始めて日本人に接せし時、其義理に鋭きことに驚きたりとぞ。聖師の書翰中に記載せるには、日本人は予が云ふ所を諦聽し、然る後ち其問を發すること敏捷にして、一度び了得する時は必之を實行すと、之れ證とするに足るべし。日本人の迷癖あること他國の人と異なることなし、然れども黑白を論せず過誤に陥ることなし。其偶像を信するの一事は實に真神の道あ



るを知らざるに因る。之を知らざるものは彼等が信心のことに關するに非ずして、實に政事家の方略より妨げられたるに因るなり。且基督教の傳播せること此國の如く速かなるはなし、看官本編の説く所を見て之を知るべし。百五年來日本の風俗の書に著れたる者を見るに、皆其性淳良温厚にして善を好めることを稱揚せり。是れサンフランシア！ザウエー師が此國に至りし原因にして、聖師が種を下せしもの速かに根幹枝葉を生じ、今漸くにして結果の時に至らんとするなり。

日本人の言語は一種壯にして且美に、羅匈厄勒に勝れること疑ひなし。其語數夥多にして、一語數意を兼ること少なし。且人と接話するには相對する人の品位に因て用ゆべき語自から異なれり、譬へば賤人の貴人に相對せる、少者の老人に相對せる、公務の談と私事の話と皆一様ならず。一句の語にして公侯大人の口に出づる時は輕蔑の語に非ざるも、平人之を用ゆるときは輕蔑の語とせらるゝことあり。又一語にして男子の口に出ると女子の口に出るとに因て話意の異なる事あり。又尤も此國語の奇とするに足る者は、書記する所は説話する所と同じからず、手書する所は著書刷印する所と異なり、又數字にして僅かに一語意を含むものあり、又彼の支那或は埃及の譬喩字の如く一字にして一物の全意を有するものあり。斯の如く語數の夥多なる人の品位に因て詞を異にする等の爲めに、外國人の之を學ぶは尤も至難なりとす。而して此國





語其時と事とに因て語意の變することあり。故に熟通せずして公衆の前に之を談話するときには聽者の笑を免かれざるなり。

其書寫する處の文字に兩種あり、一は尤も單なるもの、一は支那文字の如く多數なるものなり。身分ある人の子は十四歳までは佛僧の學校に往きて十四種の文字を書き讀むを學ぶ、尤も其形ちのみならず其意味をも習ふ、一は國王に呈する書體、一は國民に對する書體、其他別種の書體又は公書の體等を學ぶなり。日本人は文字を書き又は印刷するに方つて、假令短簡のものとも雖も誤りなからん爲め、大に意を用ひて之れを書す、故に書のために賞譽を受るもの甚だ多しと云ふ。

此國の語、美は則ち美なりと雖も、我輩の宗教を説法するには語言の充備せざるを覺ゆるとあり、因て最初福音を講ずるとき大に工夫を費したり。之れ其用ゆる所の詞意他の詞意と齊しきを以て、聽者の笑を發し、或は曉通せざることあり。譬へば我が十字架(アロ)の意を有せる「十文字」の如き數字の「十」となり、又字母の一字となる、故に説法者我が教祖の十字架を説くに方つて「十文字」の語を用ゆる時は、聽者其云ふ所の意を解する能はず。是と同じくアーム(アーム)と云ふ時はテイヤール(アール)と解すべし、是其字及字義ともに一樣なるに因てなり。故にゼジュ(ゼジュ)の教師は已むことを得ず日本語を用ひず、葡國語を代用してデイユウ(ユウ)をデイヨス(ヨス)



(葡語) **アーム**(魂)を**アルマ**(葡語)、**クロア**(十字)を**クルウス**(葡語)、**ペーパー**(心)を**デモニヨ**(葡語)と云へり。之れ語言の混同を免れんため、且は聖事の深妙廣大なる吾人の了解し難く、語言の新奇なるを以て深く不信者の胸中に感銘せしめんとの主意なりし。

日本人の特意に習練する處のものは武術なり。男子十二歳にして始めて刀劍を佩び、以來は夜間休憩する時の外敢て腰間を脱せず、寢に着く時と雖も尙ほ枕頭に之を安着し、睡中と雖も武を忘れざるを表す。武器は劍、短劍、小銃、弓箭なり。劍は精鍊を極め、鋭利なること歐洲の劍を兩斷するも刀口疵痕を残さずと云ふ。日本人の風習概ね武を尊ぶ、故に刀劍裝飾に厚く意を用ひて甚だ之を誇耀す、室内にも之を排列して第一の修飾となす、且時あつて主君の好意にて之を賜ふことあれば、別段に意を用ふるなり、其價ひ二三千**デユカー**(貨幣)に至ると云ふ。日本人は總て**ソーエ**(衣服)を着す、衣服の美麗なるを以て其富有と品位あるを示さんために注意するの風あり。一年間一定の日期ありて更衣の期となす、此日冬衣と夏衣とを交換し、衆人一樣の衣類を着す。

幼穉の人は長さ踵に至る衣を穿てり、室内にては之を垂下すれども、街上に在ては小帶を以て之を結收す、上袍あり其袖は少しく肘下に垂る。日本の履き物は鞋踵なし、其製上は稍脊に類せり、然れども脊に半輪狀の**コール**を足の兩指の間に堅く夾み、脊をして足を離れざらしむ。

平民の着衣は其垂下する膝頭に至て止まる、碁盤形の模様ある大幅の帶を締め、大小刀を佩ぶ。市街に在るも村邑にあるもすべて斯の如き形容にして、常に杖を手にする。又男女に拘はらず皆扇子を持てり。貴人は門外に出る時は僕從等傘を捧げて日を遮る。

婦人の衣服の華美なるは日本に及ぶもの他にあることなし。首飾は十分ならざれども亦看る可きものあり、頭髮は巧に頭の後部に下垂し、總なる絲を以て之を結べり、耳環を用ひすと雖も、眞珠の指環ありて尤精工なり、其帶は甚だ大にして、金銀の縫箔花紋等ありて美麗を極む、長さ衣服を幾襲ねとなく身に纏ひ、其上に表衣を着す、衣の後部を地に曳くこと數尺なり。

佛國にて婦人の品位を知るには其衣を後に曳く所の長短を量るを以てす、日本にて之を知るには衣襲の多少を以てす、五襲のものあり、十襲二十襲のものあり、若し日本絹の精良薄緻なる容易に數疋を懐にすべきを知らざる者は、或は此の言を信せざるべし。

日本人の食饌は常に清潔にして且美を盡せり。室内に入らんとして先づ其履き物を脱す、之れ室中の氈を汚さやらんが爲なり。坐するに脚を屈すること東洋一般の風習の如し。食卓は方形にして低き一つの脚ありて一人一卓なり、食饌の更る毎に器を改む。布巾の設けなきは食卓甚だ美にして、和蘭最上の布と雖も之に蓋覆するに足らざるに因る。食卓は松杉の板を以てし、書きたるもの、漆したるもの、金銀を鏤ばめたる蒔繪のものあり。客を招きて筵を開く時は、



通例始め二三種の肴を出だす、客は酒を用ひず、此肴を食了つて第二回の酒饌に及ぶ。中等以下の人は米、野菜、魚肉を常食とす。富者は尤も美食に誇り、其食卓肉菜を堆かく盛り立て、恰も埃及の高塔の如し。肉には金粉を飾ひかけ、又杉樹の一小枝を添ふ。貴人の食には時として鳥の全體を用ふることあり、嘴は飾るに金を以てし、脚を去ることなし。

食卓に布巾卓布の設けなきこと前に云ふ如く、又肉又、匙、小刀等も用ひず、唯箸を用ひて肉又に換ふ。其箸を用ゆること又尤も順便にして、肉を脱落することなく、又手指を汚すことなし。箸は象牙、杉樹或は其他の香木を用ひ、長さ尺許あり。

日本人の好める飲料は前に云へる如く滾湯に茶葉を入れたるものなり。貴人は都べて此樹の葉を注意保護すること珍寶の如く、之が爲めに用ふる器は木或は泥或は鍍製にして、家主自ら手を下して之を調理し、決して家僕等に任せず、之を丁寧愛護するなり。

古物か又は良工の所製に係れば尤も鄭重を加ふ。而して我國に金銀の鍛工ありて其精粗を定むる如く、鑑定家ありて茶器製造の時代と其工人の名譽とに因て價值を定む。極めて古代の物か又良工の造る所は我が佛國にて眞珠金剛石等の如く、其品位尤も優等に置かるゝと云ふ。千五百八十六年間豊後の國王が東印度在任のゼチユ教師アレキサンドルウリニヤンに示せし泥造の一小茶器は一萬四千デユカ(貨幣の名)にて買得せしなりと云ふ。又ワリニヤン師は堺に住せる基

督宗徒なる一富家にて茶を煎するために用ふる一の五徳を見たり、其價千四百エキユス(貨幣の名)にて買得せりとて、其家の主人之を興味ある物として教師に示せり。此品毀損して所々鐵付したり、之れ其古物なると夫の徒の所謂貴重なるを證すべし。凡て良工の造りたる此類の器物は、一品の價五千エキユスに至ると云ふ。

一貴紳屢々高價を以て彼の類の賤器を購買するあり、一教師其意を問ふに、貴紳之に答へて曰く、歐洲人が金剛石、リュビス石、エミユレード石等を高價を以て購買するに同じと。且云ふ、貴國人は我輩よりも尙ほ徒費すと云ふべきなり、何んとなれば美石は唯人目を炫耀するのみにして之を貯藏するも亦勞なしとせず、予輩の茶壺、五徳、湯釜、茶碗、茶匙の飲料の用に供して人命を保養し、諸種の衰病を療する爲めに古器を用ふるに於ては、之に優れりと云ふ可しと。其風習の我國及び他の國々に異なるは殆ど信すべからざる程夥多なり。茲に其一二を挙げば、我國にて人に禮する時は帽を脱す、日本人は足を履より少しく脱して履を前に推出す。我國にて貴人來見するときは必立つ、日本人は必座して敬禮す、坐せざれば失禮なりとす。頭髮の多きは我輩の好む所、頭の禿せるは我輩の嫌ふ所なり、日本人は之れに反して頭髮を剃却して髪毛なきを美とす、日本人年齢十四歳に至れば之を剃りて頭の後部僅かに一掬を剃すを以て貴人の徴とす。我國にては齒の白きを美とす、日本にては黒きを尊ぶ、故に黒色の藥汁を以て常に



之を染む、是れ其俗白色を以て凶とし黒色を以て吉徴となすに因る。  
 外出するには外衣を穿ち帽或は小帽を着す、是我國の常俗なり、日本人は之に反し、家に在るときは袍を着し、外に出るときは之を脱し、幅廣き大なる靴を穿ちて足に暖を取り、家に歸れば脱す。

頭上には男女とも常に被りものなし。唯貴人は夏の間頭に日笠を戴き、高位の夫人が父母の家に歸省するか又は父母の來ることあるときは、麻布にて製したるコアフ(女の被)の類を被る事あり。基督教の婦女子が禮拜堂に詣る時は首帕リボンを戴けり。

我國人の馬に騎るには左りよりす、日本人は右よりす。我國のリユット、ウイヨロン、トロムベット及び都べて音樂は日本人の耳に樂しとせず、日本人の音樂は我國人にありては唯耳に喧噪するのみ。我國人の滋養物として喜び食する牛羊の肉を日本人は忌み嫌ひ、犬馬の肉と同一視す。我國人は夏間凍水を飲料に混飲するを好む、日本人は食後に嚙下すべからざる程の熱湯を飲む。我國人は睡るとき寢床に上り衣を脱す、日本人は蓆上に衣を着して眠るなり。

日本人の病者を取扱ふは甚だ奇にして粗なり、大に我國人の爲る所に反す。我國の醫師は諸病に多くは刺絡す、日本人は決して之を爲さず。我國にては病者には甜き葯水、濃き肉汁及び肉の少しく煮たる物と與ふ、日本人は葯水の鹽味、苦味、酸味ありて病を刺戟すべき物と與へ、

病者をして自由に其好む所を食せしむ。其言に云く、好むものは害なしと。然るに尤も奇とすべきは、若し我國人にして前に云ふ如き食法に従ふときは病者は悉く死すべきに、日本人は速に快復し且長壽なり。

教師マルチニウス氏及び其他の著書家云へらく、日本の醫道は支那に出たりと。醫師は病者に問ふとなく、唯半時許診脈して脈動と病の經過に因て病源を判す。此國には藥室あることなし、醫師の僕小さき葯籠を持ち之に従ふ、葯籠の中には十二個の抽斗ありて四十四の葯囊を容れ、各種の草木及び乾藥を充實す、醫師は此内より應用の物を調合し之を混交し病者の家にて之を煎す。又熱病に小さき銳利なる金針を病者の皮膚に六箇所も刺入し之を療治するあり、此法支那にもあり。又大病には病者の皮膚二十箇所以上も灸することあり、小にして燃え易き乾艾を丸め之に火を點す、燃え了て灰となり、之を除く時は其燒きし所黒痕の生ずるを見るなり。産室に在る女子を取扱ふにも大に我國と異なる所あり、我國にては産婦を休息せしめ之れに肉汁を與ふ、日本にては殆ど與ふる所なし。嫁したる婦人は歩を擧るに堪へざる程幅廣き帶を用ゆ、子を孕む時は狭まき帶を用ゆ、安産のためなりと云ふ。子生るれば直ちに冷水を以て之を洗ひ、身體をして強からしめ且空氣の害を塞くと云ふ。

日本高貴の婦人程善遇せらるゝ者は又世にあるべからず。國帝より公卿諸侯に賜りたる婦人



の如きは殊に然りとす、其諸侯は實に廣大美麗の室を造り預備をなすなり。先づ其夫人の居を建築し、次に其官位の尊卑と家資の有無に従つて道路行列の式を定む、女婦五十人百人或は二百人あり。

奉仕せる女官は外人と接話するを得ず、都て宮女は忠實鄭重を以て其主に仕ふ。其伍列十六組に分れ、一伍列毎に衣服の地質と染色とを異にす。譬へば甲の伍列は紅の衣服に綠色の帶、乙の伍列は綠色の衣裳に紅の帶等の如し、是れ等は皆門閥の人にて容色端麗且つ貴重の風を備ふ。給仕する年限は十五年、二十年、或は終身の者もあり。概ね其年二十五年或は三十年に至り婚嫁せんと欲する者は、主人より之を家臣の妻となすなり。

宮女の父母の家に一年に一度歸省する時は、四十人或は五十人同時に出行し、甚だ綺麗なる行粧なり。多くは我國のリテエールに似て尙ほ美麗なる乗物に乘れり、乗物の内部外面彩色ありて何れも此國の畫圖を書けり。乗物は五六尺許の距離を隔て徐行し、其兩傍には宮婢等端然として従ふ。

夫人の居室は實に善美を盡せり、庭には種々の名花良菜を栽ゑ、園中端整にして鳥魚を養ふ池沼あり、歌舞の臺榭あり、一物の備らざるなし。併ながら規律の制嚴なるは彼等の自由を妨ぐる所ならん。



貴人男女服侍ノ面

都下ニ住スル平民ノ体



宮女の住居すべき隔室<sup>へや</sup>の結構其美麗なること他之れに比すべきもの無し。且後園は芳卉花木の種類に富み、花壇を築くに工夫を凝らし善美を盡くせり、栽植したる各種の樹木は其列の齊整なること感すべく、池沼泉源に臨めば魚鳥之れに狎たり。此の類は人の心神性情をして安慰せしむること甚だ多し。之れに加ふるに謳歌管弦を以て遊樂する爲め戲房<sup>ゲイヤ</sup>舞臺の設けありて、彼の宮女の幸福なる一の不足と爲すべき者あらず。然りと雖も亦種々の關係禁止の<sup>ことありて</sup>自由を得せしめざるなり。其實に困難とも云ふべきことは尙後章に於て之れを解説すべし。

日本人一般の氣質として名譽を重んじ、外より賤しめ下げすまるゝことは尤も嫌忌激憤すること敢て外國人の比すべき所にあらず。其畢竟を論ずれば名譽面目に束縛せらるゝにて、事々物々總て之れが爲めに動作をなせり。

今日の事業に於ても名譽を得ると出群の成功とを好む。故に只一途に自分の職務を勵み、如何なる小事と雖も不當の所爲をなさず、又之れを口外せざること等に能く注意を加ふ。且日本人は其身分に准し責任の義務を怠らざるに由り、不正の言語を發し損害をなすこと從て少し。而して諸人互に相尊敬し、就中貴族等の禮讓に至ては、位階、順序、座作、進退の容儀等にて之れを表す、故に悉く解明すること能はず。又彼の下賤貧困なる傭夫の如きに至るまで、相互の禮敬あるのみならず、當然正理の待遇を好む。譬へば人に雇役せらるゝに、雇主の待遇若し



些少其意に適せざることあれば、直ちに其備はるゝことを止む。  
日本人は貪慾を嫌忌す。若し一人貪慾なるときは目して卑劣、醜體、廉耻なき者となす。亦名譽を希望するに因るなり。

又盜賊を惡むこと特に甚し。假令ひ些少の物件たりとも之れを盜みし人發覺して捕へらるゝに於ては、直ちに殺戮せらるゝも異議する者なし。而して此く些細の盜賊たりとも人々殺戮する權理を有する所以のものは、初めは細事をなすと雖も、終に大賊たるに至ると云ふを以てなり。

凡て不正を好まず、故に博賭密賣の如き不義の富を欲し、終には賊及び總て惡事を行ふべき不良の情慾を誘導するものなれば、貴族等は尤も爲す可らざるものとして之れを忌むこと甚だし。欺偽を戒め不義を行はざるの一證を擧げんに、茲に一商人あり、與ふべき物品より買主過て多く價を拂ふことあれば、之れを受けずして直ちに之を返却す。

日本人は父母を尊敬すること尤も重しとし、而して父母に事ふるの義務を缺くものあれば、正しく神明の罰を蒙むること、信用す。

君主の行に於て賞讃すべきの風習あり、君主たる者は通常其家臣の内に於て篤行廉直なる一人を選擧し、之れをして日夜言行の過失を諫争せしむ。畢竟人として各々過失有らざるものな

く、殊に高貴の人にありては過失不正あらざる無きを解し、且常に左右に親昵する所の佞臣等は君主の過失を正し弊を去ることを勤めざるのみならず、却て己れが不徳を保存養成せしむることあるを確知するが故なり。且君主たる者諫を容れ過ちを改めんと欲する者は、諫をなすものに權利を與へ、以て賢明の臣とし、諫めらるゝは元と我が愚昧の致す所なり、而して取捨其言に従ふも敢て君たる權理を失はず、故に他人の謗りを蒙るより寧ろ我家臣の諫言争論を冀ふに如かずとせるなり。

日本人が眞に人を尊崇して人の外見虚飾に係はらずして貧困を耻ざる所以は、縱令ひ貴族大家と呼ぶるゝも時ありては貧困に迫り、國土の領主たりとも亦其領地を失ひ、終に貧窮に陥る者少なからず、然れども之れが爲めに曾て人の疎み悔ることなきを以てなり。

總て日本人の風俗を記載する書の説く所に據るに、其勇氣の猛なると堪忍力の強きことは敢て測知すべからざる者ありと。洵に然り、如何となれば災害に罹るも之れを哀まず、平常の言語動作に於ても怯夫と見侮とられざること克く注意して、危難あるも之れを畏懼することなく、奮然として直進せり。又日本人は決して悲傷驚歎すること無きのみならず、非常の幸福に會ふも歡喜の顔色を見はすは又愧恥の甚だしき者とせり。故に悲歎すべき災害を發し、欣喜すべき幸福を來すも、色を動かさず、七情をして自ら抑制せしむるの慣習あり。諸侯等其領地を奪



はれ其貨物を失するも常に高大の顔色をなし、尙ほ其舊位にあるが如く、而して人の誹謗侮蔑を受ると雖も、憤を隠蔽し其色に見はすことなく、假令ひ憤懣に堪へざるも亦之れを言に發すること無し。加之如何なる親友たりとも我が憂苦を告げざるは、蓋し之が爲め他人の安全なる心を動さしめ、且我柔弱を見はすを恐るゝが爲めならん。

日本に於ては多言なるを甚だ賤しめ、短慮なる者は狂人とし、愁訴する者を目して怯夫とし、感覺強き者之れを婦女子に比す。因て事業衰頽に傾くとも、家産破滅に及ぶとも、或は賭博、或は戦闘攻禦の利を失ふも、神佛の加護を祈念すること絶て有ることなく、又此の加護なきを怨望罵詈すること嘗て無し。此れ乃ち基督教と反對する所にして、動もすれば信者も之が爲め昏迷せしむることあらん、然らば則ち地下の冥罰を受るや必せり。又一社會の内に於て不條理の言語を爲し、恭謙を失する人ある時は、年少の人等は篤實なる婦女子の如くして一語をも發せず、速に其座席を退出す。

貴族に於て不法不行跡となすべきは足を以て平民を蹴り賤しむるの風習なり。平民たる者は又自ら奴隸となるべき爲め世上に生れ出で、自主自由の權理を有すること無きものとして之れを甘受せり。然るに日本貴族の傲慢なる所行を改除せしむる所のは、唯基督教の恩澤を蒙らしむるに有るのみ。是れ亦宗教の功德、不可思議の一大効とすべし。實に貴族の傲慢なる

禍害を致すの本と謂べし。然りと雖も貴族は己れの身零落するも尙ほ他人をして尊敬せしむべき容儀を有す。爰に之れを徵するに、一の貴族ありて婦を娶らんとするに、其身困厄の中にあるも、婦家貴族ならざれば、富豪大家の女なりと雖も敢て之れを娶ることなし。

前條の如く傲慢なる所行は之れを不正と云ふべきなれども、賞美すべきは萬事に於て偏ならず易ならざるの精神にして、克く其怒りに耐ゆ。故に人と爭論し、或は粗暴の言語を發し、或は刀劍を以て争闘すること等、聞見せしこと殆んど稀なり。又信義禮讓を以て人に接す、故に各能く己れの勤を爲さざれば、家主は奴僕に暇を與へ、君主は家臣を追放し、時としては其所有物を沒收す。或は測知し得べからざる程の恬然たる心を以て、憚る所なく之を死刑に處するに至るなり。又名譽を固く欽慕するを以て、精神如何なる感動を起すも、其眼睛容色に因り他人其意中を覺知すること態はず。例すれば父其子に不快、夫其婦に不満、或は其隣家に不平を生ずるとも、其怒を隠蔽し之れを見はさず。然りと雖も其事大にして殆んど憤懣に耐へざる時は、最も知識ある人は一語を發せず其坐席を退出し、然る後徐に其事を修むるに親族及び朋友を以て勸解せしむ。嘗て公事訴訟の何ものたるを知ることなく、大抵各自選舉の人を以て之れを裁斷せしむるなり。平民たらざる人の公事は常にあることなしと雖も、若し其事あれば武を以て之れを決し、終に死殺に至ることあり。



言語談話上、人を讒害せざる爲め克く心を用ゆるは、基督信者の仁愛の心を以てするが如きに非ず、唯々名譽を欽慕するの心より出づ。畢竟讒謗たるや人の面前に於て陽に述る能はざる所のものを其不在の時に乘じて陰に告ぐることなるを以て、弱者の爲、怯夫の徴として、甚だ之れを嫌忌せり。是を以て日本人の愁訴せず、不幸を鳴らさず、人を讒害せざる爲め注意する所のもの、皆之れに根するを見るべきなり。

日本人は敵に會するに當りては更に臆せざることを知らしめんが爲め、兵器を持たざる時と雖も直ちに之れに向つて進む、其勇猛洵に驚くべし。然るに若し之れが基督信者なるときは、縦令ひ憤怒を發するとも、天帝のことを論告すれば之れが爲め直ちに其怒りを鎮めて、讎敵たりとも莞爾として容を改むるを見たりき。

婦人に關する所のものを云はんに、日本人の配合は通例一夫一婦たれども、又些細の事件に於て之れを離縁すること甚だ容易なり。而して婦人は其夫を去り他に婚嫁するの權理を有することなし。然れども貴族或は威勢ある君主に嫁するの時に限り、婦は其前夫の權威を脱することを得て、時としては他夫に再嫁することなきに非ず。然れども君主の好みにて自由を與ふるに非ざれば、終身庶妾たるを免れず、其自由を得ること亦甚だ稀なりとす。

婚禮の時に於て婦人其夫に贈物として一品たりとも持參することなし。然るに門閥家は多少

の金を持參せんに、此持參物あるを以て若し婦人の專恣傲慢なる所爲あらんも測り難く、後日を慮かるに由り、夫たるもの結婚の後直ちに之れを返却すと云ふ。且日本人は男女互に相知ることなく、一面會もあらずして婚姻す、是れ其父母たるもの婚姻せしむるなり。然れども其婦若し夫の意に適せざる時は之れを離別するを得べし。

前文に記する如く日本人の婦を離別する權利を有するは唯平民のみに限り、決して貴族には此風習あることなく、貴族たるものは婦己れの意に適せざるとき他の婦を娶るは自由なりと雖も、敢て前婦を去ること能はず。又夫の嫌疑を蒙むる婦人が力めて親睦することを冀ひ、信實を盡す所以のものは、元來夫たるものは己れの妻他の男子に向て私語するか、或は之れに類する所爲を以て疑はるゝが如き些細の事件と雖も、夫之れを手刃するの權理を有するに因り、而して此の下手致命の權理は婦人をして甚だ懼れを懐かしめ貞操を失はざらしむ。若し婦人貞操を缺く者ありて其惡事を覺すれば、夫は直ちに之れを殺戮し、或は苛刻の痛苦を與へ羸瘦せしむるに至るも其夫の隨意たるべし。

公侯の夫人の侍女及び他の宮女等其名分義務を缺くや否やを疑はるゝが如きに於ては死刑に處せらるゝを以て、居常殺戮の危難に坐するが如し。此れに由て右等の婦女子は想像し得べからざる程の恭敬を盡して、拘留閉塞の中に生活を爲さしむるなり。爰に一例を掲ぐべきは、嘗



て平戸侯の夫人に仕る侍女或門閥家と不義の行ひありしに、遂に露顯せしかば、侯は其侍女及之れに與かりたる二人の處女を捕へ、内部總て釘尖を露はしたる三箇の箱を製し、各一人を入れて、困難悲嘆の死を遂げしめたることありき。

日本國に於て最も善良なるは少年の養育にて、敢て外國人の及ぶ所にあらず。第一日本人は少年をして臆病ならしめざる爲めに温和の教育を主とす。若し苦情を發し號哭をなすが如きに至りては、唯安慰に力を盡し之れを靜止せしめ、決して嚇威を用て之れを懲戒することなし。偕て少年をして柔順ならしめんが爲め鞭撻し或は懲戒する法は、其父母に授與する所の天主の教戒に由れば、偏に温和のみを以て教導するを全く善良と爲す可からずと雖も、日本の父たる者は其子に不正あるときは直ちに下手致命の權利を有す、故に只畏敬せしむるを以て鞭撻威嚴に代ふ可し。

其他日本人は只畏敬せしむるを以て教育を爲さず、競勉の心を起さしめん爲め名譽を以て獎勵し、勤務を怠らざらしむ。是に由て少兒年七歳に満たざれば教訓を受くるに耐ゆ可からざる者たると思慮す、故に其年齢に登らざるを決して學校に入るゝを見ず。且小兒の才に従ひ齡に應じて耐ゆべき教訓を受けしめ、其志の趣く所に任かせ、敢て之れを強ゆること無し。其教たるや國の風俗を知らしめ、或は書を習はしめ、或は言語を正し、且向後爲すべき職務の方嚮を





授くる等なり。就中其祖先の事業、成功或は他人の富貴利達を得たる所以を説諭し、之れを奨励するに注意せり。

若し同齡の少年間に於て爭論不和を生ずること有る時は、又他の少年をして善惡是非を判決せしむ。何となれば其少年輩をして事に臨み速に斷決する慣習たらしめんが爲め、幼稚の時より漸次に志を之れに赴かしめんことを要すればなり。

日本人民の風俗は既に之れを陳述せり、今其政體且封建の説を示さんとす。然れども日本の如く長久連續する一大變亂は外國に於て未だ曾て有らざる所なり、故に輒すく其政體の如何を解明すること殆んど難し。抑日本の歴史に據りて此を觀るに、**クオー**(**王太**)と呼び内裏と稱する所の皇帝は、將軍と共に國政を行ふこと茲に五六百年に及べり。皇帝の側常に二人の將軍あり、之れを公方と云ふ。若し皇帝日に遊樂を事とし流連荒亡の行を爲し政治を爲すに心なきを認むるや、一の將軍忽ち帝を幽し、他の將軍を殺除して後、遂に己の意を逞ふし、其國權を掌握するに至る。此時に際し諸侯等將軍の威を嫉み内裏を護衛するを名とし自ら義兵を擧げ干戈を動すも、其實は國權を專有せらるゝを惡みて之れを抑へ、其權を分有せんと欲する爲めなり。是を以て苛酷の戰爭久しく絶えずして、諸侯徒に力を盡し、又終に其志を達すること能はず。將軍は國の一大部分を領し之れに君となり、諸侯各其國に割據して自ら館と稱す、封建割據の勢



是に於て觀るべし。

夫れ正統の皇帝は已に政を將軍に委すと雖も尙ほ存在する所以のものは、人民の帝室を欽慕し將軍の新政を嫌忌するのみならず、將家人心を失へば自ら衰廢を來し永く國權を維持すること能はずとし、正統の帝には帝たるの位を得せしめ、將軍は輔佐の執政たるが如くし、内裏を存せしむるに如かざるとし、將軍よりして帝室の爲めに餘ます所の權利は諸侯及び他の貴族等に位階並に賞號を與ふることを以てせり。是れは則ち帝政の恢復、貴族の慾望、人民の欽慕を豫め塞ぐが爲めなり。然れども將軍は其威福を確乎動かすべからざらしむる爲めと、彼の虛名を擁する帝室を恢復する威力を貶除する爲めとに大藏の權を篡ひ、金穀の出納皆我が掌中に握り、以て基礎を固ふせり。故に内裏は有れども無き如く、僅かに影體を存するに異ならず。之れを極論すれば、國政の布令、軍兵の徵募、戰陣の指揮、貨幣の出納皆將軍より出でざるは無く、其實却て國帝たる如くして、大内は虛名の尊稱を保ち、諸侯等に位爵を與へ、或は無益の賞號を授くるの權を有つに過ぎざるのみ。

數百年の間此國に行はるゝ政體たるや、書中載する所の如く兩主一國に並立し、其一は名有り實無きの帝王にして、其一は名なく實有るの帝王たり。而して只遊逸をのみ嗜む大内は測知す可からざるの尊位を無上の幸福とし、以て足れりとして自負せり。然るに諸侯貴族等は位爵、

封地、兵權或は徽章、行裝等に至るまで他に超越することを希望するの情の深きに因り、寵遇を得んが爲め、平常使を出し、毎年重大美麗の貢物を大内に獻じ、又自ら參觀するの費夥多なりと雖も、我が封地を保存し高位貴爵を得る所以なるを以て之を吝まず。又日本に於て大内を尊むこと恰も眞神の如く之れを敬崇し、假令ひ洗足の水と雖も神に供する祭酒或は奠水の如く、敢て僞略に爲さざるを以て知る可し。

皇帝の常用服は黒色の貼裡紅色の外衣にて、其上に又御袍を着し、其流蘇を以て結着したる縁端にて兩手を被覆し、頭上には種々の組み總を以て飾りたる冠を戴けり。而して皇帝の闕外に出幸すること甚だ稀なれば、偶々出幸のこと有るに當りては、眞神の如く之れを拜せんがため、萬民路傍に羣聚すると雖ども、平身低頭し、敢て龍顏を仰視すること無し。又大内に在りては大抵右側に刀劍を備へ左側に弓矢を置きて坐し、夜間には護身のため嘗て宮内に安置する所の神像三百六十六の中一體を臥床の傍らに持ち來らしむ、此れ夜間の加護となる可きことを信じてなり。然るに一夜若し平穩に過ぎざることあるときは、其神像を鞭撻して百日の間之れを宮外に去らしめ、此日數を経過すれば再び前位に復せしむることあり。

放逸遊惰の皇帝と雖も配耦は一后のみにして、半月は之をも隔絶し、且此日數の間は食を謹んで一日僅に一次の食を爲すのみ。然れども其餘の十五日は諸事を放擲し偷安逸樂を以て日を



送れり。而して皇帝は三十年未滿にて若し皇后崩すれば再び配耦を求むるを得べしと雖も、已に三十年を過れば他の配を納れず、已むを得ずして潔清に其壽を終るの例なり。又決して鬢髮髭鬚及び指甲尖を剪ることなし、之が爲め却て帝王の容貌に非ずして野蠻の風ありと云ふ。大内に捧ぐる諸肉を調理するには悉く新製清淨の器具を用ひざる可からず、若し如此せざる者は罪死刑を免れざるなり。

皇帝の所を定めしは京都と稱する都府にて美濃の國にあり、里程は大阪より十八里の所なり。都府の廣袤往古は縦七里横三里なりと雖も、爾後屢々兵燹に罹り、之れが爲め終に縦二里横一里に減じ、方今は人戸九萬にて大學疊の設けあり、其學科は天文、歴史、算術、詩學、能辯學の五科に分ち、畿内各三千五百の生徒を入る。又此の都府の家屋は長さ一里も建て列ね、同一の結構にて相接するを以て、恰も一字を見るが如し。

皇帝に親近する貴顯の官人を公卿と云ふ。公卿は日本國中大小各侯伯の間に於て不和を生ずることあれば、之れを鎮定する爲め勅使となりて各所に派出す。然るに諸侯等は悉く皇帝の意見に逆ふこと無く、偏に皇帝の寵惠を希望せざるものなきを以て、若し其勅使を受くるの時に方りては夥多の物品を獻納す、故に此勅使を出すは皇帝の利益甚だ多しとする所なり。

皇帝の外將軍の世子も亦都に居住して大君アンベグニヤの稱號を有せり。諸侯等も亦公務を奉じ私事を辨

せんとして都に至るとき住するが爲め皆各々美麗の甲邸を有し、其都に在らざるの間は大内に關係する奉務を申稟する爲め之れに守邸を置けり。將軍は別に五箇國のテンスの君にして、其國より年々五百萬金を納めしむ。倍てペール・ウイレラ師の日本に渡航せし頃は二人の執政ありて、一をミラジミラジのと云ひ、一をダサンダサンのと云ひし、此二人のことは後に之を記載すべし。爰に又都に於てジャコジャコと云ふ者あり、僧官の主頭にして、其權勢強きことは國內最大の諸侯等と屢戰爭するを以て知るべし。

百年以來日本の將軍は居を江戸に移して大内を都に存し、江戸府は縦三里横二里ありて、人口の多き、歐洲に於ても如此の都府あるを見ず。郭内に周圍一里半の牙城あり、城は龜甲狀の截石を以て築き、三陸を繞らし、三所に樓門あり、各懸橋を架し、城内の街衢は甚だ廣く、其兩側に花麗の宮殿あり、將軍の居る宮殿は夫人の隔室と共に城の内郭にあり。此所には遊園、池沼、花園、飛泉等ありて實に莊麗善美を盡し、奇巧驚くに堪へたる者なり。

家門の諸侯は最も近親なるを以て閣老等と共に第二の郭に住し、第三郭には他の大小侯伯邸第を設け、各其邸第を美にし、以て將軍の寵遇を得んと欲する者なり。而て其領地を相續すべき諸侯の世子等は各其父の二心なきを表するが爲め、質子の如くして常に此邸第に居住せしめり。今時は家費並に文武官員の俸祿に至る迄需用する金額三億リール凡我六千萬圓の多きに及ぶを以て



其般富なるを知るべきなり。

將軍の住する宮殿の前面は大なる天守臺にて、其左右も是と齊しき臺を以て互ひに擁護せり、三臺とも各九層閣にして、絶頂は金字塔形に終り、其兩端には金装の大鷗尾シヤチホコ二坐を安置す。又將軍人を見るの客館は大柱に金を鍍し、頂格は金板を張り、之れに山林、村落、人物、禽獸等を描繪し、屋脊も同く銅瓦を以て葺き、日光チンギの之れに耀くときは其反射人目を眩暈せしむるに至る、其他物品の善良美麗警るに物無し、將軍の座席は金石及び寶玉を鏤め裝ひ、其華美實に枚舉に堪へざるなり。而して内國諸侯の謁を受け、外國帝王の使節に謁を賜ふ等、皆此客館に於てせり。

日本國も亦世界萬國と一般にて、僧官と俗人との二種を區別し、一は乃ち僧侶神官を合せて之れを**ボンス**(坊)と云ひ、一は乃ち貴族平民なり。依て先づ俗人のことを陳べて後に僧官宗教に關することに論及すべし。

貴族は日本世人の一大部分なるは論を待たず、又尊崇を受くること萬國之れに比す可きなし。而して貴族の首長は皇帝なれども、既に解明せし如く、位爵、武器、徽章等に至るまで高貴の表章を貴族に授與するは大内より出ること知る可きなり。爰に諸侯等高貴の表章を貴重する一例を掲ぐるに、豊後王は大内より特別の寵遇を得て、至貴の徽號を領し得るを以て、之が爲め

に十年の間に三十四度其武器を變換したりと云ふ。貴族中第二の首長たるは將軍なり、將軍は日本軍兵の總都督にして各諸侯を指揮す、其領地の與奪も亦將軍の欲する所のまゝなり。此兩首長の外に四種の貴族あり、第一は館、第二はトネ即ち**コニジウ**、第三はトニイ、第四は通常の貴族なり。

第三のトニイ即ち殿と稱する時は通例第二のトネ、**コニジウ**も合て稱するなり。此諸侯は大抵郡國を領有すと雖も、某國某郡に封せらるゝ時家臣に其幾分を割與して全く之を保有せず、故に領地の收納に准ずる金權をば有せざるなり。然れども一旦戰端を發するときは家臣各其祿に應じて金銀糧米の費を補ひ、且兵を率て其主の命を奉せざるべからず。館及び他の諸侯等平常充分の富を有するに非すと雖も、暫時に衆多の兵を徵募して大國主の威勢を張るを得るは是を以てなり。

將軍若し皇帝に反し帝國を篡奪せしとき、諸侯は各自其國に割據し、將軍の世子再び之れを服従せしむるに至るまでは恰も獨立する如くなり。是時に方りて將軍は某國某郡を略取する毎に之れを其忠臣に付與し、平常無事の時は之れを領せしめ、戰時に至れば之れが爲め兵を賦し、且金穀の用を命ず。而して又將軍は隨意に甲の封地を追奪して之を乙に付與するの權利を有し、屢々此の典を行ふを以て、諸侯等は將軍の裁旨に適する間のみ國土を領し得るを以て、其封土



を久しく我が所有と爲す者を必しも貴しとせず。然れば又其一撮土の小なるも我が私有と言ふと能はず、一々將軍の裁旨に従順し、争ふて將軍の意に適する種々の方便を需むるに至る。

諸侯の身上に關する幸福災害は將軍の發意に従て生ず、故に何等の災害に會ふと雖も敢て驚くことなし。蓋得喪は平常其心に決するに因り、幸福を喜ばず、災害を悲まず、精神を變動せざるが如し。或人云へることあり、畢竟天然に委するの源因は則此の決心によると。又基督の高弟アサートのユレチヤンに與ふる第一の文章に云ふ所の綱領の旨趣は、日本君臣の際に於て諸侯等已に之を實行せり。乃ち其文を左に載す、

我が兄弟今我が言に注目す可し、夫れ光陰は短かし、妻ある者も猶妻無きが如く、哭泣する所の者も猶哭泣せざるに異ならず、而して遊樂する所の者も猶遊樂せざるが如く、購求する所の者も更に貯蓄せざるが如く、世界は猶ほ逆旅の如し、故に奔走勤勉する所の者も猶ほ勤勞せざるが如きなり。

偕て君主は己れの發意に従ひて其家臣に授與する所の采地俸祿を追奪する威權を有し、假令ひ暴に之れを追奪すとも、家臣より之れを愁訴し、或は之れを問尋すること能はざるに似たり。是を以て家臣も亦心の欲する所に隨ひ君主を去り、舊主に抗敵するの自由を得、假令ひ戈をとりて向ふも決して不義の汚名を受くること無し。是れ他なし、自由は互に有する權利にして、

臣たる者の職務は恩恵を以て束縛するものなれば、一たび其恩恵を廢棄せらるれば、自ら束縛を免かるゝを得るの理なり。

故に家臣は君主の恩恵を受領するとも永久不變のものとなすべからず。何となれば君主より家臣に授與するの俸給は假りに連續する者と見做すも、其領主たる者其國に老ひ且其國を子孫に傳ふるを自ら信すること能はざる如き不便を生ずる所以は、已に前に掲げし如く、今日國を領する諸侯も明日は忽ち之れを追奪せられ、且には大厦に住する者も夕には矮屋に移るに至る。又之れに反して今日一笠孤劍の兵卒と雖も、明日は數國の領主と爲ること有るが如し。斯く人事の變遷常に速かなるは、却て人をして不變の精神を養成せしめたるなり。是を以て諸侯は一時落魄することあるとも尙ほ舊位に在るに異ならず、人をして褻れ近づくこと能はざらしめ、之れが爲め更に傲慢尊大の容儀を損することなく、而して平民は其零落諸侯に對して嘗て不敬を爲さざる而已ならず、尙ほ君主に對する如きの尊崇を爲すなり。

上に記載する政府の現狀に就て考ふるに、日本諸侯貴族等の尊大なるは歐洲の貴族と全く異なりて、其殷富に由るに非らず、人民の交誼に關するに非ず、又威力勢權に因るに非ずして、唯將軍の恩恵に關する者と云ふべし。偕又將軍某國を略取し或は一旦授與せし所の某國を追奪して以て他の人を封じ、此れに命するに若し戰鬪攻禦の事起るときは兵を出し糧を納る等のこ



とを以てす、其事の起るや諸侯は又徴收の多少に由て其臣に之を賦課すと云ふ。  
 (譯者曰、此の二葉原書缺損ありて之れを連譯すること能はず、請ふ看者其意の明亮ならざるを答むること勿れ)

肥後侯云々、假令ひ相隔絶するの地に在りと雖も、警固且命令の嚴肅なるを以て、各人同日同時に死を賜ひ、屠腹して死を果せり。此時に方りて或一人の弱弟は婚姻の日未だ淺しと雖も其妻悲歎に堪へず、良人と死を同じくせんと欲せしも、遮隔警護せられしを以て、九日の間一滴の水を飲まず一粒の穀を食はずして、終に羸瘦悲歎して死を遂たりと云ふ。

諸侯犯罪の家臣を死刑に處するに當りて、先づ捕縛して其罪狀を糾彈せず、急に之れを誅す可きの命令を下し、不意に捕へて直ちに之れを斬殺せしむ。此命令を受けて事をなす者の犯罪者に向ふや、私の遺恨を懐けるもの、爲す如くして之れを殺戮す。諸侯の罪ある家臣を處置するに如斯せざることを得ざる所以は、若し犯罪者罰己れの生命に係はるをすれば、容易に處刑し能はざるのみならず、死を決して劇しく抗拒するを以てなり。

諸侯には如何なる重大の犯罪ありと雖も決して之れを死刑に處せず、換ゆるに流罪を以てし、周圍一里の海島に放ち、之れに護衛の兵を備へり。而して島中産物なし、故に月々僅少の穀菜を送り、以て罪人の食料に供す。又其住所は矮小の舎屋にして寒暑を防ぐに由なく、孤島隻影

之れを憫諒する者一人もあること無し。罪科の最も重きは島中に於て爲さざる可からざるの公役あり、ソワー(緝の義)を拾聚するの事にして、其數量又定度あり。是則ち將軍の諸侯等に加ふる刑罰にて、世界中惘然なる懲戒の形狀の一と言はざるを得んや。

諸侯犯罪の大臣を誅すべきの事件を生ずる時は、先づ兵を出して其家屋を圍み、然る後之れに宥恕を加へんと欲すれば、之れに告るに自殺するか若くは抗敵するやの二者に就て擇ばしむ。然るに猶ほ防禦の舉動あるときは、直ちに圍繞の兵をして遠きは弓弩を以て射撃し、近きは刀槍を以て迫り、遂に之れを殺害せしむ。而して其親族朋友餘黨に至るまで悉く之れを誅して遺類なからしめ、一人も生存することを得ず。又大臣及び黨與に至るまで如斯の時に死を避けざる所以は、若し死を免るに於ては其の者の一家永世臭名を免かれざるを以てなり。然るに苟くも士氣ある犯罪者は斯の如き時機に臨み防禦せずして自殺す、其自殺の法たるや正服を着し、其親族を招聚して後、鋭利なる短刀を取り以て屠腹するなり。此の如きは尋常の士の爲す所なれども、其尤も強勇なるものに至りては、腹部を十文字に割て、持する所の短刀をば空中に投げ、殆んど臍腑の出んとするに及び、乃ち頸を延ばし、側に在る侍臣に命じて介錯せしむ。此に於て其臣下たる者交刺し、或は割腹し、盡く其席に殉死す。斯く犯罪者の君主に抗せず従容として自ら死に就くものは、却て名譽を残し、且後世其家名の斷絶することなきを欲してなり。



日本の政事風俗に就ては既に之れを陳述せり、依て更に日本國の宗教を解明せんと欲す。余幸に其人民拜敬する神佛に關涉する種々の事を搜索するを得て、聊か編集を爲すを得たり、之を左に掲ぐ。請ふ其如何を見るべし。

抑日本國に於ては鬼神の種類二あり、妖魔を以て第一とす、而して其形像たる種々あり。人民の深く之れを崇敬する所以の者は、我が幸福を祈るにあらずして、只神祟の身に及ばんことを怖れて之を防ぐの爲めのみ。而して魔の爲めに斯の如く昏惑する者は敢て日本人のみに止まらず、西東印度の人も皆然り。此等の人民は酷戾なる妖魔の祟りは防ぐ能はずと迷信し、之れに供物を備へ、之れを拜敬して其怒氣を鎮めんと欲するなり。世界中一般の人心仍ほ惡魔の存在して災禍を來すが如き思想を懷くを見れば、此等の人種は固より魔鬼なるもの存在すと信するを以て、反て其有益を疑ふは、野蠻の民よりも一層不智蒙昧の人と爲す可し。

第二種は乃ち王侯武夫の戦争に大勝を得しもの、又は博識多才の名を得たる者等、死後之れを鬼神とせし者なり。日本に於て是等の鬼神を尊信するは敢て異とするに足らず。何となれば人各事物の眞理を定めんと欲するに、細事と雖も若し初めに少しく其方向を誤ることあれば、全く昏迷するに至ればなり。

日本人民の最も尊崇拜敬する者は阿彌陀と釋迦とにして、佛と稱して第一鬼神の列に置き、

神と稱する者をば第二の列に置けり。或人の云ふ所に由れば、釋迦は天性奸惡獷狽にして支那地方を徘徊し、阿彌陀と稱する一佛の法教を説き、以て民心を誘導し、殆んど昏惑せしむるに至れり。爾後又日本國に來る。日本人は嘗て支那人民を以て最も博識なる者として尊敬せしより釋迦の説を深く信服し、其法教は恰も天降せし者の如く思ひ、甚だ之れを尊信するに至れり。前に陳述する如く、王侯又は武夫の戰場に於て大に勝利を得て、後世に至るまで其名不朽なりし者を以て神と爲し、之れを拜敬する所以のものは、當時日本人は天堂地獄の説を知らず、且神の外は幸福を授くる者なしとして之れを信じ、死後の幸福を祈らずして現在の幸福を得んと欲せしに起れり。而して日本人の現在の幸福とし祈念するものは、常に身體の健康を保ち、其貧賤なる者は神力を以て己れに富貴を興へ、或は其子なきときは神力を以て子を授けられんことを欲する等なり。而して日本國に釋迦來りて後初めて天堂地獄の説を唱へ、神は唯現世の幸ひを授くるのみなれども、人間の死後幸福を興ふるは佛にあり、佛の主頭たるものは阿彌陀佛なりと説教せしにより、日本人は是等の説に昏惑され、阿彌陀を鬼神の第一列に置き、而して永久不變の安樂園土に再生するを得る教法を授けしは釋迦なりとし、之れが死後に至て阿彌陀と同一に尊信せり。

坊主には世俗の知る能はざる祕密の事ありて、己れの弟子又は己れに信服する者のみに解明



し、敢て之れを他人に告げざるなり。而して佛僧は人民を誘導するに笑ふべき瑣末の小説談話を以てするに因り、苟も識ある輩は之れを嘲笑せざることをなし。坊主の説に、阿彌陀佛は元來東國王の子なりしが、己れの妻の死せし後其妻の爲め且己れを拜敬せし者の爲め大に修業懺悔したりと。斯くて諸人は一現世に犯したる罪障を免れ、死後天堂に再生せしむるが爲め、只南無阿彌陀佛の六字の名號を屢々唱へしむるのみにて、敢て他に要むるものなしと。此六字の名號を唱ふるは甚だ幸福有る阿彌陀佛よ、我を救ひたまへとの意なりと云ふ。

阿彌陀佛の肖像は種々ありて、或は笑ふべく或は恐るべく彫刻したるあり。江戸に於て最も美麗なる寺の堂内に在る所の佛像は七頭の馬上に座し、其馬頭には各卍字の記し有りて、佛像の體は人の形となし、頭は犬の頭の形にして、其口には一丸を含有せり。馬上の敷物は金糸を以て彩繡し、眞珠金剛石にて飾れり。又佛前の机上にある文書は乃ち佛の由來を記する者なりと。

或所の像は裸體の小像にして、其耳孔は左右に通じ、木を以て彫みたる蓮花に座せり。亦他の佛像は直立にして三頭あり、各其頭上に縁ある平圓の帽を被むり、面には鬚ありて其長きこと兩肩に垂れたり。

京都の近方に在る阿彌陀佛の堂は太閤の建築せしめたる者にして、長さ五百ピエーもある可

く、造營甚だ美を盡し、堂内には純金の佛像千體あり、此寺内に入る人先づ目を驚かす可きは、其丈け高大無比の阿彌陀佛像と、其側に安置する五十體の佛像及びカノン観音と稱する阿彌陀の子たる者等の像なり。

釋迦のことに就て日本僧徒の云ふ所は甚だ信すべからざる者多し。就中其言に因れば、釋迦は八百度各種の動物に更生し、然る後ち一箇の婦人のみにて人間に生れたれば、始め無きと云ふ義に因りて釋迦と名けたりと。且釋迦は齒を以て母の小腹を噛み破りて生れ、其出るや直ちに天を指して曰く、吾れ生れたり、吾れは現世の君主にして、衆生は乃ち吾が子なりと、然る後西方に向て進むこと七歩にして、毎歩の足跡より美花を生せりと。殊に信すべからざるは釋迦未だ母の體中に宿らざる以前、已に麵麩水薪其他人間の生活に必需の物品を施し與へたりとのことなり。

釋迦は元來甚だ偽説を唱へ、辯才を以て能く人をして己れを信用せしむるに巧みなりしとの説は少しく信するに足れり。而して釋迦には許多の弟子ありしかば、己れの死後に至て之を日本支那印度に派出せしめしなり。又日本人の説く所に因れば、釋迦の母は其口より白象の出るを夢み遂に釋迦を娠めりと。故に印度、支那、東京、暹羅及び緬甸に於ては大に白象を尊敬し金器を以て美食を供へ、大臣等之れを過訪して崇むること恰も國王を尊敬するに異なることな



し。

一千五百七十六年間に當り緬甸暹羅兩國間に大戦争を開きしも白象の爲めに起れり。此戦に暹羅國王は遂に敗れて白象を奪はれ、剩へ緬甸王の配下に屬せり。爾後又暹羅王の子再び戦を起し、遂に緬甸王に勝て、其有する二頭の白象をば強て之を收めたりき。暹羅王は之を得て大に喜びたるに、幾くもなく二頭の白象死せしかば、王は自ら死せしめたるが如く大に悲歎に沈みたりと云ふ。

再び説くべき釋迦の惡人たるは固より疑を容れざる所にして、抑も己の母を殺害したるを以て釋迦の初犯の罪とし、惡行の最も大なるものとす。且母を殺して生るゝや、右手は天を指し、左手は地を指して、現世には我れより神聖なるもの有らずと云ひ、是れより後釋迦は一山の岩窟に通れて數卷の書を著し、再び出で、天堂地獄の説を弘めたりき。彼の再び世に出で、よりは前に述ぶるが如く其説を信奉するもの多く、且之が弟子となる者甚だ多し。然れども是等の弟子は悉く佛教の靈妙なる祕密を授くるに足らざるを知り、弟子の中僅に十名を選び、己れが生前に於て其嘗て著せし書を傳授せりと。其書たる如何なる識者が之れを講究すとも、敢て文意を了解すること能はざる様著述したりと雖も、彼れ死に臨んで告げて云く、我が著す所の書説は都て謬誤なりと。是れ則ち天主の釋迦をして自ら其著書は謬誤なりと云はしめたるが如く、

且其著書中フオクトと表題したる書冊の末文を見るに左の文あり、曰く、吾れ四十年間書を著すと雖も未だ曾て眞理を云ふこと無し、故に二千卷の多き悉く眞理に非るなり。然れども佛僧は此等に注目せず、尙ほ其書説を靈言として信奉し、或は解し難き著書に大に註解を加へ、書中の語を以て宗教の議論に引證せざるなし。日本佛僧の釋迦の説を信するは猶ほ基督信者の基督の經典、土耳其人の回々教經典に於けるが如し。

釋迦の佛説中聊か信すべきは、人の魂は虚靈なるものと云ふ説なり。然れども動物の體內に入らざりて前世の罪障を滅し、然る後他の動物及び樹木に移り、鳥となりては鳴き、牛と爲りては吼へ、樹木と爲りては開花すと云ふ愚なる想像を起さしめ、日本人は大抵大皿に飯を盛り之れを樹下に供するが如き謬見を生ずるに至れり。之を爲す所以のものは、若し樹木に英雄の靈魂止まると有りて、食に乏きが爲め衰弱に至らんことを思てなり。而して人の靈魂此の如き變化を遂げ、後漸く罪障を消滅して、終に白象の體內に移るを得る時は、榮耀幸福之れに過るもの無しとせり。

日本人は己れに幸福を授くべき前人死後鬼神と祭りし者及祟を爲すを恐るゝ妖魔の外に、世界を作爲し萬物を化成する天主なる者有ることを知らざるに非ずと雖も、之れを拜敬する者亦



甚だ少なし。是れ乃ち天主は無形の神靈にして、直ちに人の五官に感ずることなければなり。日本の佛僧は坊主と稱す、此れ則神佛の祭禮儀式等に從事する者の總稱なり。而して佛僧は衛内或は郭外に住する者ありて、各々其所在の社寺を管して其住民の爲め祭禮を行ひ、供物を司り、若し病者あるときは之れを扶助し、死者あるときは之れが葬禮を行ふ。又獨り草庵に住する佛僧もあり。佛僧は種々宗派を異にすと雖も、各宗一様なる三戒ありて、第一は妻帯せざること、第二は肉食せざること、第三は世事を去る證として頭髮及び髭を剃ることなり。然るに基督の僧侶を除くの外道德の僧徒は更に有ること無く、外面は一般に殊勝なるが如きも、内實は酒色に耽溺し、醜行至らざる所なく、嘗て佛國に於てゼジュイット黨派の爲したるが如くなり。

坊主は一日一次の食にして酒及び魚鳥諸肉を飲食せず、食する者は唯米と蔬菜とのみ。是を以て之れを見れば日本の坊主は甚だ嚴格なる生活に似たりと雖も、畢竟有名無實にして、其住地に巨大の圃園を構へ、池沼を設け、之に鳥魚の種類を備ふ、故に其欲望を遂ぐることを容易なれば、却て逸樂の生活を爲す者なり。

日本人民は坊主の品行不正を知ると雖も之れを拜敬する所以のものは、佛僧獨り世俗の知る能はざる宗教の祕密を知り、鬼神を祭り、且其祟を鎮壓する等のことを知れるを以てなり。而し

て僧徒を敬するは常に平民のみに止まらず、諸侯に於ても亦固より同一なれば、今此に之れが一例を示さん。坊主若し諸侯を訪問することあれば、諸侯自ら座を立て之れを延き、共に坐を同じくせしむるなり。

其他又坊主の尊敬を受くる源由は、王の諸子弟其職務己れの性質に適せざることあれば、世を遁れ僧と爲る者多し。然るときは其父兄たるもの其子弟の爲め美麗なる大寺を建築し、以て之れを其子弟に與ふるのみならず、其子弟の資金として許多の財貨を僧徒に授與することあり、又人民の寄附金に因り大に其身の富みを極むるは從來の門閥あるを以てあり。而して坊主の説法する旨趣要領は聽く人をして只己れに金を寄附せしむるのみにありて、若し之れを施さざれば天堂に再生すること能はざるに論究せり。

日本佛僧の規則は羅馬法王の政體に類似する所あり。各宗の僧官に必一人の主頭あり、之れをジャコと稱し、僧徒一般を管轄するの權を有し、宗教の事に於ても皆之れを裁決す。譬へば一國內に一派の宗教を新たに開くことあれば之れを准行せしめ、又之れを禁止するも其意に出でざること無く、且宗教に關係する葛藤を生ずれば之れを裁決す。又人民の信用すべき法式を定め、衆人をして之れに従はざるを得ざらしむ。佛僧の中にてトンドと稱する者は主頭の撰舉する所にして、細事は主頭の命を待たず之れを處置するの權を與ゆ。此等は佛蘭西の大教正及



び教正モリイグの如く、各々其國郡に於て高名の大寺を管轄するの僧たり。トンドより以下の僧はトンドの撰擧する者にて、乃トンドの所轄を受く。佛國に於ても背教の一派は宗教の主頭たる者更にあることなし。此れ甚だ眞理に戻ると云ふべきなり。何となれば萬國の人民一般知る所の如く、法教の規律を定め之れを實地に施さしむるより宗徒の不和葛藤を鎮定するに至るまで、皆主頭之れを處分せざるを得ざればなり。

坊主の着する袈衣は歐羅巴の山僧隱者の服に略々類似し、其製丈け長くして袖甚だ廣く、染色は宗派に従ひ各々相異なりて、或は灰色にし、或は黒色を用ゆ。サンフランソア<sup>コホキ</sup>・ザウ<sup>エ</sup>イ師の語に由れば、灰黒二宗の坊主は互に宗派の恨を含み、嘗て言語を交ゆること無しと。坊主は一日も鬚髪を剃るを怠ることなく、暑中は頭を露はすと雖も、冬時に至れば種々の帽を戴き以て之れを覆へり。

佛僧の妻を蓄ふることは固より嚴禁にして、若し婦人と姦話を交ゆることあるが如きときは其罰死刑を免れざるなり。然れども寺内庵中に於ての醜行は實に見るに忍びざる者あり。乃ちサンフランソア<sup>コホキ</sup>・ザウ<sup>エ</sup>イ師の日本より送りたる書中に云ふ所のものと決して異なることなし。

佛僧の職務とする所のものは、佛の祭祀を奉じ之に物を供し、或は人民の爲め説教し、少年を

教育し、死人を葬むる等の事なり。其宗派に従て各々其宗教を授くるの大教院ありて、其最も高名なるものは高野山根來<sup>ナシヤウ</sup>、比叡山、多武峰、坂東<sup>ハカ</sup>にして、高野山に留學する佛僧の人員は三千より四千に下らず。教院中最も高名にして且盛昌なるものはバンドウなりと云ふ。

佛僧徒の職務中常に大利を得るものは葬式なり。何となれば日本人は死後天堂に再生するを確信し、且靈魂は必數萬度動物の體內を經過更生する等のことを信じ、嘗て佛僧の約束を受けたる如く、死者あるときは僧に乞ひ、之をして天堂に再生せしめん爲め其濟度を要し、敢て寄附金を惜むことなし。

佛僧は毎十五日に衆民の爲め説法す。講坐は一層高くし、美なる天蓋を以て之を覆ひ、又其坐席には最美の日本錦の茵を敷き、説法する僧は花美の袈衣を着し、頭上には五采の帽を戴き、手に金扇を握り講坐に着く。坐前に法几あり、之れを飾るに美麗の卓巾を以てす。其几上に法華經と題する經文あり、其中より説かんと欲する所を出し、説法僧は講坐に着きてより先づ暫く默然として聽者を下視し、顔色を整へ、坐邊の後にある鈴を鳴らす、是れ乃ち聽者をして靜聽せしむるの知らせなり。然る後經文を開き、之れを讀む數行にして又之れを疊收し、始めて過讀する所を説明す。其説法の能辯なること遂に聽者をして泣咽止まざらしむるに至る。ヘールウイレラは能く日本語を解す、故に此く辯舌を以て巧に人を感動せしむる説法は未だ曾て聽



かざるものと讚賞せり。

説法僧の主として説く所は道德に涉り、情を制し己に克ち、現在の生活を賤しみ天堂に再生するを望ましめ、百事心を安んじ平かにし、他人に不善を爲すこと勿れ等の事を以てせり。又或る時は地獄に落ち人の苦惱する圖を掲げ、之れを聽聞者に示して説法す。此時に當りては聽者感嘆の餘り聲を發し長大息するに至る。此に依て佛人サンフランシアーサウエイと云へる僧は其同派のポールツサントボワーに問へること有り、曰、日本人の始めて基督宗に改心せしものは當時日本の説法僧より嘗て授與せられたる其の誓教を全く思ひ出せしことあらざりしや否やと。ポールの答へに曰、予此等の日本人嘗て他人に向ひて談話するを聞しことあり。男女に關はらず何れも克己の性なき者は魔よりも尙ほ恐るべきなり、人として此心無ければ他人を殺戮し或は盜賊をなす等の如き、惡魔と雖も爲し得ざる各種の暴逆を爲すに至るを以てなりと。又日本佛僧は説法の終り毎に必聽者をして其奉ずる所の宗派によらざれば天堂に再生することを得ず、而して僧に依らざれば前世の罪科を消滅するの道を得べからざることを信用せしめ、誓願を遂げんと欲せば到底許多の施金を佛僧に納れざる可らざることを信仰せしむるに販せり。蓋し佛僧の法教を勉強する所以の目的は施金にあるを以てなり。

日本に於て宗門の規則を立るは男子にのみ止まらず婦人にて社會をなすものあり。然るにサ

ンフランシアーサウエイ師の言に因れば、此の婦人も亦其服色に因りて宗派を區別し、其數甚だ多し。其服制は佛蘭西の尼の服に殆んど類せり。而して尼は各僧と室を異にすと雖も、時として之れに通ずる者あり、人其密通を知ると雖も其人猶ほ故の如く之れを尊敬せり。尼の常に職務とするものは、諸方の婦人其宗派を信仰して社中に入らんことを欲し來集するものを導き、之れを宗派に入るにあり。尼若し其職務を缺くことあるときは、紙を以て小衣を製し或は守札を造るに従事せしめ、之を以て佛僧は愚人に示し紙衣並に守札を所持するものは直ちに天堂に再生するの證なりと云ひ、欺きて金を貪る爲め、敢て憚ることなく高價を以て之れを強賣せり。然るに愚民等は死後天堂に再生し永世不變の幸福を得んと欲す、故に此守札を購求し、其身病に臥す時は往々身は守札を以て覆はるゝ程の大數を購ひ、財を惜まざるものあり。

佛僧は人民の愚直なるに乗じて狡猾の策略を用ひ財を貪るに巧にして、人民より夥多の金を借り、天堂に至り許多の利息を附して之れを返濟すと云ふを以て、貸主は此の結約を信じ、證書を天堂に所持せば必天堂に於て請取る可しと云ふを、借主たる佛僧は却て之れを愚弄し、若し期限に至らば改めて再び借財せんと云ふの類ありと。

日本に於ては宗派の數十二ありて、之れを奉ずるの自由なること、譬へば一家眷族に於て父は一の宗旨を奉じ、其母は他宗を信じ、其子弟も亦各其宗旨を異にすることあり。而して此等



の説に由れば、人體は其血胤を受くると雖も、識見に至つては其面の異なるが如し、故に宗旨を奉ずるに於ても亦意向を同一にするを得ざるの理ありと。然れども此の如くなれば一家和親の成り難きこと實驗に因て知るべきなり。人各識見を異にするにあれば従て其心の愛情に至ても同一ならずして、宗門の黨派を分つより、自ら國家安全の妨害を來すは言を俟たざるなり。何となれば人各己の奉ずる所の宗旨を信仰する所の熱心を發し、是れより終に不和を生じ、同派の門徒相集りて黨を結び、遂ひに殘刻の戰爭を爲すに至ることあり。又サンフランシサーウ・エイ師は、日本にて一家數宗を奉ずるもの屢家内の不和を生じ、終に手招することあるを徴したりと。

日本には種々の宗派ありて、其内他宗を壓制する三強派あり。

第一強暴なる宗派は之れを禪宗と稱す。其僧は只現世生活のことを説き、鬼神天堂地獄のありを信せず、人身死する時は皆悉く消滅せざるもの無きを信す。故に死後の幸福を望むこと無く、亦恐怖すべき者もなし。且現世に善を行ふとも死後に於て賞あることなく、亦惡を行ふとも更に罰無きものなりとせり。此れ乃ち此の宗徒をして放逸邪淫に陥らしむる所以なり。偕て此の宗旨に於て世俗の知ること能はざる祕密ありて、王侯大人或は此の宗旨の其身に應じ放逸遊蕩を事とする富貴の人にあらざれば敢て之れを告ることなし。然りと雖も人各萬世不朽の望

みを有せざるなく、且現世にある逸樂のみを以て満足とせざることは自然其心に存するを以て、如此の宗教を奉ずる者と雖も亦克己悔悟を生ずることあるなり。

良心常に穩かならずして憂慮の間斷なきを消さしめん爲め、僧徒は宗門信仰の人に精神を固めて此天然の恐懼に抗する默想の題目を授け、且精神の惑亂を收め良心の葆眞を得るに足ると信する道理と信據を給すれども、此法は遂に無益に屬し、羞耻の心は不消不滅のものにして、歡樂の中に在ても絶えず邪曲の靈魂を苦惱せしむ。彼路得も四十年の勤業を歴て安心の地に至れりと誇れども、違教の罪を犯して良心の平和を得ること決して無し。如何となれば天主と和せざる者自ら和するの理あらず。因て此荒淫宗の中にも自ら事業なきを得ず、眞の道理を排せん爲め別に道理を求め、情欲を恣にせんとして五倫の性情を斥くる等なり。

第二はリドシンと云ふ(淨土宗の訛か)、天神の人或は天堂の人と云ふ義なり。此教を奉ずる者は方正の人又貴顯の人なり。來世のあること、靈魂の不朽なることを信す。されば好んで天堂地獄の説を聽き、本尊は阿彌陀佛にして、南無阿彌陀佛と屢唱ふれば必救援せらると信す。此宗門は尤も廣くして著名なり。

彌陀の堂を守護する僧は時々鈴を鳴らし彌陀の稱號を高唱して市街を廻り、彼の守護札を配賦す、人民は財を吝まず之を買ふ、是れ僧徒が歳入を増す所以なり。日々時を定めて巨鐘を撞



き、讀經の合圖を爲す。諸人之を聞けば皆跪き、暫しが間だ天に向ひ合掌して經を誦す。

第三は阿彌陀を信するソトシン宗の外には釋迦の信者より著名なるものなし。釋迦の信者を法華宗と稱す、佛教の奥義を書せる法華經より出しものなり。宗徒の中には甚だ無頼なる行を爲す者あれども、又善く規矩を守る者あり、社を結び費用を共にして生活す。半夜起て一齊に經を讀み、釋迦の最尾の經たる法華經の文を唱ふ。

千五百四十九年六月廿二日サンフランシアーサウエイ師が馬刺加より贈りし書に云く、寺院の長(概ね僧徒の中にて才智あるものなり)毎夕宗徒を集めて一回の心學を講じ、次に若干の節目を授け、之を題として一時の間黙想せしむ。譬へば死に臨て靈魂の身體を離る一瞬間に在る人を設け、命して云く、靈魂と身體の應對、即ち二者互ひに譴責罵詈する語を聞く可しと。或は地獄より歸て其受けたる苦痛を語る靈魂等を題とす。偕て定めの時刻過れば、各其想像せし事を語り、思を疑らして考へ、其事につき善き志を起せる者は賞せられ、起さざる者は罰せらる。

第四は右の諸宗へ若干の虚飾を加へし教なり、名づけて一向宗と云ふ。開祖は甚だ淫逸なる者なれども奸才あり、陽に謙退謹慎の風を示し、以て神聖の名聞を得たり。人民其目前に出る時は皆其足下に平伏して救援を請ふに至れり。信仰の徒は毎歳之を祭る、之に集會する者日本諸州よりす。此時第一に寺へ入る者は特別の惠を受ると信す。故に早朝より門前に群集し、門

の開くを待て先を争ひ相壓擠して入る、之が爲め常に悶絶する者あるに至れり。時としては寺内に於て彌陀の爲めに死するは幸福なりと思ひ、通行の人に踏み殺されんとして入口に倒れ臥す者あり、實に悲痛に堪へざるなり。此熱心の甚しきことをば別に記すべし。

釋迦の宗徒の中に尤も兇惡なる僧あり、カンバドシ(弘法大師の訛なり)と云ふ。此僧は徒弟に命じて妖魔を崇信せしめれば、人間か、魔物か、未だ判然ならざれども、彼は左道に長じて妖魔と通するを得、祕文を唱ふれば鬼神其命する人體中に入り、人の問ふ所に答へたりき。此祕文をば徒弟に傳へしと云ふ。偕て又妖僧は長生して病まざれども死期の近づきを察し、墓所を岩穴の形に作らしめ、我れ此所に休まんと欲す、今より億萬年にして日本へ有才博識の學者出で我教法を攻ん、其時蘇生して之と戦ひ説伏せんと云て棺を閉ぢしむ。徒弟思へらく、是れ死せるに非ず、塵世を厭て洞中へ退隠せるなりと。其れより後此穴に入りし者なし。後人之を崇尊して數多の堂を建てたり。尤も莊麗なるは入定の洞穴ある高野山なり、墓前には日夜燈明を絶やさず。此宗門の僧は盡く左道を行ひ、随意に魔を驅り人の體中を苦惱せしむ。故に人之を畏れて逆はず。

カンバドシの宗徒にカクバウと云ふ僧あり、ネゴル(根來か)宗の開祖にして著名の者なり。其宗三部に分る。第一部は尤も小なり、佛陀の祭祀、宗門の禮式を掌る。第二部は武藝を講じ、巨



資を給する者の用を爲す。第三部は兵器を鑄造し、矢を作ることを業とす、一日に五筋の矢を作るを以て一人の課程と定む。宗徒皆カクパウを神と思ひ、神禮を以て崇敬す。

其宗極めて放肆なること多し。黨中首長なし、故に衆僧の同意に非ざれば評議決せずと雖も、衆心一致するは極めて難事なるを以て、時々葛藤を生ずれば直に刀を執て相闘ひ、強き者に従ふの法なりと云ふ。或は云ふ、一人にても異議する者あれば集會を他日に期し、衆議一致の時に至るまで連々會合すと。又一説には社中の老人二名を選びて首長とし、之をオトネ(大人か)と稱し事起れば衆其意見に従ふと云ふ。此事は諸説紛々一定版著せず。

妻を妻らず、婦人の院中に入るを禁ず、若し之を犯さんとして發覺する者は終身首長の官に上る能はず。寺院は堅材を以て造り、恰も宮殿の如し。大堂美室の内には珍器名書を列し、園圃には果樹花草を植ゑ禽獸を放ち、井泉池水ありて數多の魚を放つ。一度び巨鐘を撞けば其聲數里に響き、三萬の大兵を僅に三四時間に集るを得可し。

されば國王も之に巨資を賂ふて暴行を未發に防ぐ。是を以て富有にして數ヶ國を領せり。されど彼れは平日武藝を職とすれば長く平穩を保つこと能はず、時々紛争を醸して戦を起すに至れり。其時は夜中と雖も互ひに攻撃するを以て、常に守備を嚴にすと。日本の教法禽獸蟲魚を殺すは法禁なれば憚れども、人類を殺戮するは敢て憚らざるなり。正道を知らずして昏昧なる

こと如此。

日本には無数の堂塔ありて佛陀の祭祀を掌る、僧徒の住する寺院も從て多し。其首として高名なるは京師より四里ばかり距て、フレノサマ(比叡の山か)の邊りにあり。山路の長さ三里にして山谷三十あり、山に注ぐ瀑布、溪流の景色極めて好し。樹木森々として周圍に一大湖水あり、其名をドミ(近江の訛なり)と云ふ。長さ三十里、幅三里若しくは里許の所あり、多く魚を生ず。京師の市中其他近傍の食に供するに足る。

日本の舊史によれば、彼三十谷中に三千八百の佛閣あり、美麗なる僧院の數も殆ど之に齊し。昔時日本全島の皇帝諸宗の名僧を閑靜名勝の地たる此所へ入れ、佛に事ふるの外他の業なからしめんと欲して建立せしなり。且營生の爲めと佛事を妨げざる爲めとに京都の一部たりし二大村を寄附し、年俸二十萬金を給し、此二ヶ村の住民をして日々諸僧の食を炊き膳を供せしめり。當時フレノサマは日本諸宗の本山且學館たり、蓋僧徒を總轄するサコ或はヤコと稱する者常に此所に住せしを以てなり。其後皇帝は公方の爲めに國權を奪はれたれば、隨て佛閣僧院も頽破せり。されど耶蘇教師の日本に入りし時猶壞れざるもの五百餘存在し、其中に尤も諸侯伯の崇敬する一寺院あり、兵を起し大事を企る時は必先づ燈籠若干或は金銀を納め、然る後事を始むと云ふ。



フレノサマに次で莊麗なる僧院あるは奈良の都會のみ。地廣しと雖も寺院の數民家よりも多し、されば僧徒は此地を宗門の本地と稱す。日本の人民は世界第一の靈地として來り詣づ。大佛と稱する堂には鍍金したる銅製佛像あり、其大なること頭上に留る鳩を下より見るときは小雀の大きさのみ。左右にも亦同じく鍍金したる小佛像二體あり、釋迦の二子なりと。

茲に語る可き日本人の信心は甚だ信じ難しと雖も、日本の史家の記する所を證とし、且此巡拜を七度まで行ひし僧の遂に天主教に歸せし者を教化せる耶蘇教師へ其僧の語りし事をも證とすれば、虚談に非ざるなり。其事たる左の如し。

年の某の日に奈良の都會へ集る者二千餘人、著名なる高山を経て靈地巡拜を始む。日に行くこと僅に一里、期する所までは七十五里あり。煎米を脊に負ひ、朝夕一握を食すと。旅行の初め八日の間は途中に川も泉もなく甚だ渴に苦む、故に豫め水を齎さざる可らず。されど大暑の時には飲料缺乏して病み倒れ、一人の介抱する者なく、路に死する者數多あり。

奈良より八里にして尤も高さ山あり。其麓にオージンと云ふ寂寞たる曠野あり。此所に一種の僧住す。一をアポリ坊主と云ふ、一をゼンギ(前鬼)と云ふ。アポリ坊主は穴居して旅人に布施を乞ふために出るのみ。ゼンギは高山の上に草屋を設けて住す、身を寒暑風雨に暴らし、僅に人間の容貌を存するのみ。此僧は同宗同種の婦女に非れば娶るを許さず。

ゼンギは旅人の前に來り道中の安全を祝し布施を受け、旅人を導きラサハと云ふ所まで至る。此所にゴギ(後鬼)と稱する一種の者ありて、巡拜の終りまで嚮導を爲す。日本人一般に此ゴギをば惡鬼の人に變ずる者とす。蓋し顔色猛惡にして所爲酷虐、更に人情なきに因るなり。惡鬼の人に變じたるは信す可らざるも、其所爲を見るに鬼神に通ずるは疑ふ可きにあらず。其先佛僧にてゴギが手を経たることある奉教人の談話に據り、以て其巡拜人に對する如何を述ん。

第一ゴギ巡拜人を導て斷崖絶壁を跋涉するに、人々は手足の觸るゝ所のものを攀ぢ之を登ると雖も、ゴギは先に進で飛行すること平野を走る鹿の如し。第二にゴギは途上に於て篤くヤカ(釋迦)佛を信じ、固く空腹に耐ゆべきを命ず。若し旅人疲れて時刻の外に食するか、或は其意に適はざる事を爲すを見れば、之を捕へて嶮岨なる山腹の樹枝に兩手をかけて止まらせ置く、此者暫しは枝を握れども終に疲れて手を放ち、崖下に落ちて哀れなる死を爲す。此責罰何程不正に思はるれども、人肯て之を怨み少しも不平の色を顯はすとなし。親子兄弟並に同行の者一言を發せずして進む。若し悲痛の様子を爲す者あれば、忽ち捕へて同じ崖下へ投せらるゝなり。

偕て巡拜人は非常の艱苦を忍び、數多の危難を経て、凡そ途の半を過し後、嶮岨なる山の間にある原野に着す。ゴギは巡拜人を此所に止め、一晝夜の間、手を組み口を膝に當て、居らしむ。實に窮屈なる有様なり。ゴギは之を絶えず巡視し、若し苦みに堪へず些しにても動く者あ



れば杖を以て膝を打ち、初めの姿に復せしむ。此くせしむれば人々定規の如く懺悔を爲すため心中を検査して、一歳の中に犯したる罪科を追思すと云ふ。

此日は休息に非ず苦辛の日と云ふ可きなり。翌日は起て原野を行くこと數里、四面高山の圍繞する所に至るに、中央岩石あり、峨々として空に聳へ、峻岨なること名狀す可らず。ゴギは其岩中より太き鏡棍を自由自在に出入す。此鏡棍の尾端には一架の大天秤ありて左右に盤を掛け、一方には人を置き一方には錘を載せ、左右平等ならしむ。次に發條を以て鏡棍を岩中より推出せば、天秤は空に釣られて谷に臨む。

一人此の如く釣らるゝ間、餘人は之を觀、且懺悔を聞く爲め四面の山に上り岩石を攀づ、此時足を失て崖下に轉じ死する者數多ありと。偕て又諸人の集り觀る所にてゴギは盤中の人に命じ、公然と大聲を發し一歳の間犯せる罪科を懺悔せしむ。懺悔終れば鏡棍を岩中に收め、先の人を出して別人を盤中に載す。若し罪科を盡く白狀せざるか、言語滯滞するか、或は峻岨を怖れ懺悔を愧ぢ聲を慄はす者あれば、ゴギ忽ち鏡棍を揺り動かし、天秤を覆へし、盤中の人を谷中に投す。落る者は岩に觸れ石に當り五體粉碎す。

無難に天秤に掛り懺悔を終りし者は盡く進で黄金の釋迦佛其他黄金佛を安置せる寺に詣づるを得。此黄金佛は諸侯伯より此巡拜を勤むるサマフジ(山伏)をして納めしむるものなり。偕て此

釋迦佛を拜して後、人々ゴギへ三タク(金)を與へて別る。其れより他の佛堂に詣で、八日の間酒宴、歌舞、賭博、演戲、其他の遊興を爲し、危険を免かれ恙なく行旅を了りたる歡を伸べ、而して各其郷里に回る。飯路は最初巡行せし道路に由らず、一條の別路に循ふなり。

斯く艱難なる遠行を企て其罪業を消滅せん爲め大危険を冒す邪教徒は、之れに勝る艱難危厄を跋渉せる耶蘇教徒を指して怯と云ひ誹評すべしと雖も、耶蘇教徒は勞苦せずして天赦を得、天堂に至る爲め一步を爲すを欲せずして坐から其幸福を受くべきことを自保するに因り、此の如き方策を要せず。サンラーギ(希臘の有名なる理學者)スタンの語に曰く、一愚夫クレランフレット(希臘の古スパルト國の王名にして此名を稱せし王三人あり)は精神の不朽を論ずるフラトン(希臘の有名なる理學者)の著書を閲し、連りに來世の歡樂を受くべき念慮を生じ、城壁上より身を投して自死し、又埃及に於ては精神の不朽と死後精神を受くべき幸福を論せる或る理學者の著書を讀みて、前同一の死を致せし者夥多あるを以て、其國王フトロメーは遂に其書を讀むことを禁止せりと。

斯く宗旨に皈依する例の殊に多きは日本を以て第一とす。然れども其國に於ては妄想に係る天堂の歡樂を受けん爲め悦んで死する者ありと雖も、此れを罰することを爲さずして、却て其者の爲めに廟宇を設立し之れを神聖の列に加ふ。蓋し此の如き一念を生ずるものは、此哀憐すべき者等の心に因ることにして、其者等は其尊信する神は各其天堂を有し、今生の後、信者を



其所に導くとなし、故に此世の生を厭ふ者は其神前に至る爲め身を殺して犠牲と爲し、以て神慮に適する所とせり。而して観音の樂土は水中にありと信するを以て、其清淨なる安所に至らんと欲し、深淵に身を投じ溺死する者甚多し。今其嫌疑すべき此殉教に於て、其者等の循守する儀式を左に記載すべし。

生活を厭ふてか或は其樂國へ至らんことを欲するかに因て此世を去らんと欲する者は、數日前より斷食し、非常の懺悔を爲し、旅行の豫備を爲したる後、其者は此の如き神聖の所爲を助けん爲め諸人の寄する布施を集めて得し所の金銀を財布に納め、以て其旅費に備ふ。而して其者は高坐に登り、此儀式に來會せる親戚朋友の目前に於て此世界の賤むべき事、今生の困厄なる事、其神とし奉ずる観音の前に至るべき志願等を演説し、衆人は之れを聞いて其決意を稱讚し、或は其舉に感じ同行して共に死を致すことを望む者あり。

偕て又出立の期日に至り右の厭生者は朋友に別を告げし後、最美の服を以て身を粧飾す。蓋其者は水行すと雖も通路に塞がる荆棘岩石等を切斷すと稱し鎌を所持し、此の如き行装にて其朋友及び其殉法を來觀せる衆多の人に誘はれて海邊に至り小舟に乗り、頸手足及び身體の中央に大石を結び付け、沖に至りて水中に身を投ず。憐むべし此人は化して遂に水中の沫となる。此憐むべき死を致す殉法者の親戚朋友等は他船に乗り、僅かに隔りて愁歎の場を觀望し、信者

等の悉く身を投せし後直ちに其所に至り、其者等の乗りし船に放火す。蓋其船には誰も乗るべき徳なしと看做すものゝ如し。又身體に石を附着せずして小舟に身を固く結び付け、其後手を以て其船に穴を穿ち、之に水を通し、船と共に溺没する者あり。

又観音の在る天堂に行くを欲せずして、阿彌陀釋迦の在る天堂に行くことを願ふ者は、漸くに座することを得べき石窟に身を入れ、唯呼吸する爲めと阿彌陀を禱る爲め、上に小穴を穿ち、其他は悉く埋めしめ、此中にありて飲食物を絶し、餓死するに至るまで間斷なく阿彌陀を祈念す。是れ則日本人の崇尊する夫の惡魔の殉法者なり。此入定者の爲めには人々廟宇を建立し、其周圍に碑銘詩歌等を彫刻し、其功德を表す。

教師ルイフロエーの説に曰く、ポール小府を經過せし時、人有りて教師に告て曰く、數日前男六人女二人信仰の熱心に因て身を海中に投ず、故に其地の人民等海邊に廟を營み之れを祀りしが、參詣人四方より來集し、詩歌の短冊を其廟に貼附し、其溺死人の爲めに功德を表すと云ふを見たりと。又曰く、其同業ルイアルメイダと共に其廟前を過ぎりし時、五人の老婦各口に經文を誦し來るに會せしが、二人の禮拜せずして廟前を過ぐるを見て大に嫌忌し、兩人は不信者を以て遇せられしと。

蓋邪教徒の死を畏れざる所以は神を見んことを希望し、死後其幸福を受くべしと信するに由



るものにて、死を畏るゝ者を目して怯となす。故に却て邪教徒等の耶蘇宣教師の福音を聞くを悦ぶ基となれり。如何となれば宣教師等は明々なる道理を以て天地の作者たる一神より他に真神となすべき者なきことを説き、而して其命令を守る者は天堂に行き、之れを守らざる者は地獄に墮落することを證明するに足ればなり。余曰く、我宣教師の善大なる約言を爲すを聞き、數千の日本人群をなして洗禮を受け、不朽の幸福を受ける爲め人の其者等に受けしむる艱苦を賤視するものは、全く其人民の度量を有して道德を愛慕する性情を備ふるものなりと。是に於て余輩は過度に死を畏れ浮世の快樂に固着する耶蘇教徒を以て、來世を信せざるにあらざれば、永久の幸福を至重と爲さるものと認視す。如何となれば人として天堂の幸福を欲せざること能はざるに因り、其幸福を願はざる者は其幸福あることを眞に信せざる者と想察せしむればなり。否らざれば其者は其幸福を占得する爲めに身命をも惜まざるに至るべし。

凡そ世界各國の人民皆能く死者の爲めに哀憐の情を有すと雖も、日本人に至ては殊に此情に厚く、實に宗旨に熱中する人民と稱すべし。今日本人の喪祭に於て循守する禮式を左に記載すべし。

蓋日本人は歐洲人の如く死者を埋葬せずして、昔時羅馬人の爲せし如く之れを火葬にす。一貴人の死するある時は、其親族朋友は出棺の一時前に先て火葬地に到るべき例にして、男は美

服を着し、女は白衣を着す、蓋白衣を着するは前に云へる如く日本の習例にして、其他葬送に招致せらるゝ者遺骸を護送す。其行列左の如し。

第一絹衣或は錦衣を着する一僧二三十人の僧徒を従へて先行し、第二には松明を持つ一僕前に立ち、次に一二百の僧徒等死者信仰の偶神の名を呼稱し、念佛を唱へて従ふ。第三は色紙を入れたる小籠を先きに掛けたる鎗を擔へる備夫等歩従す、此等は死者の天堂へ行くを表する爲めとして時々鎗を振り色紙を空中に飛散せしむ。第四は提灯を携へたる僧十人、茶色の服を着せる少年二人、其他革の帽を戴ける夥多の者にて、帽は漆を以て彩色し、其上に偶神の名を記す、其色煌々として恰も明鏡の光を放つが如し。

右一行の次に四人の者死者の棺槨を擔ふ。遺骸は棺内に座せしめ、少しく頭を前面に傾け、恰も拜禮する如く合掌せしめ、白衣を着せ、其上に平衣を蔽ふ。又棺内に死者信仰の神の禮式を記せる紙片を以て造りたる紙衣を備ふ。此紙衣に入るゝは、佛僧等の言を信じ、此紙片を携ふる者は成佛すること疑ひなしと衆人の思ふに因れり。佛僧等は其れが爲め利を射ること大なり。

其終尾に死者の親族棺槨の周圍に附従し、就中最幼き者松明を携へ、死者の爲めに冥福を願ふ生存の一親と共に焚木に點火する用に備ふ。然れども佛僧徒は或は念佛を唱へ、或は看經し、



騷擾實に厭ふべきなり。前章述ぶる所は行列の府中より出づる景況、凡そ此の如し。

死體を焼く場所は四壁白布を繞らして之を圍み、四方に出入する戸の設けあり、中央に大なる穴を掘り、薪を積むの所とす。兩間に各二個の卓を備へ、肉の類を滿載して之を供す、肉の價四十エキユス或は五十エキユスに至ると云ふ。一個の卓上に香爐を置き炭火を貯ふ。柩既に穴の側に來れば之に長き綱を結び付け、柩を昇いで穴の周圍を廻ること三たび、而して後之を穴中に入れ、僧及び死者の親族は絶えず佛名を唱へて濟度を願ふ。用意已に了れば、上席の僧は法服を着し松明を手に執り死者の傍を三週し、己れは解し得るも他人は聞取り難き數句の文を唱へ、松明を三たび首に戴き、次に之を死者の子女の中尤も年若き者に授く。子女は之を受け穴中に投じ、次に油或は香料の物を多り灑ぎ込むなり。死體は穴中火の燃るに従ひ忽ち化して灰塵となる。此の際死者の子女及び近親の人は各香爐の傍に立ち寄り香を焚き跪き、其親又は親族の既に天上に至りし如く之を敬拜す。

禮式已に終れば衆皆其家に回り、唯食に就く者肉を携へる者のみ跡に止まる。翌日に至り死者の子女親族朋友は再び此所に集まり、灰と骨を撫ひ、之を銅の壺中に盛り、美麗なる絹を以て之を包む。僧は此より七日の間絶えず經を誦し、第八日には壺を奉じて豫め用意せる外の場所に至り之を土中に埋む、上には銅牌を建て、死者の姓名と其信敬する佛名とを鐫り付るなり。

前に云ふ所の死者を葬むるの式は慘毒とするに足らずと雖も、茲に諸侯の家臣たるもの其主人の爲めにする一種の人情に反せることあり。其れは主人の死せしとき、最初主従を約するとか誓ひを立てたる一言に従ひ、家臣の殉死する一事なり。左に哀傷すべき一段の話を述べんとす。殉死と極まりたる人々は諸友を招き堂塔或は寺觀に赴き、席上盛んに酒食を安排し、僧の面前にて之れを飲食す。尤も衆觀客の雜沓を防げり。飲食已に畢れば、殉死すべき家臣は一小刀を執り上げ、腹を十文字に掻き切り、腸胃悉く地に塗れ、流血席に溢るに至る。中にも強勇なる者は腹を切りたる後又咽喉をも斷ち切るなり。自殺の體尤も酷なる者を尤も榮名ある者とす。

主人の爲めに家臣たる者愛敬を表するに尙ほ奇なる一事あり。主人官命に因り又は自己の爲に其居城又は堡塞を築くことあれば、家臣自ら乞ひ身を以て建築の基礎となることあり。蓋日本人の想像には、人體を以て基礎と爲して建築したる城塞は諸の災を免れ、他の城塞は害を受くるも決して此に及ぶことなしとするに因れり。偕て此の恩命を乞ひ得たる家臣は建築の基礎となる大石の下に伏し、其身體を挫かれて死す。日本人は其主人に對し忠愛を表する斯の如くなるも、其主人たる者は家臣の爲めに死することなく、家臣の命を救ふこと能はず、家臣の忠義を贖ふことをも爲さざるなり。然るに基督の教旨に於けるや、人の生を奪ふを欲せざるは論



なく、人生最輕の樂をも妨ぐるを爲すを欲せざるなり。如此なれば衆人の爲めに甘んじて其身を殺し、衆人永劫の慘苦を救援せる眞神を置て顧みざるもの抑如何ぞや、噫。

## 第一章

日本の諸島は千五百年より六百年間に發見せしと雖も、其何れの歳に在りしか之れを知るものなし、或は云ふ千五百三十四年(我が天文三年)なりと。サンフランソワ・ザウ・エイ師の考ふる所は、其れより五六年後に在るべし。而してペールマフェー、ペールチャリー及びペールソリエーと云へる三人の著名なる地理學者は、彼の新世界を發見したるアントワン・ガルの著書中に云へる一條を引て云ふ、葡萄牙國商人アントワン・モタ、フランソワ・ザウ・エイ及びアントワン・ベリットと云へる三名、千五百四十一年(我が天文十年)暹羅國內ドラより出帆して、支那國に向ひ駛進せし途中暴風に逢ひ、日本島に漂到し、鹿兒島の地に入港せりと。

是より後ち二年他の葡萄牙商人等同地に來りて貿易す、此時アングルと云へる日本人に逢へり。此アングルは其時三十五歳にして門地も賤しからず、且資産も富めり。然るに若年より行跡放肆なりしが、一朝良心發見して後悔し、心中之が爲め甚だ安からず、痛心の餘り佛僧に其心事を告しに、僧の答ふる所其心を鎮靜する能はず、又基督教に従て其所願を果すべきを知ら



しむるにも至らざりしが、後ち在港の葡萄牙商人に其所思を明言せしに、商業の界は知るこ  
なき買人なれども答へて云へらく、印度地方に一の聖徒あり、博學多才にして善く人に安神の  
道を教ゆ、足下印度に航せば此聖僧を見ること難からざるべしと。此商賈等が語る所の聖僧と  
はサン・フランソワ・ザウ・エー師のことなり。此聖僧はアングルの至るを見れば、必らず欣然  
相接して其心痛を救ふべしと告たり。然と雖も此より印度に至る航路六百里、加之暗礁所々に  
散布し、時々暴風の虞あると、妻孥を棄却する等の事あるを以て、アングルは此事を遂る能は  
ず。然るに其後アングル同國人と争闘し竟に之を殺せしかば、父母より追趕せられ、逃るゝに  
道なく、葡萄牙船に身を投じ、竟に航海に決心せり。

此時鹿兒島に在る葡國の一商人アルワレと云ふ者アングルにサン・フランソワ・ザウ・エ  
ー師に謁見のことを勧め、且船を整へて之を印度へ送らんと云へり。然るに同人未だ要務有り  
て自ら之を送る能はず。或はアングルが其決意を變換せんを恐れ、葡人フェルデイナン・アルワ  
レエが所持せる一商船の滞在せる他の港にアングルを赴かしめ、且つ書を送りて其事を付托せ  
り。

其夜アングル兩人の従者を伴ひ出發し彼の地に至りしに、フェルデイナンに逢はず、チヨ  
ルジ・アルワレに面會す。此のチヨルジと云ふ者は富商にして、ペール・ザウ・エーの朋友にし

て親み厚ければ大ひに喜び、三個の珍客と視なし、伴ひて悉なくマラカに至れり。

アングルはザウ・エー聖師に逢はんと希望せしに、豈料らんや、聖師はモリクに赴きて不在  
なるに會せり。アングルが聖師に見ゆるを得ざるの遺憾と、徒に歲月を長途に費したる嗟歎尤  
も想ふべし。亦マラカに達せば聊か休憩をなさんと樂み居りしも水泡に歸し、而してカピテン  
アルワレもアングルに其印度行を止め、且つ聖僧の歸着は何れの日に在るを知る者なきに因り、  
アングルは只管ら歎息を増すのみなりき。

アングルは此の時再び海路を支那に取り本國に歸らんと決意し、此地を離れ既に諸島に近づ  
きしに、俄然と大風吹起り、其船殆んど覆没すべき勢にて漂流すること四日、最初出帆せし支  
那の港に吹戻されたり。

是れは先づ其欲する所に反し後ち其欲する所を得せしむるの神意にして、大風を起し船を返  
したるなり。アングルは支那に回りたるを見て悲傷限りなかりしに、此所にてアルワレ・ワース  
がマラカに往かんとするに面會し、少しく安慰を得たり。アルワレはアングルの短氣にして聖  
僧の回るを待ち得ざるを責め、尙ほ彼の地に伴はんことを勸む。是に於てアングル等は進退  
已に谷まり、且本國に歸れば生命も保ち難きを以て再び航行せんと決し、アルワレと共にマラ  
カに到るを得たり。



陸に登るとき岸邊にてチヨルジアルワレに出會せしに、彼れの云ふにザウ井エー聖師は既に歸りて現に此城中に在りと。アンゲルは病客の良醫を求むるに切なるが如く、直ちにアルワレに伴はれてノートルダムノートルダムの天主堂に至りしに、聖師が説教をなし居たりしを禮拜し了りて、其胸襟を開て之に告げ、遠く航海せし主意を物語しに、聖師大ひに悦び、且つ云へらく、神子を日本に遣らんとするに因り、先づ此の人を送りて予を迎へしめしならんと。遂に友誼を以て之に交はり、アンゲルが希望せし安神の法を授けんと約せり。

アンゲルは少しく葡萄牙語を解せるに因り此言を聞き大に喜び、生涯此師に服従せんと決心せり。聖師と物語する毎に日本の景況、風俗、人情、性質、宗教等を告ぐるに、聖師は之を聽き樂事となせり。談話數回の後聖師はアンゲルに告て云く、其欲する所の安神を得んには眞神を覺知し宗教に入るべし、然らざれば生を遂げ苦を免かるべからず。天主の教に従ひ眞實の門に入り其宗法に遵ふに非ざれば、其心神常に勞し、安樂を享くるの時あるべからずと。

アンゲルは既にカビテンアルワレより基督宗門の要祕を授かりたれば、此時直ちに洗禮を受けんと願へり。然るにザウ井エー聖師は尙ほ未だ之を可なりとせず、且日本人の初めて宗門に入る者は宜しく印度の首府に於て臥亞の教正ドムチアンタルフェルク師に由りて眞神の啓知を被らせんことを欲せしに因り、アンゲルに須らく臥亞に往きてオウシルを學ぶべし、べ

セリーの海岸コモリン島及びパウワウを経歴の後再會すべき由を語りければ、アンゲルは聖師に別れを惜むと雖も、何事に因らず師の命を背くまじきを約せし上は、都て師の欲する所に服従せんと答へたり。

聖師は臥亞に赴かんとする友人シヨルジアルワレエにアンゲルの航行を托し、且アンゲル及び其従者二名も友誼を厚ふし其寺内に寄留せしめ聖教の傳授を希ふことを、臥亞のペール・レクテールに依頼するの書をアンゲルに與へり。時に千五百四十八年(我天文十七年)三月廿日臥亞に達し、聖師の教育を得て洗禮を受くるに至れり。

偕てアンゲルは臥亞の大禮拜堂に於て教正チヤアンタルフェルク氏に由りて嚴整の禮接を得たり、此の日實に五旬節ペンテコステの日に方れり。アンゲルは會てサンポール・ネサン・ファアの教堂と稱するゼシユウエト教會バプティストの教堂にて基督教法を學び信教の徳を得しに因り、ポール・ドサン・トフラアの名を賜はらんことを願ひ、従者一名はチヤアン、一名はアトクワンと名づく。ポール・ド・サントフラア(以下アンゲルを呼ぶ此の名を以てす)が聖水の徳に因て再生を得たる如く罪障消滅を得て安神の宿願を果たし、從來の痛苦を免かれたることは、羅馬に住せるゼチエス教會の發起人たるイグナスドロヨラ氏に贈りし書中に證明せるに因て判然たり。此書翰は予輩が所々に引用せる所にして、日付は千五百四十八年(天文十七年)十一月二十九日なり。此人聰明敏達にして且つ強記なり、



事に方つて樂誦なるに因り、少許の時間に羅句語學に通じ、漸く之を書し之を讀むを解し、又福音書の馬太傳を暗誦し、之を日本語に譯述せり。

一日サン・フランソワ・サウ。エー師ボールに接せし時間ハれしに、日本國へ天主教を傳へなば其民之を奉せんやと。答て云ふ、我國民は容易に人の説く所に服すまじ、先づ其事の義理を知り明らめんことを欲し、人の述る事につきて難問を爲し、且つ説教者の人と爲りを察し、其行ふ所は言ふ所に副するや否を見んと。又會て言ふあり、日本國へ從前國民の守る教よりも純正なる教を示す人來らんとの流言、行はれしこと有り。

又ある時サウ。エー師ボールと雜談せし時、希臘羅句其他歐羅巴全洲の人は文字を左より右へ書き、埃白魯人(猶太人以色列人の舊稱なり)は右より左へ書く、されど日本人は上より下へ書き、字行恰も柱を並べたる如し、文字の諸國と異様なるは抑々何故ぞと尋ねたれば、ボール答て曰く、抑々造化主が人の體を作る頭を上にして足を下にし、さて書の始めは頭の如く終りは足の如し、されば歐洲の書法は天然に非ず、日本の書法こそ正しけれと。聖師其敏才を感じ又問はるゝに、我教法の奧義中にて最も其心を慰めし事及び其身に最も益ありと思ふ祕訣は何なるやと。ボール答て曰く、奧義の中にて最も心を和らげ慰めしは教祖苦難の件なり、又祕訣の中にて最も益を得たるは罪障の懺悔と聖體の受領なりと。ボールの從僕も同じ答を爲せり。

聖師は此應答と信心を見てボールがイキヤス聖師の省身法を修めしむるに足るを知り、學堂長たるコスム・ド・トレー師へ命じ、ボールに默想を行はせ、イキヤス聖師が教王の允可を得たる書の中に記せる定則を踏み、次序を逐て默想の業を授けしむ。是時ボールは洗禮を受けてより六ヶ月なり。命せらるゝ業を勤め默想に居ること三十日にして、一時の默想を晝四度夜一度必勤むるに、默想中天帝の恵を以て心の迷全く晴れしかば、ボールは已に天堂の樂を受くるの心なり。又耶穌基督己れを愛するが爲めに十字架の上に釘もて打たれ、己れを異教の中より救拔して聖教を知らしめしを見て、感喜肝に銘じ、聖像を抱き、此君の爲めに殉教の難を受けんことを望めり。又默想中時々聲を發して云ひけるやう、嗚呼臣若し天帝の爲めに死するを得ば幸甚しからん、憐む可し日本の人々、我が此の眞神を知らざるを悲むと。聖師はボールが道に進むの速なると其默想中に天帝より恵を受けしを見て、始めて日本人民は萬國の人民よりも聖教を受るの性質あるを信じ、此國へ教法を傳ゆる大願を起せり。

且又ボールが其國民の美質を語るのみならず、日本國中を巡回せる葡萄牙の商人も、日本の人氣は温和にして禮讓を守り、好奇の僻あれども公正にして從順なり、殊に天帝の談、教法の事を聞くを好むなどを語りて、ボールの言の詐なきを證しければ、聖師は益日本へ教を傳ふるの志を生せり。然れども是は天帝の光榮に六關係あり、故に其思ひ立ちたる事の天意に適ふや



否を知らんと自ら數多の祈禱を爲し、同教會の諸教師をして數多の彌撒經を勤めしめ、又屢歎想難業を行ひ、遂に日本へ聖教を傳ふことは天帝の意なるを明かに覺れり。千五百四十九年六月二十二日(六月廿二日は一月廿一日の誤なるべし)臥亞よりイギヤヌ聖師へ贈りし書翰の文に曰く、某當地にてはさせる所用も有らず、故に此所に勝りたる所用ある地を示すを祈念せしに、數月以來頻に日本國へ渡り聖教を傳ふる心を生せしは全く天の然らしむる所と察す、近頃我教會へ入りし日本人より彼國には良師あらざるを以て純良の民を得ざることを知り、益渡海の念増進せり、此日本人は八ヶ月を出でずして葡萄牙國語に通じ、書を読み字を書くことを得、我教法の主旨を悟りぬれば、必ず才智ある者なり、されば其語る所疑ふ可きに非ず、因て某已に彼國へ渡り、天帝の擁護を以て數多の愚民を曉し善道に導かんと思念せり、彼の國へ渡りなば先づ國帝へ申し請ひ大學校巡見の允可を受けんことを願ふ、千五百四十九年一月二十一日臥亞よりと有り。

又シモン・ロドリゲス師(此人は初めイギヤヌ聖師が印度へ來る時其同行の約十名の一人なりしが、葡萄牙國王に留められ本國へ残りし者也)に贈りし書に曰く、某近來日本へ渡らんと欲すれども久しく心に決せざりしが、此頃天帝某へ渡海のことを附し、并に彼の國の宣教師に某を用ゆるの天意あるを示されたれば、若し此命に違背するときは、其罪不信者より大ならんと有り。されば此聖師が艱難辛苦なる傳教を思ひ立ちしは天帝の告諭によれること、此の書翰に明かな

臥亞に在留のザウ・エー聖師が日本行を思ひ立たれしことを知りければ、朋友盡く其家に來り、其意願を翻さんと語を盡して謂ひけるは、久しく盡力して教育せし民を棄て去り他國の民を教ゆるは道に非ず、加之是まで爲したる勤勞を半途にして廢すれば其效見はれず、此地の天主教を奉ずる者は未だ確乎不拔の地位に至らず、故に聖師在さる時は數多の異教徒或は欺き或は嚇し、聖教に歸依せし者を本の異教へ挽き回さん、さすれば其意願は賞す可き事なれど、道に於て允されず、若し異教を奉ずる者を改めんとなれば、僻遠の地を尋ねざるも此地に數多あり、サルシイド地方并に臥亞の屬地のみにては容易き事に非ず、セイロン島も近き所にあり、若しナルシングの大國を服するを得ば、其功日本國を服するに同じからん、彼の日輪が先づ近き所を照らし温めて後遠き所へ及ばすに倣はれよ、支那人は葡萄牙人を敵視し、巨艦を備へて通路を塞ぎ、賊船は海上に充滿し、船を奪ふて厭き足らず乗者を殺害すと、抑臥亞より日本に至る里程凡そ千三百餘里にて、支那海は大洋中の尤も難所なり、引水者の知らざる暗礁の數多く、殊に颶風屢吹き起りて之が爲め一時に覆没する船あり、或は岩石へ吹き付けられて破碎するものあり、されば命を失ふこと必定にて、神助あらば或は害なけん、決して志す國へ達するに能ふまじ、聖師の身は新教界に緊要なるに由り輕んず可らず、假令此等の危難を免れて彼地に達



するも言語通せず、殊に他國の者を賤しむ國なれば成功は期し難し、若し葡萄牙人日本に港を開き威を振ふ者あらば、聖師は其威力を頼み其保護を得ん、されど葡萄牙人は未だ日本に懇親の者あらず、且驕慢なる國人は生活の資も無き旅僧を見て、宣教などは思も寄らず、窮して乞食する者と看做さん、他の扶けなく單身獨行にて魔界を破り異教を斥け、淫祠を信する民を聖教へ化せし者未だ嘗て之れを見ず、況して日本國にて極悪人を罪する刑と同じき十字架上に死せし人を崇敬せしむるに於てをや。

假令日本國にて聖教を信する者を得るとも、數多の人に教を傳へ、洗禮を行ひ、或は其懺悔を受くるは、一人の身にては行ひ難し、我れ若し釋徒の權を倒し其譎詐を見はさば、彼れ必ず恨みて我れを害せん、然る時絶海孤島の中なれば其忿怨を避るに道なからん、若し全國聖教に歸せば教會を治め秘訣を授け奥義を修する爲め若干の教師を置かざる可らず、而して歐洲よりは印度にさへ充分に備ふる人なければ、之を送ること難からんと。

斯く諸人の論せし後に、葡萄牙人も固く請ひけるは、我等の妻子及び印度人に至るまで其幸福は聖師の在すによる者なれば、憐みを垂れて留まるべし、且つ此地の人民は聖教を喜ぶ性情あり、故に耶蘇宗を弘め大功を遂ぐる目途あるなり、然るに事の成否知る可らざる念願の爲め厄難を冒し生命を危ふし、定めある功を捨て定めなき功を求むるは宜きに非ざる可し。

聖師は朋友の云ふ所を靜かに聽終り、其身の安全を思ふ厚意を謝し、偕て云ふやう、謹で上帝に誓ふ、余決して諸君を愛せざるに非ず、諸君に別るを愁まざるに非ず、然りと雖も上帝余に日本行を命せらるゝは明白なる示現に由て知りたれば招に應せざる可らず、若し上帝の命に背かば其罪日本の不信心者より重し、且日本の民をして眞神を知らずして死なしめば其責は己れに歸せん、天命を受けて善事を行ふに當り、之に抗する障礙は必ず有る可らず、海陸共にいかなる強敵あるも、上帝の令を奉ずる者の通路を妨ぐる可し、上帝の嚮導あれば必ず安全にして途に迷ふことなく、風波も恐るゝに足らず、恐る可きは上帝の保護を疑ふの罪に陥るなり、能く其命令を施行して余が職掌を盡さば生死は關する所に非ず、他日若し上帝余に日本國を指示し、汝が過ちによつて此國民聖教を知る能はず、且我れ汝を彼國へ遣はせしに、我が命に背き他人の言に従へりと責を受けば、答ふるに辭なし、諸君豈に余の爲めに彼の天命に背きニニヴに往かずタルセスに赴きしジヨナスが轍を踏ましむるを望む可けんや。

諸君の言に定めある功を捨て、定め無き功を求むるは宜きに非すと、されど上帝の命令に勝る智慧はあらざる可し、眞智は天命に従ふにあり、凡そ事上帝の擁護を得ざれば行はれず、上帝豈に禁を犯し命に違ふ者を擁護せんや、故に若し余日本行の命に背き印度に止らば、余の所爲皆其效を失ひ、縱令ひ充分力を盡すとも人民を化すること能ふまじ。



事を爲すに地を擇むは宣教師の所爲に非ず、其務は天主の招く所に行くにあり、若し諸君の言ふ如く印度を去るは宜きに非ずとならば、教祖の徒弟猶太國を去て遠方へ教を傳へしは愚なりと云はんか。

縦ひ諸君は何と云はるゝとも、余の身は世に大切なりと云ふ事は信じ難し、上帝の人を作りしは其志を行はしめん爲めなり、されば上帝の人を使用するは人に幸するなり、人の上帝を扶るに非ず、人は上帝より受くる才能あるのみ、上帝は吾輩に勝る宣教師を兎徒の家よりも生せしめん、されば諸君は上帝の恵に依て教師に乏しかるまじ、目今此地にはフランソワ聖師社、ドミニック聖師社の諸教師あり、又臥亞其他印度諸國に余と同社の者多し、又近日歐洲より教師の來るを傳聞せり、此人々は余の業を繼で事を行はん、されば諸君教師の足らざるを憂ふること勿れ、余も亦日本へ行くに因て教會の保管を忘れんや、何處に於ても教師の缺乏なる處あれば送り來す事を計る可し。

又諸君他人の助力なく單身にては教を弘め難しと云はるれど、是は余の關はり知る所に非ず、余を遣はす者の知る所なり、凡そ世に上帝の爲す能はざる事は曾てなし、若し上帝の命に従つて其意を施行せば一人にても餘りあらん、上帝曾て十二人の漁父をして教を萬國に傳へしめたり、然るに今一人の力を以て一國の民を化すること能はざらんや、余の業に比すれば十二人の

業は極めて困難なり、若し十二人をして人智の説に従はしめば教法は如何ぞ成功せん、誰か萬國を聖宗に歸せしめん、抑々教會は人力に依て立ちし者に非ず、上帝の威力による者なりと知らざる可からず。

眼前葡萄牙の商人日本へ渡るに風波暗礁海賊を恐れず、難を冒して浮世の財を求むる爲めなり、然るに諸君、何ぞ余が天主教を以て數多の愚民を救はん爲めに難を冒すを拒まるゝや、彼の商人が必滅の財を買ひて歐洲に送らんと僻遠の地に往くを狂妄なりと云はず、不朽にして別世界に通用し、之を買ふ者は永久の福を得る天財を求めんと彼國へ渡る宣教師を妄なりと云はるゝは、甚だ怪しむ可し。

諸君決して余を留む可らず、余已に難を冒して上帝の命に従ひ、我等の爲めに身を殺せし教祖の爲めに死を致さんと決心せり、唯望む所は上帝の擁護により再び此地へ來り、彼國にて宣教師の爲め行へる事を諸君に語らんと欲するなり。

諸人は聖師の志を決し又動かす可らざるを見て再び議せず、唯何事も天命とあきらめけり。是に於て聖師は危難を恐れず旅行の用意を爲しぬ。茲にイギヤス師へ贈り其志を述べたる書あり、其文に曰く、此度の旅行極めて危し、四艘の船を發して二艘無事なるを得ば幸なりと云ふ、遠路多難の旅を志す胸中の喜悅は説き盡す可らず、余已に天主より一度教法を日本へ傳へば忽



ち盛大を致さんとの告諭を受けたれば、假令是迄に無き大難を受るとも志を變せしとあり。  
 又其親友シモン・ロドリケフ師へ贈りし書には、近頃馬刺加の船來り、支那國にては兵を港に備へ、葡萄牙人と戦はんとする由を報ず、されど余は耶穌基督の名を擧げ教宗の益をはかる爲めに苦むを無上の樂と思へば、彼報告を聞いて日本行を止らず、抑々平穩に生くるよりは十字架に死するを樂むは天主教の常なりとあり。サンフランソワ・サウ・エー師は此の如き志を以て日本へ發せしなり。

偕て聖師は長途に赴き生死の程も測られねば、再び歸らぬ覺悟にて發途の前に諸事殘る所なく指揮し、諸所へ善良の主教官を配置し、ガスバル・バレー師へ明誠を授けらる。其事はガスバル師の傳に詳なり。

斯くて諸事整へる後、臥亞より小舟に乗りコーシンへ渡り、此所にて大船を備へて聖師を馬刺加へ送ることゝ定む。學堂に居る人々頻りに同伴を請ひ、中には泣て通りし者多かりしとぞ。聖師盡く之を慰諭して曰く、此度は唯日本諸島を一覽に赴くのみ、若し余の望み達するを得ば、時機を見て諸君を呼び迎へん、されば此大任に堪ゆべき道德を身に積むを以て可となすと。

コスム・ド・トレー師は初め西班牙の教師にて博學多才の聞えあり、一時臥亞の教會長の代理たりしが、耶穌教社に入るを請ふてサウ・エー師の教を受くる人なり。聖師は此コスム師と外に

一人を伴ふのみ、此者は無位の僧にて、名をジャン・フルナンデスと云ふ、僅に三人にて日本の教化に向ふ。此時アルホンスト・カストル師とて後日名を殉教に著せし人及び此書に歴々名の出るエンマヌエル・モラレス師を同船して馬刺加へ伴ひ、夫よりモリウ・グへ遣はし、又ホル・ド・サント・フラア并に僕二人は日本へ伴ひけり。

聖師は臥亞の教會長社中の人々并に知音の者に別を告げ、數日にしてコーシンへ停泊せしが、此に於て馬刺加の便船已に發纜の用意を爲せしかば直に乘移り、コーシンを發せり。已に蘇母多刺島の近邊に至りしとき暴風起り浪高く、後えに續きし二艘の小舟は波に覆はれ海底に沈めり。本船も積載多ければ危しとて船長貨物を海に投じ船を軽くせんことを命せしかば、聖師之を見て曰く、暴風程なく收まり、日暮必ず馬刺加港へ達すること必定なれば、さまで爲すには及ばずと天に誓て止められしが、果して其言の如く難なく港へつきけり。此時五月の下旬にして、コーシンを出しより凡そ五週日後なり。

馬刺加港に滞在中、日本より喜ぶ可き報知を得たり。其仔細は日本某州の國主天主教を奉せんことを望み、教を受くる爲め教師の渡來を請ふよし、彼地在留の葡萄牙商人より告げ越し、なり。爰に彼國主奉教の念を生ぜし事故を説く可し。會て葡萄牙の商人數名其國の港へ至りければ、國主の命として人も住はぬ廢屋へ入れたり、此家は恠物ありて人を苦むるを以て廢宅と



なれるなり。葡萄牙人は此の事あるを知らざれば此の家を受けしかど、夜中四壁鳴動し、誰れとも見へず夜具を引く者あり、這は何事ぞと怖む折から、従僕一人大に叫ぶ聲聞えければ、皆々兵器を携へ其方へ駆け行き見るに、彼の者地に仆れ怕れて色を失ふ。何事のありしぞと尋ねれば、怖ろしき怪物を見たると云ふ。衆思へらく元來此者は心きよて正直の者なれば其言ふ所詐ならず、此家には怪物の住すること疑ひなし、之を鎮むるは信心に如かすと、十字架を家中は更らなり垣根の隅まで残る隈なく立て並べたり。是より後は更に怪しき響きを聞かず。

翌朝近隣の人々來り夜中の様子を問ひければ、葡萄牙人はありし事を語り、我輩は之を禳ふ法術あり、遠からずして此言の詐りなきを諸君知りぬべしと云ふ。果して數日の後此家の平穩なるを知り、此由を國主に報す。國主乃ち葡萄牙人を召して彼の怪物を禳ひし方法を尋ねければ、彼怪物は人間に害をなす妖魔の所爲なれば、教法の威徳を以て之を禳ひしことを答へ、又之を言の本として耶蘇教宗の主要たる人間救拔の事并に教法の心傳の義を説きしかば、果して國主大に感じ、諸所へ十字架を立てしめ、且つ教宗の名師に逢ひ其奥義を受けんことを望みしなり。聖師此報知を聞き、益々上帝の其身を日本に遣らるゝことを信じ、且つ已に教法勝利の旗を日本に翻へしたれば、諸島を征服すること疑ふ可らずと信思せり。

時に馬刺加に葡萄牙船數艘あり、船長皆聖師と共に航海すれば安全なるを思ひ乗船を請へど

此の諸船は支那にて冬を越し且諸所を経歴するものなれば、直に日本へ渡らんと欲する聖師の爲めには便ならず、依て支那の船に乗るの外、別に術なし。此船長は支那人の海賊なり、故に人常に呼で支那賊船と云ふ。此者聖師を日本へ送らんと云ふ。聖師此者は世に知られたる惡徒なるを知れども、命を天に任せ、速に日本へ渡らんと其請ふ所に從へり。馬刺加の總督ヘドロ・シルヴ氏は之を見て安心の爲め、支那人より詐りなく聖師を日本へ伴はんと云ふ證據として若干の抵當物を取れり。是に於て聖師は隨行者と六月二十四日に支那船へ乗込み、順風を待て初夜の頃に纜を解けり。船長は海上に出るや否や志を變じ、殊更に迂路を取り、或は一所幾度も往來し、今年日本に入る志なきを示す、聖師其意を察して大に憂ふ（船長の名をニシダと云ふ）。加之海中へ出しとき船尾に淫神を置き、數多の燈を點じ供物を並べ香を炷き、船長舟子と共に其前に拜伏し、頻りに籤を投じ進退の吉凶旅行の安危を占ひ、神慮に従て方向を定むるに由り、聖師之を見て語を盡し止むれども、船長肯かはす、此を以て大に憂悶を致せり。

馬刺加を離るゝ百里にして或る小島に停泊し、木材を買て難船の用意を爲し、此所にも亦日本へ渡り恙なく馬刺加へ歸るや否やを占はんと籤を投じけるに、日本に至り歸る能はずと有りければ、船長大に畏れ、支那にて冬を過すことに決し、路を轉じ此邊の島々を巡り遊び、徒らに日を過せり。聖師之を見て此人の妖神を信するを惡み、天主に請て曰く、某人の妖魔を敬



するを見るを好まず、願くば某人をして妖魔を敬せしむること勿れ、若し又某人の妖魔を敬するを許さば、某人の妖魔を敬する毎に天主は妖魔を苦しめ給へと。

然るに妖魔は聖師が將に其境へ攻入り其民を服せんとするを察し、百方之を殺さんことを謀れり。若し天主の救助なければ、聖師の命殆ど危きに至れり。支那と境を接する**コンシヤンシ**ン國へ近づきし時、妖魔颶風を起し海潮を激す、船の左右波に觸れ將に覆らんとす、此時舟子船中の水を汲出して船底の汚水孔の蓋を開き置きし所へ、一陣の大風吹き來り大に船を揺がす、聖師の伴なし支那人倒まに落ち孔中に入り船底の水に没す、身に傷を受け心神恍惚たれども幸に死せず。

暴風猶も罷まざれば船長は神前へ鳥を供し香を炷き之を祭る。聖師又之を止め、淫神などを祭るとて其效あらず、却て眞神の怒を起すのみと説き示せども、船長は固く其祭る所の神を信じ、其身の安危は偏に此神の加護によると思ひ、聖師の言を怒り之を海中へ投せんと感し、頻りに祈請を凝らせり。折から吹き來る一陣の暴風と共に船長の女海中へ陥り波底に沈没し、人々之を救はんと欲すれども能はず。

此の如き災難に逢ひければ、船長は何事も抛擲し、終夜悲泣して女子の事のみ思ひけるに、船は益危く、已に覆没せんとす。此時船中の混雜は聖師の書翰に記るす如し。偕て又聖師の身

極めて危かりしは、彼の船長女子の死を哭せし後、未だ淫神の欺詐を曉らず、肉と鳥とを供し其災難の由る所を問ふ。神之に答て曰く、若し船底に陥りし支那人死したらんには、女子は海中に落ちざりしなり、兩人の中いづれか死す可かりし者なりと。船長之を聞き勃然として忿怒の餘りに、聖師并に同伴の人々を海中に投せんとするに至りしなり。聖師が臥亞の教師へ旅況を告げ贈りし書翰に云ふ、我等の生命が妖魔と巫祝の手に陥りし危険は此の如し、若し天主の救助なくんば、我輩一統いかゞ成行しや知る可らずと。

思ふに此時は聖師が曾て數多の異教を奉ずる者を救助し罪人を悔悟せしめ、魔界を破りし怨に報んと妖魔の之を苦しめしものならんか。前文書翰の後に云ふ、之れ必ず天主余の祈請を納受して妖魔を苦しめしを以て、妖魔怒て余の志を挫き信心を動さんと欲せしなり、抑々天主が妖魔の暴を許して禁せざるは、人をして彼の姦計を知らしめ、精神怯弱なれば彼れの爲めに威服せらるゝことを知らしめんが爲めなり、且人此の如き患難の時に當り妖魔の詭計に抗する方略を授くるなり、余今此理を盡く述べんと欲すれども事長に過ぐ、其大要を説かんに、人は天主の保證あるが故に自ら怯弱ならざるを要すと雖も、亦天主の威力の救助により勝利を受くると信せざるべからず、然らば則此の時に當れば自己の力を頼まず、一心に天主を信じて妖魔の攻撃に抗し、堅固不撓なる可しと示さるゝなり、元來妖魔は天主の許して禁せざることを行ふのみ



なれば、之れと戦ふときは彼れ強盛なるにより我心の怯弱にして疑惑に陥るを恐る可し、天主は人間の心身共に微力なるを示す爲め其威力を借す、諸君宜しく此威力を頼て事を行ふ可し、能く我力の少きを知る可し、自ら力の足らざるを知るは眞の信心を生ずる基なりと。此一段は聖師の論文なり、是より又事歴を述べ可し。

既にして風罷み波静まりければ、船長は錨を收め順風に乗じて支那に往き、廣東にて冬を越さんと其方へ向ひける。聖師は之を日本へ向はしめんと論せしかど、船長は前に説く如き災難に由て精神一層暴戻を加へ、更に之を承引せず。

借て船長は廣東の隣なる一小島に著せしが、又忽ち志を變じ錨を收め、最早日本へ渡るべき時節は過ぬるとて、是も支那の港にて廣東より北の方なるシンチウと云ふ所へ入り冬を越さんと志せり。然りと雖も人意を以て天意に抗するより天を信する者の志は遂げざらんや。シンチウへ一里ばかりの所へ至りしとき、一艘の船彼方より來り、彼港には賊船數多徘徊し強奪の難に逢はんと告げしかば、再び廣東へ歸らんとしけるに、折節逆風なりければ、已を得ず順風に船を走らし、日本へぞ向ひける。

されば妖魔の攻撃も其功なく、ザウ井エー聖師は千五百四十九年八月十五日即ち聖母升天祭日に日本へ達す。抑も此船他の港へ至ると能はず鹿兒島へ入りしは全く天主の嚮導なりしを知

る可し。此地はポールの生國にて、傳教の著手に尤も便宜なる所なり。三教師はポールの家に寓し、其親族朋友に厚く待遇せられたり。

耶蘇教師竝にポールの至りしと云ふ巷説薩摩の國主(鹿兒島港の領主なり港より五里ばかり距てし所に館を構ふ)の間に達しければ、國主は印度の珍説奇談を聞かんとポールを館に召され渥く恩遇し、種々の尋問ありて大に興に乗せらる。ポールは暫し奇談を説きし後、國主教法を聞くの意あるを察し、其語を教法に移し、借て述るやう、臣今度歐洲の教師を同伴せり、皆方正博學の者にて、眞神教を傳へんと日本へ渡る、臣も已に其教を奉じ、爾來心中極めて平穩なるを得たり、是れ日本の教法には曾て識らざる所なりと。

國主は其教法を説くを聞くと望まれければ、ポールは我が教法の大意を詳に説き、國主の服するを見て、曾て聖師より我が教法の略を知りたる者に示せとて授けられし聖母の耶蘇神童を抱ける圖を君前に出せり。國主より其宮中の諸人に至るまで容貌の非凡なるを見て忽ち信心肝に銘し拜伏す。それより國主ポールに命じ、母公に謁して此圖を見せしむ。母公も同じく感服し、侍女と共に之を拜し、聖母子の事を探ねられければ、ポール耶蘇の傳を物語れり。母公大に悦び、其歸宅の後數日を歴て、圖と經文の寫を得んと使者を遣はされたと、鹿兒島には之を寫す可き書工なかりしとぞ。ポールよりバデー經、アーヴ經(阿れも斯)及び日本語に譯せる尊



き經文を獻せしかば、母公大に満足せられたり。

國主はポールより聖師の功德を聞き之に面會を請ふ、聖師乃ちポールを通辯とし登城す。此日は聖師の尤も信仰せる聖彌尼爾の祭日なり。さて聖師は館に入りければ大に之を敬禮し、大守母公列坐の諸臣に至るまで、此の如き才智の人他の商賈の如く利を射るに非ず、眞神の教を傳へ永久の幸福を得る道を教へんと、他國より來りしことを感じ、愛敬の意を表はし、夜の闌くるまで談られり。

爰に不思議なるは、國主聖師に若し此教法正眞の者ならば妖魔必ず之を誹謗し其日本に行はるゝを妨げん、されば教法の書類を大切に保護せよと心附けられしに、聖師は其厚意を拜謝し言の序に其領内へ説教を行ふ允可を申し請けり。大守其願を承引し證書を賜はり、聖師の傳教と臣民の信仰を許されたり。

聖師は此允可を得て喜ぶこと限り無く、同伴の者と共に語學を習ひけり。已に印度に在りしとき并に旅行中にポールに學びしかど、未だ容易く衆人と語るまでに至らざればなり。茲に聖師が日本に達し薩摩の國主の恩遇を得て後、印度の社中へ贈りし書翰あり、其文に曰く、我等稍國語を學び得ば、事業全く面目を變せんことを期す、目今の所にては恰も偶像の如く、國民我等に親愛の語を爲せども之に答ふる能はず、依て余は國語の初歩を學び小學校へ入門せり、

我等はかく天主の光榮を發する爲めに學業を勤むるに由り、天主我等に幼時無罪の體を復還せんことを望むと。

聖師語學を習ふの際、ポールも空しく時日を過さず、一家の者を教へ、母妻女子其他親戚朋友若干を歸依せしめ、洗禮を受けしめたり。聖師語學も大に進み、四十日に滿たすして十二宗徒の經文の註解并に天主の誠命を譯するに至れり。幾許も無く聖師は同伴の者と衆人に説教す。茲に定めし順序を説かん、第一には群集の人へ是まで日本に行はるゝ教法は神史小説欺詐を根本とし眞實の事を教へすと示めし、第二には天主の誠命を説き、其善く道理と智識に合ふことを知らしめ、第三には教法の數ヶ條をば比較を立て理非を區別して説示し、終りに人の疑問難問に答ふ。

天主聖師の説教に幸を降し、日ならずして數多の異教人洗禮を請ふに至る。且天主十二の漁父を以て歐洲の大教會を建てし如く、日本の教會も貧窶卑賤の人を以て建んと欲し、第一に洗禮を受けし者は賤業薄資の人なり。之にベルナルと云ふ名を與へられ、奮勵信心せしにより、年を歴て名を著はせり。

日本にては釋徒を神使と思ふに因り、此徒を服せしめざれば聖教行はれ難かる可し。されば之と接し其心を得るに如すと思考し、聖師は鹿兒島地方の釋徒の長官ニンジツ(眞の心と云ふ意也)と號す



る僧の許へ感歎に訪問せり。此僧は八十歳の老人にて、學博く行正く、是を以て才智有り、名聲有り、故に薩摩國主之に尤も肝要なる事務を知らしめ、其位は教會長なり。聖師は先づ温恭誠實を以て其親愛する所となり、屢々談論の後、遂に其靈魂の不朽を信すると固からざるを識る。如何となれば時としては靈魂は身體と共に滅すと云ひ、或は靈魂は不朽にして身體の後に存すると云ふに由るなり。

此僧眞偽の界に迷ひ精神の定まらざるを見て、靈魂の説に長したる聖師は、身體と靈魂に關する數多の道理を説き、其不朽なるを證せり。ニンジツは異國人に服し其名を墮さんを取ち、力を盡して舌戰せしかど、かゝる強敵には終に抗する能はず悲歎せり。されども聖師が温和の性質を愛し、學力の宏大なるに感じ、未だ此の如く博學にして禮讓ある人を見すと云へり。他の釋徒も之に倣ひ、聖師並に同行の人を敬し、且つ此の如き有徳の人特に生を善くするの道を教へんと六千里の路(是は葡萄牙より日本までの路程なり)を越へて來りしことを驚歎して云ひけるは、此の如き志を生せしむるは天主に非ざれば能はずと。偕て又教師が耶穌基督を信する者は死して後永久の生活を得ると説くを聞き、大に驚き且つ喜び、天主教に歸するの心を生せり。されど聖教は彼等が放肆なる行に反し、極めて廉潔なるを要す、故に心を決して之を奉ずる能はず。此釋徒の中に坂東並に京師の大學校に學びし博學明智の者僅に二人あり、聖師の説に感服し、聖教の奧

義を極めん爲め、數名の日本人と共に印度行を思立てり。

翌年の始めに至り、百名の人数を奉じて洗禮を受く。此中に有徳の婦人あり、國の貴族の妻女なり、堅固不撓の節を以て著はる。其事は別に説出さん。偕て宗教の事務を行ひ奥義を修する爲め會合の場所なかるべからずと、寺觀を築くまで小經堂を設け、信心の者、奇を好む者、皆此所へ集る。釋氏は之を見て、此教法遂に我權威と財本を倒し、人民我を貴ばず、又我に布施を贈るまじと思ひ大に憂戚す。されど國主と母公の之を寵するを見て、未だ施行を妨ぐるに至らず、只宣教師の所爲を察し、之を害する機會を待つのみ。後に釋徒が此の新教會に向て災害を起すを説かん。

教法次第に鹿兒島に行はれ、説教を聽く者羣を爲す。是れ全く聖師の行狀正く、言ふ所効驗あり、聽衆を感せしむるに由ると雖も、尤も尊敬を得しは天主其祈請を納受して神異を顯せしに因るなり。抑々天主の神異を顯はすは詐偽妄説を證する爲めに非ず、されば此の神異の顯はるは、教法の眞正なる證據なり。死人蘇生の一事人を信せしむることは、理學者の論説に勝ること萬々なり。サンポール曰く、天主の神異を顯はすは異教の人を改むる爲めなり、されば十二宗徒は之を兵器として萬國を征服せりと。さて此神異の事天主教を奉せしむる爲め他國に無用なるとも、日本國には有用なり、如何となれば此國の人民は淫神を信する心固きのみならず、



深く釋徒の妄説を信じ、大に醜行に染みたるに因るなり。抑々天主は此豪味の民を照らさんため、西洋の大光明たるサンフランソワ・ザウエー師を遣はし、且其言の詐り無きを示す爲め、生死の權即ち神異を顯はすの威力を授けしなり。

ザウエー聖師が聖師の殊號を得たる證左の中に記せる數多の神異の中に於て、我只其一を録せん。或る豪家の女子歿死し、其父深く之を惜み心も亂れんとす、其信する神佛に祈請すれども其效なく、大に失望し、遂に神佛を罵り怨めり。時に新に天主教に歸依せし者二人悲哀を慰めんと來り訪ひ、聖師の外國より來りしことを語り、此人の請ふ所は天主も必ず納受あれば、息女を蘇生せしむること疑ひなし、往て申し請はれよと勧めたり。

父は此話を聞き大に力を得て、往て聖師に見え拜伏して、死せし女子を蘇生し給はらば自らの生命を献せん、且天主教を奉せんと涙を流して懇求しけるに、聖師此者の悲泣を憐み、且心中に天主の納受あらんことを思ひ、フェルナンデスと共に跪き、願くば大威力を以て天主と基督の光榮を此民へ示し給へと、熱心を以て暫しが間祈請し終り、悦喜の色を見はして身を起し、彼者を慰めて云ふに、子往け女子蘇せりと。

彼者は聖師の慰解を受けず却て不服の色を顯し、其己れを嘲弄すと思ひ云ひけるは、嗚呼是れ何事ぞ、女子は死して家に在り、然るに彼は之を蘇生せりと云ふと。乃ち大に怨で去る。元

來此者は聖師死體の側に來り祈ると思ひしに、然らざるを以て、我家に來るを嫌ひ此の如く云へりと察せしなり。偕て彼者行くに數歩なる所へ家僕數人喜び勇みて驅け來り、令嬢蘇生して身體健康なりと報じければ、大に驚き猶信じ難く思ひしが、家に歸りしとき女子の出迎ふを見て我を忘れ之を抱き感涙を流し、爾は蘇生せるか、誰か爾を救ひしぞ、いかなる事の有りしぞと云ひければ、女子の物語るは、先に死せしとき、二鬼來り妾を引て地獄を巡りし後、火焰の池中に投せんとせり、其時容貌尊き二箇の人あり、妾を二鬼の手より奪ひ、魂魄を體中へ還らしめれば、忽ち本の如く快復せりと。

父は此二人は聖師と其同宿の者なりと曉りしかば、即時に女子を伴ひ恩を謝せんと聖師の家に赴けり。女子聖師とフェルナンデスを見て大に驚き、父に向ひ妾を地獄より救ひしは此人なりと云ひつゝ、聖師の前に平伏す。父も共に拜謝しけるに、聖師は急に之を扶け起して告るやう此慈悲を垂れしは我等兩人の所爲に非ず、我等の祈りし天主なりと。是に於て親子二人聖師に請ひ、暫し教誡を受けし後洗禮を受く。一家親族及び此靈驗を目撃せし者盡く洗禮を受く。日本にては其民の信する神佛死人を蘇生せしことなし。故に神通力の風説國中に廣まり、聖師と聖教の威權を増せり。聖師は此外數多の神異を顯はし大に其名譽を増せり。されど餘は略して載せず。



聖教は此等の靈驗により日々に鹿兒島に盛なり。且此神異の華開きて數多の實を結ばんとせしとき、忽ち釋徒の爲めに禁止の令を起され、大に望を失ひ教法の隆盛を妨げらる。此徒初めは前に云へる如く聖師を愛敬せしかど、佛陀の信仰日を逐て衰へ、寺院に往來する者以前の如くならず、釋徒を尊敬する事も昔日に異り、人民布施を行ふを勤めざるを見て、其身の損益を考へ、聖教を盡く毀滅せんとするに至れり。されば三人の教師を待つに妖魔を使役し詐偽を述べ人を蟲惑する者を以てし、其說教を聽く者は神佛の怒を受くると威し、教師の説く所を事々嘲笑す。後に至り其憤懣益甚しく、途上にて教師に逢へば之を罵詈訛、瓦石を擲つに至れり。就中一人の釋徒教師の市上に說教するを見て惡言を吐き、且諸人に謂て曰く、此外國人の言を信する勿れ、是れ妖魔の假りに人の形に變じて談論するなりと云へり。

されど釋徒の暴戾を致せしは國主聖師に對して恩遇の衰へしによれり。偕て國主の心の變りし事の起りは、常に鹿兒島に來れる葡萄牙船此年は平戸へ停泊せしかば、其國民互市の利を獲る能はず、且は其敵國たる平戸の領主へ薩摩と戰ふ爲めの兵器を送りしを深く憤りしなり。加之國主は葡萄牙人を領地の港へ來たすと否とは教師の權に在りと思ひしに因るなり。されば此時より國主は諸教師を疎み賤しめり。釋徒は國主の心の變りしを知りければ、晝間種々の惡言を吐て教師を罵り、夜間石を擲て門戸屋瓦を壞るのみにては飽き足らず、國主の怒に乗じ、之に

勸めて教師を他境へ放逐せんと黨をなして國主に謁し、説て曰く、請ふ閣下彼洋僧を他國へ放逐せしむ可し、抑日本國へ食を乞はんとて來りし貧困なる外國人の教を受くる爲め先祖の宗教を捨てば其名聲を損せん、諸神と戰て和する能はざる反亂狡猾なる神を信じ、國君の位階を授けし皇國の守護神を他境へ逐ふは道に非ず、此の如く衆人の意表に出たる變革は國中に不測の亂を起し、民心分裂し、國內戰鬪を生じ、之が爲めに國主の位を危ふせん、さすれば隣境の諸侯は必其弊に乗じ、天下の僧徒は之に與みし、神佛を輕しめし恨に報ひん、且法教と皇國の怨敵たる外國人を入れん爲め僧徒を寺院より逐出し堂社を毀たば、僧徒は決して服すまじ、加之僧徒は人民の精神を制服する能はず、人民は神佛の祭を廢せじと君を敵視するに至らんと。國主は兩端を挟み、其意見の辱きを謝し且示して云く、我固と教法を變ずるの意なし、外國の教師を厚く遇せしは、葡萄牙人を引入れ互市の利を國民に獲させん爲めなり、然るに彼等我を欺きたれば、我れ此報讎として本國に逐ひ歸し、彼等をして我祖先は佛教を重すること僧侶の尤も信を厚する者にも勝るを知らしめんと。

諸佛僧此言を聞て大に喜びけるに、數日を歴て國主變に教師へ授けし教法宣布の允可を奪ひ、士民の天主教を奉ずる者は斬罪に處せんと令するを聞き、又限りなく喜べり。是に於て人心大に變じ、是迄異教の人にして教師と往來せし者は公然交りを絶ち、敢て來り訪はず。



サウエー聖師此禁止に遭て思へらく、之を弛ふる者は國主に非ざれば能はずと。乃ち國主の館に往き面謁を請ひ敬禮を厚くし、是まで蒙りし恩遇の辱を拜謝し、倍て謂ひけるは、此度宣教允可の證を變改ありしこと甚だ解し難し、貧道會て貴意に悖り大命に背きし覺へなし、抑此變革は彼葡萄牙人の平戸に往きしに由る者ならんが、されど社中一同決して彼等の志を知らず、假令之を知るとも之を變せしむるの權は社中にあらず、凡そ商賈は利を諸所に求め、賣物の多きを望む者なれば、來歲は鹿兒島に來らん、然る時は貧道閣下の爲めに力を盡さん、且若し初の如く恩遇を賜はり社中を保護し給はば、天主教を奉ずる者は他に勝れて忠節なるを見給はんと。

聖師何程言を盡すとも其願を遂る能はず、釋僧已に辯論脅迫して國主を威したれば、其心復た挽回し難きに至れり。されば聖師は他國に去りて傳教に便宜の地を來めんと志を決して、發途の前に、此創立の教會を永續し且盛大ならしむる爲めに必用なる方法を定め、僅に残りし百人の奉教者へ數多の訓誡を授け、奉ずる所の教法を固く守ることを命じ、自著の信經、教祖一代記、其他譯文の心學書を殘し、ポールに教會の保管を託し、他日國主教法を崇信するの時至らば再び此地に來らんと約し、諸人に別を告て去る。

今僅に残りし小教會が秘訣を授くる教師を失ひ、根を絶ち葉を枯さんと暴害する佛僧並に異

教徒の中に在るは、恰も牧人を失ひたる群羊の衆狼に圍繞さるゝが如し、然るに能く信心を保ちしは奇と云ふ可し。此の中に在て尤も憐む可きはポールなり。既に聖師に代りて諸人を慰せしに、忽ち釋徒の苛責に堪へず、聖師發程の後六ヶ月にして國を去れり。諸人は依頼する者を失ひけれど、天主之を救助し勇力を授けしかば、其信心の動かざるのみならず、是より十三年の間に教師なくして五百の異教人を化して天主教を奉せしめたり。されば此時の國主なるか或は世子なりしや明白ならねど、奉教人の善行に化せられ、印度の耶蘇教社の主教官アントワーヌカドラス師父へ書を贈り、其社の教師を得て士民へ聖教を教へ、之をして現に天主教を奉ずる士民の如くならしめたと云へりとぞ。

倍て聖師鹿兒島を去る前に印度の學校の社中へ書を贈り、旅中にありし事、日本にて施行せし事を告げし序に、其極めて驚異せし事を載せたり。一は日本人は世の中の極惡を犯し之を恥とせず、是れ其祖先此醜行を禁せざるのみならず、自ら之を行ひて公明正大の事と爲す慣習によるものなりと。一は釋徒を尊敬する事なり、釋徒公然詐僞奢侈の行を爲し、國人善く之を知ると雖も、釋徒を敬すること神の如く、其言ふ所に違背せずと。又書翰の末段に云く、聖教宣布の爲めに大に境土の開けしと日本人民の聖教を喜ぶを見て、僕將に歐洲の學校へ書を贈り、此新世界へ教法宣布の才ある人を送る事を請はんとす、歐洲の諸人我輩を見ること猶其子弟の



如くあらん爲め、貴地の主教官諸師父に書を呈する如く歐洲の人々へも書を寄せ、諸人の來て我輩を助けんか、若し來る能はざれば天主光榮を發揚し、靈魂の幸福を授くる實心を以て來りて我輩を助くるの志ある者を獎むるを請ふ爲め、此地傳教の便宜を示さんとす、且又傳教の事目今の形勢の如く日を逐て進歩せば、耶穌の副官萬國の靈收たる師父へも告て我輩の事業へ福を降すを乞はんとす、其概略を云はゞ、總て靈魂の幸福異教の改宗に關係ある者へ此吉報を告げ、日本より支那まで教法宣布せざるなく、一大境土の開けしことを知らしめんと欲するなり支那は日本を距る僅に十餘日の海路にして、且日本國王は支那の皇帝と親睦し、常に支那の國璽を藏す、故に此國王の愛顧を受けば彼地へ渡ること容易なりと。

偕て聖師は鹿兒島を去り、平戸には葡萄牙人停泊し、且其地の領主は奉教人を苦むる鹿兒島の領主と讎敵なれば、是等の事故を以て彼領主の眷顧あらんとを期し、彼所へ赴かんと路を行くこと六里にして、或る城下に至る。城主の名をイカン殿と稱す、薩摩の國主の屬將なり。城は岩石の山なり、周圍に一條の深廣なる隍を遶らす。西班牙の船將某云ふ、此隍は敵人の攻撃を防ぎ且冥府に攻入り鬼神と戦ふ爲めに鑿ちしものゝ如しと、城砦十角にして、或は岩を鑽り或は岩上に築立てしものなり、巨石を以て其の面を覆ふこと恰も海中の群島の如し。さて砦中に衛士の家を建て、外面には垣を遶らし、内面には懸橋小路ありて本城と通ず。城外より城内

へ一條の隘路あり、衛士晝夜此所を守る。

城内の觀美なるは外面の峻嶮なるに異なり、中央に宏大なる館を設け、公廳あり、私室あり回廊あり、樓臺あり、莊麗人の目を驚かす。聖師城下に宿し、城内に入らんと欲する所へ、城主も會て其神通力あるを聞及びたれば、人をして入城を請はしめ、厚く待遇せり。

聖師城主と夫人に謁して後衛士の席に來る、衛士之を敬する天より降りし人の如くす。聖師乃ち天主並に教法の事を説き、衆人の喜て聽くを見て、譯文の教訓書を講ず。城中の諸士大に教法の眞正なるに感じ、一時に洗禮を請ふ者十七人、其中に城主の夫人と嗣子あり。城主も同く奉教の志ありしかど、薩摩國主の怒りに觸れんことを恐れて教會に入る能はず。

偕て新たに教を奉せし者の中に正直なる老人あり、諸衛士之を敬すること父の如し。聖師之れを立て、此小教會の靈收となし、洗禮の條規を書して授け、且註釋信經、耶穌略傳、十誠主經、悔罪詠歌、諸聖頌德、其の他の經文並に教會瞻禮日表等を與へ、日曜日瞻禮日には奉教人外教人を館内の一室へ集め、經文一回と耶穌傳記一回を讀み、毎日諸聖頌德其の他の經文を唱へ、金曜日悔罪詠歌を唱ふ可しと定めたり。

右の如く聖師は孤立の奉教人が崇信を永續せしむる方法を立てしを天主も保護ありて、數年の後ルイアルメイダ薩摩の奉教人を巡視せし時、此城内に百餘の奉教人あり、皆此時に改宗せ



る者と同じく天主を信するの心篤かりしとぞ。彼の老人聖師の去りし後、城主の子二人及び衛士の威權ある者五人に洗禮を授く。其中に博學なる者あり、洗禮を受けし後忽ち其學びし教法の事を編纂して一書を著す、即ち世界の造化、天神の降臨、人間始祖の犯罪、救主耶穌の降生升天、苦難等の事を述し書なり。ルイアルメイト之を許可し、其寫本を豊後の奉教人へ贈れり。彼士は著書の才あるのみならず辯説の才あり、行も亦極めて正し。一日奉教人會集の時或る人之に問ふ、若し國主天主教を棄てよと命すれば如何答るやと。彼士云く、余將に之に左の如く答へん、臣主君の屬縁なれば、主君必ず臣の忠にして能く主君の爲めに身を致し家を忘るゝを欲せん、且つ主君、臣が人を苦めず人を憐み、温和、仁慈、忍耐、信義あるを望まん、されば臣に命じて天主教を奉せしめよ、天主教は右の善事を臣に教ゆるものなり、主君若し奉教を禁せば、即ち臣に不忠、不義、不正、反亂、暴惡を勸むるに等し、若し臣天主教を奉せざれば主君臣の忠を頼む可らず、臣も亦自ら頼む能はざらんと。

聖師彼の老人へ經文の外に會て自身に用ひられし責身杖を與へたり。日本の奉教人は悔罪責身の事を好み、就中イカン殿の城中の人は相會するとき互に責身杖を以て身を打ち、情欲を制する爲めにし、或は悔罪を以て天主の恵を受ける爲にす。されど聖師の責身杖は殊に珍愛して之を毀損するを恐れ常に用ゆることなし。諸人盡く責身杖を受けし後、彼の老人聖師の遺杖を出

し、各四五度づゝ受けしむるのみ。

茲に尤も不可思議なるは肉身を苦むる杖を以て肉身の病苦をも治することなり、其證據は城主の夫人の大病を治せし靈驗を以て明かなり。或時夫人病に臥し、種々の醫藥を用ひたれど苦痛を免れず、是に於て聖師の遺杖を以て其身を打ちければ直に快復せり。されば聖師此杖を老人へ授くるときにも、之を肉身の尅苦に用ひて毀損す可らず、身體保養の爲めに用ひられよと命せり。

聖師は此城を去て平戸の道に向ひ、多く海陸の艱難勞苦を歴て平戸に達す。葡萄牙人聖師の來るを聞き、諸人へ高位有徳の人たるを知らしめん爲め、禮を盡して之を待ち、聖師の港に入りしとき祝砲を發し、軍旗粧旆を掲げ、戰爭の時の如く船の周圍に幕を繞らし、喇叭を吹て祝賀を表し、其船に近づく時船の人盡く歡喜の聲を發す。

此非常なる聲を聞て士民盡く港に出で之を觀るに、葡萄牙人は聖師の固く辭するを聽かず儀仗を備へて之を護送し領主の館へ伴へり。今此教師身には垢つき破れたる法衣を着け、手に一卷の日課經を携へ、美服を着せる葡萄牙人に伴はれ市街を歩せしは、實に觀る者を驚かせり。日本の人は美衣服を着る人を尊む風習なれども、聖師送迎の式慙懃なるを見て城中の人之を尊敬し、衣服の敝惡なるを賤ます。



領主は已に葡萄牙人より聖師の功德を傳へ聞きければ厚く之を禮し、且其敵國たる薩摩の國主を怒らせんと、即時に其領内へ天主教宣布を許せり。

是に於て聖師は社中と共に領主の城下に出で説教を始む。社中皆頗る和語に通ずるを以て諸人と應對し、道路に立て聖教を講ずる洋僧を觀て其言ふ所を聞かんと集まる者市の如し。概ね其説く所に感じ、二十日に滿たすして洗禮を受る者鹿兒島にて一年の間受けし人の數より多し。

聖師は其著手の始め已に信徒の多きを見て、恰も大將の敵地を侵し遠く進みたるが如く、異教の本城たる京師に攻入らんとす。抑々京師は日本の帝都にして、大諸侯及び英後の集る所なり。されば聖師思量するに、彼所に教を傳ふれば他の諸國へ弘まると羅馬より遠境僻陬に弘まりし如くならんと。乃ちコスム師を平戸に留めて奉教人を保管せしめ、其身はフェルナンデス及びマチウ・ベルナルと云ふ日本人二名を伴ひ、千五百五十年十月の下旬に平戸を發し、行く事二十里博多の港に至り船に乗り、水路百餘里山口に向ふ。

山口は長門の國の首府にて、日本にて繁昌なる一都會なり。蓋醜行は富饒より生ずるものなれば、此地は驕奢淫逸の風殊に甚し。聖師の山口に到りしは京師へ赴く便宜を求むる爲なれば長く逗留せず。然るに國主外國人の京師に赴かんと城下に留るを聞き之を見んと人をして入來を請はしむ。聖師は耶蘇教を各所の國主に説くの便宜を得るを喜び、其館に詣り國主に謁して

聖教の要旨を語る。國主大に其言を喜べども未だ教を奉ずるに至らず、只幸なりしは京行の便宜を得るまで城下に於て説教を行ふの允可を受たり。

聖師乃ち城下の市街に立て聽聞の人多く集るとき十字架の手勢をなし、教訓書數葉を讀み、一章毎に之を講じ、信據比較して事の眞實なるを證し、次に佛僧を譏り、其姦詐蟲惑を摘發し、終りに日本の惡習を説き、苟も之を犯す者は天主の怒を受け、來世に於て永劫の憂苦を受けんと説き示せり。

聖師教化の心を盡すと雖も、此驕奢淫逸の市民一人も歸服せず、却て言語の侏離にして衣服の敝惡なるを以て聽聞の人に譏笑せらる。加ふるに復讎善妾の事及び此地に行はるゝ邪淫の事を論ずるに由り、大に人民の忿怨を招き、市中の童子其後に從ひ、茲に一神一妻の説を唱ふる愚僧ありと喧罵するに至り、聖師の説教も此時は只諸人の嘲笑を招きしのみ。茲にダウイードの言を書し此景況を説かん、今日涙を垂れて聖教の種子を下すは後日收穫の喜を得んが爲めなり今聖教の種を荒蕪の地に下し、後來萬莖の粟を刈り倉廩に滿たしめん。

偕て又好奇の貴族、異國の人印度より來り市中に於て盛んに新教を講ずることを聞傳へ、其人を見、其言を聞かんと欲し、聖師の來臨を請ふ者數多あり。聖師は其家に至るに、座席の内外に侍妾衛士を従へ身は錦を纏ひ驕傲の風あるを見て、聖師は平常溫和謙退を以て人に接はれ



ども、此に至りては己れ貴重の官職なるを示すため、外貌は醜汚なれども自ら尊大にし、恰も皇帝の臣民に對するが如し。別て教法を説くときは言語を鄭重にし大音を發し、王侯の驕慢を挫くの勢は、疾雷一聲山野の猛獸を畏伏せしむる如し。

聖師は時としてはフェルナンデスへ貴族に接することを命じ、若し説教中に我言を打消し尊大の語を吐き無禮の稱呼を爲す者あれば、我も亦た同様の應答を爲すべしと云へり。されば其後フェルナンデスは其命に従ひ自ら尊大にして貴族に接すれども、其心常に恐怖して白刃を頭上に加へらるゝ覺悟をなせりとぞ。聖師又云く、飽まで大膽にして死を恐れざるを示すは此驕傲なる日本人の上に出る方略なり、我れ死を畏れざれば日本人我を恐れ、釋徒の驕奢なるよりは我が貧窶なるを敬せん、是れ我が宣布せる教法に威力を加ふる外面の大要なりと。

偕て山口の貴族等は其の品行聖師の講述せる眞理と反するを以て、其教法を聞くことを人民の歸向する如くには好まざりしと雖も、心中は大ひに其説を尊信し、實情を告げしに由り、王も尙ほ一度佛僧の目前に於て聖師を見んことを欲し、其期日を定め、當日に至り四方より來集せし貴族等堂上に充滿し、佛僧の首長は盛裝して王及び家臣等の前に出座し、次いで異國の僧（日本人よりザウ井エーとフェルナンデスを指して云ふ）二名を其席に入らしめたり。

是に於て佛僧は先づザウ井エー聖師に其本國及び旅中の事情を尋問し而して問ふて曰く、貴

僧を世界の邊隅より日本へ送りしは何人なるか、又貴僧の日本へ來りしは何等の爲めなるかと。聖師は之を聞き、左の答へを爲せり。抑々余輩を殿下の許へ送りしは世界を創造せし上帝にして、其故は上帝及び眞理を講明し至尊なる上帝の法を我輩に告げん爲め此世に降臨せし上帝の獨一子なる我救生主のあることを殿下及び其臣下等に知らしめんが爲めなり、蓋其法を守る者は上帝と共に天堂に於て永久生活することを得べしと。

佛僧は此答を聴き傲然として謂て曰く、其講述する教法は如何ん、其造物主と稱する神及び救生主とは如何ん、又人に信仰を勧め其神を奉ずる信者に希望せしむる趣旨は如何ん、其宗教の根原を陳述し其訣を明瞭に説明すべしと。此時聖師は充分説き明すを得べき問題を得しことを喜び、一時間に互りて上帝の世界を創造せしこと、耶蘇の人を救済せし事、其他耶蘇教の主旨を説明せしが、衆人皆不思議に心を傾けて其説を聴問し、更に之を妨ぐる者なく、王及び佛僧は只唯々と答へしのみ。臣下も皆王の例に倣ふを以て沈黙して其存意を述ぶる者なく、又聖師の爲めに説を爲す者なかりし。是に於て聖師は國王の館を退き、爾後相繼いで其教法を府下に於て講述せしが、徒に衆人の誹謗凌辱を招くのみにして、更に好善の結果を得ることなし。然れども此地は宗教を播く可き沃土なれば、後來收穫の多かるべきを以て、汗を流し土地を耕種することを要せり。



斯くて聖師は山口に在留すると一月餘に及び、耶蘇教を講述するより外は心を慰むることなかりしが、皇帝及び將軍に謁し、日本全國に於て耶蘇教を講述すべき允許を請はん爲め、京師キヤウシに向て發途せり。蓋山口より京へ至る里數は僅か百リユウ(一リユウは我一里四町、四十四間二尺に當る)に過ぎざりしが、其旅中往々途に迷ひ、或は通行の際各府邑に止まりて其經書を講じ、土人に耶蘇教を教示し、或は高山大河海灣等を跋渉せし故を以て、三月を経て漸く京師へ達せり。此時聖師はエフヘルナンデーと鹿兒島に於て始めて耶蘇教に入りし日本人ベルナルと兩名を同行せり。後來ジエシユ教會の員に備へられし日本人は此人なり。聖師は日本に耶蘇教門の隆盛なる初成物として此人を羅馬へ派遣せしが、後に羅馬を去り葡萄牙に至り、コニシフル府の學校に於て、善道により死を遂げたり。

偕聖師師徒は九月下旬を以て山口を出發せしが、其地に於ては此月既に嚴冬の氣節にして、積雪街衢を埋め、居民家を出づることを得ず、唯檐下に沿ひて往來するのみ。殊に風烈しく、其危険なると猶は海上の颶風に於けると同じ。其他江水の氾濫し林木の深鬱なる所を經過するの艱あり。殊に其頃皇帝と將軍の間に事故ありて軍兵道路に充塞せしが、聖師師徒は又路費を充分に所有せず、途中大に生計に苦めり。而るに嚮きに平戸の商人等金圓若干を聖師に供給し又印度の總督より資金及び日本皇帝への進献物を調達する爲め、葡萄牙王の儲金千エキユ(エキユは)

今日の三ツラを聖師の許へ送達せしが、聖師は商人の恩金を受けず、葡萄牙王の金を以て貧困なる耶蘇教徒及び洗禮を受けし日本人の需用に給與せり。

斯くて聖師師徒極寒を凌ぎ艱難を経て進行せしが、途中諸川及び出水の場所を涉り、三人共嚴寒を凌ぐべき衣服を着せず、食物は唯ベルナルが懐へ糲を蓄へしのみにて、一日日夕に驟遞に入れども全身水に濡ひ肢體凍冷し、食物を缺き大に疲労し、旅舎を求めしが、其貧乏の態なるを見て何れの家に於ても投宿を肯せざりしに因り、三人は已むを得ず村内に露宿せしが、幸ひ敵屋を見出し、漸く風雨を凌ぐことを得たり。

然れども三人の最も困阨せしは道路を熟知せざりしによりて多く途に迷ふ、一日深林中に於て路を失ひしが、京へ赴く騎行の人に出會し、聖師は其人に對し其行李を擔ふて隨行すべしとて、三人の者を引誘することを依頼せしに忽ち領承し、其行李を聖師に渡し、馬を馳せて進行す、聖師徒は其れに従ひて疾行し、叢棘中を經過し大に膝を傷く、此の如き事數日に及びり。

聖師同行の二徒は遙かに後れて進行せしが、聖師が騎者に乘られし所に於て追及びしに、聖師は大に疲労し、漸く立つを得し程にて、荆棘石塊等の爲めに足を傷き、兩足共血に染み、殊に寒氣に冒され腫れたる膝を幾個所に於て突き破れり。然れども聖師は此艱苦に屈せず進行し、途中常に稱歌を咏じ、同行の者を奨勵する外歌聲を輟めず、實に其經過せし艱難を知る者



は時に命を失はざるを以て怪めり。偕て聖師は如何なる艱苦をも厭はずと雖も、山口を出るの一月後堺に至りし時、大寒熱に罹り、遂に病床に就くを以て、同行の者は藥を服することを勧めしに、聖師は更に其意に従はず、唯命を天に任せしが、幸に平愈せり。

斯くて聖師は病漸く快復し、猶身體衰弱せりと雖ども更に厭はず、再び途に就き、府邑を経過する毎に經書を講じ、其間三遍づ、**デラス**、**デラス**、**デラス**と唱へ、嘗て説教を爲さるることなかりき。蓋し**デラス**と云ふは葡萄牙語にて神と云ふ義なり。聖師は日本語に於て適當の辭を見出さず、教徒が神佛の名と眞神の名を混用せんことを恐れ、眞神を指名する爲め故らに此語を用ゆ。而して日本人等は聖師か敝衣を着し状態の醜惡なるを見て、曾に其説教を聴かざるのみならず、聖師に對し種々惡口し、甚きに至ては**デラス**、**デラス**と言て嘲弄し、聖師に向て瓦石を投ずる者あり。

此不信者中に後に至て洗禮を受けし者等の宣教師**アントアヌカドロ**其他印度より來りし者に告げしに據れば、日本人等は聖師の公然と日本の諸宗派を誹謗し其諸神を嘲侮するを看て、數々聖師を害せんとせしも、聖師は眞神の擁護に因りて不思議に其難を免かれしが、就中聖師が神佛を誹謗せし時に、佛徒相謀り聖師を捕へ府外へ導き、既に石を以て擲殺せんとせし事二度ありしかども、共に暴風遽かに吹き起り、佛徒は聖師を棄て、四方に解散せりと。

斯くて聖師は一千五百五十一年の二月遂に其同行の者と共に京師へ到着せり。蓋此有名なる都府は日本國の首府及び宗教の本山にして、皇帝、將軍、**ジャゴ**(主座)の城地なりと聞き、聖師は其地に至り耶蘇教を弘め、十字の旗を樹てんとを渴望せしが、大に其意望と反對せり。如何となれば京と云ふ字は日本語に於て大ひに觀るべきありと云ふ義なれども、兵火に罹り、府下頽廢し、今は唯古の影跡を残すのみにして、其頃將軍の叛逆に因り府下尙ほ擾亂し、將軍に同盟せし諸侯等は皆其領國へ退去せり。故に聖師は其企望を行ふべき時にあらざることを了知せしが尙ほ將軍及び皇帝に謁見せんことを欲すと雖も、其身の貧窶なるを以て衆人に擯斥せられ、數々宮闕へ伺候せしに由り、宮人等其謁見を扱ふ爲めに佛國の六百**エキユ**に當る日本金一萬**カイ**ヲを求めしが、聖師は其金を携帶せざりしに因り、已むことを得ず遂に退去し、爾後其地に跡を絶せり。

偕て聖師は其情願の成らざるを看て其鬱を散せん爲め街衢に出で、説教し、人民を招集し、又往來の者に説教を聴くことを勧めしが、其頃戰爭の風聞ありて府下動搖せしを以て、足を駐め聖師の説教を聞く者なく、偶之れを聞く者ありと雖も纔にして意を止むることなし。而して聖師は京に留まること十有五日、此時に當り皇帝は有名無實の君主にして、將軍と雖も命令の行はるゝ所は僅か五畿内に過ぎずとの事を聞知し、因て聖師は日本の君主にあらざる者に大金



を費し日本全國に於て宣教すべき允許を求むるとも無益に屬すべしと思慮し、日本の都府に於て耶蘇教を講述し、其神聖の道を説くの名譽を以て却て多くの凌辱を受けしを快とし、遂に平戸に歸るに決定せり。蓋聖師は此舉を以て佛教攻撃の開手とし、爾後佛教攻撃の爲めに來る同業者の爲めに先鞭を着けんと看做せり。實に救生主の言を以て論すれば、其同業者は此神聖人の業を承け、其種藝せし成果を收穫せしと云ふも可なり。

聖師は京地近傍の山より原野に灌注し京城を環流し堺に赴き流れ海灣に入る河に於て乗船せり。當時其同業フレール・ヘルジナンデの語りし言に據れば、聖師は船中に在つて此盛大なる都府を回望し、瞬時も目を放つに忍びずして、數回タビド(ジュイフ)の作りしインメクスチヌイスラエルド・エジプトと云へる稱歌を朗誦せりと。此稱歌は眞神埃及の中央より其人民を引出せしに由り、又他日其人民を蒙昧不信の中より引出すべしと云へる義なり。

聖師は葡萄牙人の在留する平戸に歸り、其地に殘せしコスム・ド・トレー師に旅中の事情を語り、山口は日本に於て京都に次ぐべき大都會なるを以て再び往く可きことを告げり。此時コスム・ド・トレー師及び葡萄牙人は其意旨を稱讚せしが、聖師に左の諫言を爲せり。則ち日本人は心中よりは多く外貌を以て人を相するに因り、少しく外貌の美麗を示さざれば、決して其心を服するに能はざるべし、衣服の敝惡なるは其國人の嫌忌する所にして、唯其鄙視を招くのみ、故に少

しく其風習に倣ひ以て宗教の威嚴を示し、彼等をして心に耶蘇教の盛大を知らしむるを要すべし、既に耶蘇寺院に於ては其祕訣を祝する爲め盛美を盡さんことを欲し、又眞神も其古法に於てすら、人民をして敬意を生せしむる爲め、高僧は金玉を身に纏ふことを望めり、蓋耶蘇の格言及び貧乏を以て成り立つ其寶藏を日本人に説教する日に當ては、公然其説を主張するを得べけれども、今現に世界の財寶と盛大をのみ貴重する其人民に對し、恰も乞丐の如き状態を以て其前に出づるは其心を服する策にあらざるべし、假令ひ力を極めて説教すとも、其狀貌恠異にして一物も有せざるを看ば、日本人は必ず思ふべし、教師の日本へ來りし所以は其人民の爲めに天幸を授くるにあらずして、全く金銀財寶を求むるにあれば、其法教は全く人民を剝奪するの具に過ぎざるべしと。

然るに聖師は此世の榮華を嫌忌し、此時に至る迄一度も有形物を藉て民心を得んと爲せしとなく、唯無形物をのみ用ゆ。蓋茲に無形物と云へるは耶蘇の恭儉、貧窶、忍耐の三徳にして、大に葡萄牙人等の説に抗し、其所論を挫折せん爲め左の如く陳述せり。世界の教化は人智の爲すべき所にあらず、唯其勝利を占有せんと欲せる眞神の力にあるのみ、十二使徒は王者の門に入らん爲め絹布錦衣を着せし例なし、若し使徒をして十字形より他の具を用ひしめば、耶蘇基督は地球上の各人民を降伏せしめし名譽を失ふべし、虛無は世界萬國の原始なれば、我輩も之



に原すれば、脩飾は亦なき理なり、神子は貧窶を基礎として其宗門を開き、無我を根元として始めて其經文を造れり、日本に於て宗門を開くも、亦之れを以て基礎とすべし、斯く盛大なる事業は人力の能く爲すべき所にあらず、蓋此野蠻なる人民に其事業の信用を生せしむるものは全く眞神の力にあり、假令日本の人民は己れを富ます爲め日本へ來りし者と疑惑すと雖も、他日其者等の捧ぐる金銀を拒みて受取らざるを見れば、其疑惑忽ち氷解すべしと。

葡萄牙人は必左の如く應答せしなるべし。然りと雖も汝若し訪問すべき王に對し一物も贈遣せざる時は、其王は如何ぞ汝に物を贈るべきや、是れ日本の習俗にして、空手にて日本の諸王に謁見する者決してなきを汝知らざるか、日本の宗教を破滅し邪宗徒を乞丐に陥れん爲めに來れる人にして其狀貌賤劣なるを見れば、誰か其人に對し尊敬を顯はすべきや、故に少しく其節を屈し、敝衣に代ふるに人の授與する衣服を以てせざるべからずと。

偕て聖師は其決意に苦みしが、頻りに眞神を祈念し、此奢侈なる人民の心を得んとするには稍々其の嚴毅の意を和らぐべきことを承認し、終に葡萄牙人の贈りし新衣を受納し、而して曾て日本の京地にありし時神聖なる貧窶(聖師微笑して言ひし辭なり)の爲めに皇帝に謁見することを妨げられ、大恥を受けしことを回顧せしに因り、暫く葡萄牙人の言に従ひ、印度の總督及び臥亞の教正より皇帝と將軍とへの進物として送寄せし贈物を山口王に獻納すべきことを決意

せり。其贈物は自鳴鐘、樂器各一個、其他日本に於て見ざる歐洲の製造物等なり。聖師は京地に赴く時之れを平戸に残せしが、今山口行につき此諸品を携へ、フレール・フルナンデスと日本人一名を従へ出發せり。

斯くて聖師は前日知る所の山口に至り、訪問の爲め王宮に伺候せしが、此度は進物を携ふを以て輒く王に謁見することを得て、印度の總督及び臥亞の教王より贈くる所の書翰を王に呈し、次に携へ來りし進物を呈せしかば、王は之れを受け、日本に於て見ざる珍物として深く其意を謝し、即日其報酬として夥多の金額を聖師の許へ遣りしかば、聖師は辭して之れを受けず。故に王は大ひに驚駭し、謂て曰く、嗚呼我國の佛僧は金銀を求むる貪心甚しきに、彼の歐洲の僧は絶えて金を欲せざるかと。

聖師は前件に因て宮中の者に感服せられしが、就中衆人の驚駭せし言に曰く、王の國內其意に適する物なかるべきかと。或は曰く、王ザウザエーに問ひし時の答に、日本へ來るは全く宣教の一事にして、其允許を受くるより大なる恩遇なしとて、王に眞神の法を宣教すべき允許を請求せりと。是に於て王を始め諸臣等は、聖師の如き公正無私にして宗教に篤實なる人は實に尊信すべしと、以後は特別の待遇をなすべきことを覺知し、因て王は諸員を招會し其後布告を出し、之れを各市街に掲示せしめたり。之れに因て其教法を其領内に於て演説することを聖



師及び其同業の者に允許し、其家臣中有志の者に耶蘇教を奉することを准許し、且つ嚴罰を設けて耶蘇教徒を虐遇し及び其職務を妨ぐることを禁せり。加旃王は特典を以て居住の爲め寺院を建設すべき地所を添へ、舊佛寺を耶蘇教徒に附與せり。

聖師々徒漸く居住を得しかば、忽ち四方より諸人群集して其家に來れり。或者は權謀にして其君に佞せん爲め、又或者は新奇を好み新事を聞かん爲め、又或者は宣教師の行爲を視、其説を研究せん爲め等にして、就中佛僧は其説を研究すべき意を以て來れり。而して佛僧等最初は聖師を見て頗る満足の意を表せしが、其徒の沈溺する不徳を聖師の批判するに因り怒を含み、聖師を害し、其宣教を妨ぐべき計を企てり。然るに諸人は聖師の居に廣集し種々疑問を爲す故に、常に聖師は其れが爲め多少の時晷を移せり。

前章述ぶる所は聖師が教師イギヤスに日本の事情を言ひ送りし書中に明記する所にして、聖師は其書中に日本へ派出すべき宣教師に要すべき諸件を記載せり。則第一日本人は外貌を以て心中を占ひ、品行の正邪に因て其宗説の善惡を判するに因り、品行公正なるを要すべし。第二日本人中に學者あるに因り、明瞭なる道理を以て事を證明するにあらざれば決して承服せず、必多智多材なるを要すべし。第三其宣教師は非常の缺乏に堪ゆべき人にして、間斷なく危険の中に生活し、若し慘毒に罹り死を要する時に於ては、一命を捨つべき非常の勇氣あるを要すべし。

し。其他は其人智謀を備へて天門算數に熟達するを要すべし、如何となれば日本人は日月の蝕月の盈虚等の原由を知らんことを欲するに因り、此學に通ずる時は其心中に立入るべき一助となるべきを以てなり。聖師は右の要件を記載せし後、其宣教師は意外の妨碍を受くべきことを預め覺悟すべき旨を附して曰く、此宣教師は暴客の爲めに終日竟夕不快なる質問に困められ、且常に貴人の所に招待せらるゝに因り、時としては稱歌を唱へ精神を凝すべき閑暇なく、メツス(祭典の名)の經を誦し又常務の經を誦することを得ざるべし。尙ほ恐くは食事休息の時間を失ふことあるべし、如何となれば日本人は外國人を度外に置き甚だ無狀なればなり。又日本宗派の者と論争し、其不徳迷謬を論討する時に於て受くべき辛苦を想觀すべしと。是則聖師の日本宣教師の事に就き聖僧イギヤスに言ひ送りし所なり。

其他聖師及び其同業の者は家に在ては苦心の事ありしと雖も、教場にあつて説教する時は其辛苦なく、常に聖師とフルナンデスの二人兩傍に相列し、間斷なく説教せり。蓋し是れは兩人共食量多からずして身體羸弱せし上、説教の後逐一人の難問に答辯するを要せしに由るなり。而して始は人々兩人を見て嘲侮せしが、兩人は温順にして人の難問を明瞭に説明し、衆人の意を満足せしめしを以て、漸々聽く人其説を玩味し、遂に其眞理を承認するに至れり。然れども洗禮を請ふ者なし。或は其人なきにあらざれども、皆外見を憚り敢て其實を告ぐる者なきに因



れり。是を以て聖師は其成跡の顯はれざるを觀て爲めに慨歎せしが、其同業アーレルフェルナンデスが人に凌辱せられしに能く之れを忍耐せし力に因り、衆人遂に耶蘇教を崇尊するの念を起せり。

一日西僧フェルナンデスは府下繁盛の場所に於て説教を爲せしに、數多の人歩を駐めて其説を聞く。其中貴顯の人もありしが、説教の半に於て偶々一暴人あり、フェルナンデスの側に寄りて其説を冷笑し其面に唾せしを以て、聽衆は皆其暴行を怒りしが、フェルナンデスは一語も言はず、又更に怒りし色なく、其手巾を以て面を拭ひ、平生と異ならず説教せしに因り、看る者皆其温厚なるに驚き、是れよりして衆人皆西僧の徳と其講述せる宗教を崇尊する念を興起せり。然るに其聽衆中甚だ耶蘇教を嫌忌せる一正人ありて教師の説を批判せん爲めに來りしに、フェルナンデスの大辱を受け之れを堪忍する心の寛裕なるを看て忽ち感悟思惟するに、衆人の跋望する名譽を賤み、衆人の畏避する恥辱を忘れ、退方に來り教を開く其宗門は聖教にあらざることなかるべく、又之れを講述せる西僧は人を誑く爲めに來るにあらざるべし、若し其爲めに來る者と爲さば其勤勞實に至ると云ふべし、蓋樹木は其果實に因て判すべく、宗教は之れを行ふ者の徳に因て判すべし、此等の人は度量ある者にして、講述せる真理の爲めには如何なる艱苦も忍び死をも顧みざるものは其不朽の幸福を希望し、其説或は人を脅嚇するも已むを得ざるに

出ることを確信し、又此者等は佛僧の如く金銀の爲めに身を使役せられざる公正無欲の人にして、其希望する所は唯造物主なる眞神の教の廣く遐方に布き、以て貴重なる生靈を救済するにあり、實に此の如き思念を起さしむるは唯眞神あるのみ、此者等の講する二個の不朽(天堂地獄の賞罰を云ふものなる)は其大主旨にして、人尙ほ之れを疑ふに因り、人々須らく茲に注意し、斯く大なる幸福を失ひ、斯く大なる禍害を被らざることを希望すべしと。

此人斯く思惟し、自ら懺悔し、誠に眞神の徳に感じ、説教の終りし後直ちに聖師を其家に訪ひ、洗禮を受けんことを請求せしに因り、聖師は其旨を領し、儼然と儀式を設けて之れに洗禮を興へたり。是れ實に聖師の山口に於て得たる奏功の發端にして、フェルナンデスの忍耐は却て其説教より多く人を感動せしを以て、爾後洗禮を請ふ者陸續として出づるに至れり。

偕て此改宗の風説大に山口中に傳播せしに因り、此時迄人の如何を顧みて其意望を秘せし者等は此に至り皆洗禮を受け、二月間洗禮を受けし者五百人の多きに至れり。其中年齒二十五歳の一青年あり、此者は日本の有名なる大學校に於て修業し、才智學識の殊に勝れたるを以て大ひに人に貴重せられし人なるが、佛僧とならんことを欲し山口に來りしに、日本の宗教中一も其意に適するものなきを以て因循せり。此人第一の原由あることを心に承認せしが、佛門の諸學校に於て絶て其事を論ずる者なかりしは、是れ其意に適せざる所以なり。然るに山口に於て一



西僧の説教するを見て、忽ち其説を聞知せんことを欲せり。蓋斯の西僧と云へるは則聖師にして、此人世界創造の説、其他耶蘇教の主旨を講述するを聞き、大ひに其意に満足し、即日聖師を訪ひ稍々説話せし後、耶蘇教徒となりて洗禮を受け、ローランの法名を得たり。然るに此人教師の側を離るゝに忍びずして、其住所内に同居せんことを請求せしが、聖師は眞神必此人を以て日本に其宗門を開らくべき基礎となすべきことを觀察せしに因り、悦で其請を許るし、此人をジェシュ教會の中に入れしに、此人三十年間宣教師の職を勤め、大ひに功を奏し、後に至り日本に於て耶蘇宗門の柱石となりし夥多の侯族を開導したり。

斯くて此人又佛寺に入り佛門を修する數多の少年輩を耶蘇宗に歸依せしめ、聖師に佛僧の悪業及び其人民を蠱惑する姦計等を明告せしに因り、聖師は其事情を詳悉し、耶蘇宗門の許るすべからざる敵として公然其詐偽を辯し、其迷亂を誹斥せり。蓋聖師は佛門の諸宗派を逐一攻撃するを得ざれども、就中極めて盛大にして他の宗派を滅亡に至らしむる一派を攻撃することを企てたり。

此派の佛僧等是不朽の幸福を受くる爲め守るべき禁誡五ある旨を教示せり。其目は人を殺さず及び人の殺せし生物の肉を食まざる事、盜を爲さざる事、姦通を行はざる事、人を誑かざる事、飲酒せざる事はれなり。而して此佛僧の言に曰く、佛神は俗間に生活する人が此五誡を守

ること能はざるべきを洞察し、俗人は佛僧の爲めに壯麗なる寺院を建立し、布施を爲すべきを約し、俗人に代りて其五誡を守るべきを以て足るとせり。此佛僧等尙は甚しき妄言を以て人に諭して曰く、縱令ひ人如何なる罪業を犯すと雖も、若し僧に大なる施與を爲す時は其罪を免るべく、又縱令ひ死後地獄に落ちし者と雖も、僧徒其者の爲めに佛經を誦する時は、之れを地獄より救ふことを得べしと。

蓋前章説く所は日本人の最も頑守する所にして、其迷惑之れに過ぐるものなし。然れども又婦人に關し佛僧の爲めに大利益を引出す謬説あり。佛僧の説に曰く、婦人は一人にて諸男子の共に行ふ罪業に勝る罪を行ふに因り、之を救はるゝこと甚だ難し、但婦人の爲めに幸福を受けしむべき一法ありと、是れ則佛僧に其財産の過半を割與するなり。數百年間佛門の祖師等相踵で起り、常に善男善女の仁惠を利せん爲め、務めて布施の功德あることを説きしは、皆此術を用ひしなり。

茲にナエトンのと云へる山口第一の大公族は夫婦共に耶蘇教の眞理を承認せしと雖も、唯供養を爲す時は之れに因て必ず天幸を受くべしと自信せしに由り、耶蘇教を奉ずるに於ても常に夫婦は聖師及び其同業の者に食需品を供給し、又耶蘇教徒となりし者等に賑恤せり。然れども又佛僧等の爲めに多く寺院を建立し、大ひに佛徒に布施せし所を以て察するに、此夫婦は平



生何人に拘らず貧窮の徒に施與を爲す時は、必ず聖師の講述せる眞神の意に適すべしと信せしなり。

然るに聖師は此夫婦の愚昧なるを憐れみ、爲めに其迷心を解んことを欲し、遂に告ぐるに佛僧の詐偽を以てす。其教訓甚だ長きを以て茲に略す。偕て聖師は此夫婦を衆人の前に於て説得せしに、夫婦は答ふるに佛僧徒は施與を受けざれば生活する能はず、人各其業を勉め生活するを要すべしとの外他辭なかりき。此大公族が眞に耶蘇教を奉せしや否やは知る可らず。

偕て貴族等は聖師の説に因て其迷心を解て、爾來佛僧に施與することを止めしに由り、佛僧等は其寺院を解散し、其業を廢して還俗する者多く、佛教は次第に其威名を失ひ、衆人唯聖師を比類なき學徳者と看做すに至れり。

聖師の神聖たる所以に就き人の敬意を増せしは山口に於て行ひし奇特にして、此地に於て神水と十字形とを以て各種の病者を治し、又立どころに聳者をして聞くを得、聾者をして言ふを得せしめたり。而して殊に稱すべきは聖師が衆人の問題に答へしにあり。聖師は日本人殊に佛僧の言ひ顯はせし精神の不朽、天體の運動、日月の蝕、虹の各色、罪業、天恩、天堂、地獄と云ふが如き各異の疑問に數語を以て一時に答へ、恰も各自に答へしが如く人々をして其意に満足せしめたり。蓋し眞神其答辭をして人耳に豊かならしめ、其言を聽者の意に的中せしめし

ことは、猶ほ諸人の希望するマンス(イスラエルの沙漠を経過せしとき眞神の天より下し與へし食物)の美味を含み、使徒が一方言を話して各人民に了解せられしが如し。

日本人等は往々此の如き奇特を見て爲めに驚駭せしが、聖師にあらざれば此奇特を爲すと能はずと爲せり。斯くて聖師は山口を發してコスム・ド・トレー師之れに代はりし時、佛僧等謂て曰く、此人は教師フランソワの如き智識なく、又單一の答を以て數多の疑問を辯解すること能はざるべしと。

此奇特は聖師が神聖の號を贈られし履歷書中に載する所なり。偕て聖師より後四年に日本へ來りし教師アントアヌカドラが葡萄牙プロバンスの教師ジャック・ミロンに贈りし書翰の文面に、或る日本人余に告げて曰く、教師フランソワは日本へ來り三奇特を顯せり、則聾者をして言ふを得、跛者をして立つを得、聾者をして聽くを得せしめし是れなりと。且曰く、教師フランソワは日本に於て歐洲人中の最大人として貴重せられしかども、同教會の他教師等は此の如きに至らず、如何となればフランソワは人の開陳せし十條乃至十二條の問題を一言に辯解したれども、他の教師等は一答僅かに一人に當るに過ぎずと。余其者に謂て曰く、其个條は恐くは皆類似の事なるに因りザウヰエー斯克答ふことを得しならんと。而るに其者各異なる旨を答て曰く、其个條は皆大ひに趣を異にせりと。然れども此の如き事は聖師には通常の事に



して、更に恠むべきにあらず。

聖師が印度の言語を速かに熟せし天資を眞神再び山口に於て附與せしは、嘗て聖師が語を學びしことなきに、當地に在留する支那の商人に其國語を以て毎朝説教し、又午後より日本人に其國語を以て説教せしが、其語様甚だ自然にして、如何にも日本語に熟せるものゝ如し。聞く者皆以て日本人と爲せり。

偕て聖師山口に在留せしは僅に一年に過ぎざりしが、其間聖師は三千有餘人に洗禮を與へたり。而して其中、下界帝王の恩愛を失ふとも天帝の恩愛を得んことを願ふ公族數名ありて、此者等遽かに耶蘇教の寺を起し、毎日此所に會合して説教を聽問し、諸の宗儀に參坐せり。聖師曾て人に告げし言に據れば、府下至る所として耶蘇教を稱せざる地なく、昨日まで頑固に耶蘇教を排撃せんことを務めし者も、今日は熱心を以て其教を遵奉防守するを見るは實に快事と云ふべしと。則其事に就て聖師の愉快を示せしは、其後聖師が歐洲のジエシユ教會の諸教主に贈りし書翰に於て明かなれば、今其文面を次に列記すべし。

余は既に髮全白なりと雖も愈壯健なり、如何となれば眞理を重んじ各自の幸福を希望する智識ある人民を教育する爲めに身心を勞するは、余の甚だ悦ぶ所なればなり、余經歷中山口に於ける如く愉快を覺へし地なし、則其地に於ては衆人皆王の允許を得て余の説教を聽問に來れり

而して佛僧は其傲慢を挫折せられ、又耶蘇教の敵にして最も倨傲なる者も我が教の恭儉の徳に化せられ、又新耶蘇教徒は佛僧と討論し勝ちを得て歸るに當り歡喜の色を見はし、又此者等互に勉勵して邪教徒を屈服せんことを務め、遂に其徒を心服せしめ、其迷を散せし等の事情を怡然として語るを聞知せしは、余の喜悅に堪へざる所以なり、蓋余は此等の事あるを以て悦び自ら勝へず、身の勞苦を遺忘せり、實に余は眞神の恵に因て得し此快事を常に回顧し忘るゝ能はず、故に余は嘗に其事情を告ぐるのみならず、之を實地に徴し之を聞く者をして稍々歐洲の諸大學校にある思を爲さしむるを得べしと確信す、當今其業を修する少年輩をして一度天上の快樂の爲めに勞苦することに附從するを了解せしめば、此れ等も必ず身心を勞して偶像教の人民を教化することを務むべしと。是則聖師の喜悅を表する文なり。此れに由て之れを觀れば、偶像教府中に耶蘇教の進歩せしを徴すべし。聖師又曰く、余毎日説教を爲し、佛僧魔術者と辯論し、眞神の恵に因り余の輩大ひに論じ勝ちて、貴族學者及び衆庶を心服歸依せしめしは又山口にありと。而して聖師は此者等が嘗て佛僧は造物主の事を説かざるを以て、聖師の此重大の眞理を講ずるを聞き、爲めに驚駭せし旨を附せり。

山口の人民は聖師の説を殊に尊信せしと雖も、耶蘇教に於ても尤も心を止め審察すべき事ありと爲せり。聖師も山口の人民は其教の始祖にして大聖人と認視したる支那人の書に世界創造



の説を載せざるを以て、其事情を聞き之れを信することに惱めりとの旨を云へり。則聖師の自ら記せし諸件中、緊要の件を左に記載す。

其辭に曰く、山口の人民等は余輩の講述せし第一の原由の件に付諸の疑問を爲せり、彼等余輩に問ふて曰く、上帝は性悪か、善か、將た善惡混するかと、余輩答へて曰く、上帝は純善にして善の源なりと、然れども彼等は鬼は生來惡にして人間の敵なり、而るに余輩云へる如く上帝果して善ならば、決して此の如き者を造出すべき理なしとし、彼等前説を了承せざりしを以て、余輩又其意に答へて曰く、上帝固と鬼に善性を附與せり、然れども鬼等其性を惡に變せしを以て、上帝之れを永久の罰に處せりと。

彼等又前説を評して曰く、其受造物に對し斯く怖るべき呵責を爲す上帝は善にあらずして其性酷惡と云ふべしと、而して彼等更に言て曰く、上帝果して己れを崇尊せしむる爲め人を造出せば、何ぞ鬼をして人を惱まし盡惑せしむるや、上帝果して善ならば、何ぞ惡に従はざる天性を以て人を造出するを得ざりしや、上帝は諸の不幸ありて人を救ふことを得ざりしや、又曰く上帝は地球の中心に怖るべき地獄を設くるは決して性善にあらざるべし、然れば地獄の罰に處せられし者等の受くる痛苦を觀て、爲めに哀憐の情を起すことなかるべし、又上帝果して善ならば、遵守し難き過嚴の法を人に命することなかるべしと、蓋し此者等は耶蘇教に甚だ勝る宗

教を有すると思へり、如何となれば其宗教の開祖等は、既に地獄に墮落せし者と雖も哀憐を請ふ時は之れを救ひ出すとの事を信じて、永久地獄に投棄せられて出づべき期なきとの説を容るゝ能はざるなり、是れ則其宗教の耶蘇教より多く仁慈の道に基けりと爲す所以なりと。以上述る所日本人のフランソワ・サウ井エー聖師に對せし難問なり。

蓋前章載する所の諸難問は輕忽なる信者の心を動すべきに因り、之れを除きて出さるるか、否らざれば其辯解を附すること深く心を用る仁惠と云ふべきを以て、聖師が佛僧の難問のみを挙げ、其答辯を附せざりしを恠み、之れを難する者あるべし。

然れども其疑念を解く爲めには、唯前事は聖師の歐洲にあるジエシユ教會の諸教主に告げる辭なることを知るを以て足れりとす(如何となれば其事は書翰に載する文言なればなり)。蓋其諸教主は皆卓出したる學者にして、此等の答辯を知らざる人にあらず、而も其難問は昔時より偶像教徒の耶蘇教に對して爲せる難問にして、殊に諸聖僧テルチリヤン、マリジエー又エス・ターギユステン、エス・トーマス等の邪教徒に對して編集せし大部の書に於て、逐一討論辯駁する所なり。且サウ井エー聖師は其人となり甚だ謹勅にして、其師とし崇尊せる人に對し説明を下すべき人にあらず、故に其書中に答辯を附するを以て不遜と認めしなるべし。蓋聖師が前の諸件を諸教師に告ぐるものは、日本に派出することを要求せし宣教師等の疑問を辯解し得べきを希



望するにあり。且其書翰は遠隔の地より寄する所なるに、若し其各條に答辯を附すれば大なる冊子を編成するに至らん。故に其答辯を載せざるは、此印度傳教師の深慮に出づるものと云ふべし。

然れども歴史家にありては是れに異なり、總へて歴史家の著書は男女賢愚の嫌ひなく皆能く讀み得べきものなるを以て、苟も人の信仰を害し又は品行に害あるとは、務めて省略するを要す。是れ余の輕忽家の心を感動すべき前の諸件を除去するを必用とせし所以にして、既に其事に決せんとせしと雖ども、此件は嘗に聖師の書中にあるのみならず其傳記に載する所なり。則ち耶蘇新宗の一暴人の世に刊行せし恠話篇に於て蛇足の辯を附し世に傳ふる所に着眼し、黙止するに忍びず遂に此書に記載せしなり。蓋聖師が必此諸難問に判然と答へし答辯を検出して之を記載するを以て余の義務と看做せしが、其事はザウエー、トレー兩教師の豊後山口の佛僧との議論中、著明のものを記載する時に於てすべし。

然れども聖師は卓出したる學者なるを以て、此諸件に充分人意を満足せしめし明瞭の答へを爲せし事を人に知らしむること亦緊要なるに就き、聖師の前文に附加せし數語を左に記載すべし。則ち余輩は眞神の擁護に因り此諸難問を悉く辯解し、人をして疑念を全く解散せしむることを得、數多の疑問を経て五百有餘人に洗禮を與へ、逐日信者の數増加するに至れりと。

又聖師は其書翰の末に至り、山口に於て偶像教徒群集して説教を聽問に來り、嘗て知らざる愉快を心に覺へし旨を陳述して曰く、如何となれば余輩大ひに論じ勝ちて佛僧等の傲慢を挫折したればなりと。而して此書の第三章中に載する第九回の書翰に於て聖師は左の辭を記せり。則ち數多の佛僧公族及び諸人民等數々群集して余輩の説教を聽問に來るを以て、余輩は殆んど虚日なく、常に講堂之を容る能はざるに至れり、而して其者等種々疑問をなし、余輩之に答辯せしに因り、衆徒皆己れの宗教の詐偽にして耶蘇教の眞誠なることを承認せり、故に數日の問答を経て遂に我が説に服し、漸々耶蘇教を奉ずるに至れりと。

聖師は尙ほ左の旨を附せり。佛僧等との議論に於て常に之れを挫折壓倒し、佛僧は一言の辭なく、聽問人は皆聖師の答辯に甚だ満足し、皆な教師は論敵を承服せりと明言せざるなく、新たに改宗せし日本人と雖も佛僧と議論し、大ひに之れを凌辱せりと。

尙ほ諸疑問に就き衆人の意を満足せし事情を聖師の記せし事夥多ありと雖も茲に略す。蓋其事を記載せざるも、上は王侯より下は佛僧儒者平民に至るまで、夥多の日本人耶蘇教を奉じ、之れを防守する爲めに多く慘刑に罹りて身を殺せしは、實に耶蘇教の眞理を承認せし確證なり。抑々宗教を知らず良心を失ふ背教者に非ざれば、宣教師等が人の疑難を解散せしとなくして、日本に於て六十萬有餘人を改宗せしむることを得たりと敢て言ふを得ざるべし。



## 第二章

山口に於て耶蘇教漸々隆盛に至り、宣教師サンフランシア・サウエエーは其功績の顯はるるを見て大に満足せしが、此時に當り印度に於て聖師の歸ることを甚要するに因り、速歸を促すの書、聖師の所に到來せり。而るに此書を携へ來りしは、豊後の國府を距る一リユ（佛里我一里四丁四十四間）山口を距る五十リユ（佛里我一里四丁四十四間）の所にある肥前の港に來泊せし葡萄牙の船長エスーアルドガマと云へる者なり。同人は聖師に面會するに依り府内を過ぎらるべしとの豊後王の招狀を受取れり。聖師は兼て豊後に入ること希望せし故、此の招狀を得て大ひに悦び、依て直ちに平戸に留め置きしコスムド・トレー師に山口に來るべき旨を通信せり。之れに因て又師は其頃平戸に建設せし耶蘇新寺を其地の古老に遺託し、己れは直ちに發途せしが、既に山口に到りし頃は聖師出立の期に臨めり。

聖師が再會期し難き羈旅に赴くとの風説山口中に流布せしかば、耶蘇教徒は大に悲哀の情を發せしが、聖師出立の期に際し、耶蘇教徒を悉く寺院に招會し、爾後益々崇敬の念慮を固ふすべ



きことを教訓し、徒弟等の事をコスムドトレー師と徒弟ジャン・ヘルジナン兩人に依頼し、然る後衆人の手を握り謂て曰く、今日こそ殊に汝諸君の爲めに上帝に哀訴懇願すべき時に會せり、蓋上帝は其徳を人に施すべき權を有し、又之れを人に授けんことを欲すれば、其福音に浴する者は萬世不易の歡樂を授與せらるべし、而して余は此苦界に於て諸君と再會を期せずと雖も、我輩をして永久離別せざらしめん爲め上帝の設けられし天堂世界に於て、必諸君と相會するの期有るべしと。斯くて聖師の辭を終りし時、耶蘇教徒は思はず感涙を流せしが、聖師は其嘆息痛恨の聲を聞き、爲めに腸を斷つと思を爲せり。

此離別山口王の心を動かせしに因り殊に聖師の心を痛ましめたり。其原由は佛僧等相計りて聖師及び葡萄牙人を姦計を懷ける者の如く王に讒訴せしより、王は其れが爲め舊の布令を廢し、耶蘇教徒を全く杜絶する程には至らざりしも、其れより耶蘇教徒を虐待し、其者等に屬する財産を沒收せり。然れども聖師は其れが爲め出立せざることを得ざりし故に、マルチユー、ベルナル、ローランの三名を伴ふて共に發途せり。此の三名の事は既に前卷に載せられたれば、又茲に贅せず。偕て其時日本の少壯なる公族二名聖師に請ふて隨行せしが、此の二名は元三千エキユ(一エキユは凡そ我六十鎊に當る)の收納ある領地を有し、一度之れを沒收せられしかども、耶蘇教の經典に云へる貧の寶藏を發見し、領地を有するより却て其寶藏を愛すと此の意を解して、更に領地の事を念

に介せざりき。

聖師の發途せしは千五百五十一年九月中旬にして、此時海路を行く時は道中甚だ易かりしも、聖師は却て陸路を行くことを好み、自らメツス(耶蘇祭典の名)に用ゆるカリフと云へる大理石の祭器と其他の需用品を脊に負ひ歩行せり。蓋聖師の自ら行李を負擔せしは其中に貴重の祭器を入るゝを以て、之れを人に附託することを好まざるに因れり。

斯くて聖師は道を行くこと少許にして忽ち兩脚大に腫れしが、更に之れを厭はず、五人の者と共に肥前を距る僅か一二リユーの所にあるピアスカ村まで歩行したれば、大に身體疲勞し、一步も進むことを得ざりき。因てマルチユー、ベルナル、ローランの三徒は聖師に先ちて葡萄牙船の投錨場に行き、聖師の來るを報じれば、船長ガマは直ちに肥前港に在留する其國の諸商人及び重立たる水夫等を悉く招集し、聖師を出迎せん爲め各馬に跨がり整列して進行せり。

聖師は稍疲勞の快復せしを以て再び途に就きしが、肥前を距る十町餘の所に於て葡萄牙人の騎馬隊に出會せり。此時聖師は自ら行李を脊負ひ山口の公族二名を左右にし歩行せしが、船長ガマは早くも其行列中に法王の使節なる聖師のあるを見て、直ちに諸人と共に馬を下り、聖師の前に進み其手を執りて皆敬禮せしかば、聖師は感涙を流して之れに答禮せり。葡萄牙人は聖師に乗馬を勤めしかども、聖師は質素を尊び其意に従はざりしに由り、葡萄牙人等も已むことを



得ず各馬を牽ひて港口迄聖師を見送れり。

此時船長ガマは水夫等に、船に於て大儀式を備ふることを命じ、船縁には敷物を掛け、船中には大小の旗を翻へし、夫水等は砲を携へて並列せり。其威儀堂々として人目を悦ばせしが、日本人等は大砲の齊く發するを觀て大に驚駭せり。而して大砲を連發すること四次に及び、其聲府中に達せしかば、豊後王は砲聲の震ひし所以を辨せず、海賊等が葡萄牙船を襲撃せしと思ひ、事機に因り葡萄牙人に助勢せん爲め、先づ急に扈從一人をエズーアルドガマの所に馳せしめたり。

ガマは其使者に對面し聖師を指示し、砲聲の響きは全く他にあらず、此聖僧に對し王侯貴族に用ゆると一般の祝儀を表せしのみなるを告げしかば、彼の使者は大に驚き、佛僧等が山口王に讒訴せしに因り豊後國に於て甚だ惡評ある此貧僧に、葡萄牙人の斯く敬禮を施すべき理なしと思ひ、ガマに謂て曰く、余は歸りて我君に答ふる所を知らず、如何となれば汝等が此僧に表せし祝儀は貴人に對し用ゆる禮なるを承知せり、然れども山口の佛僧等が我輩に告知せしは、彼の僧は魔魅と交通し親しく説話を爲し、城壘を毀ち又は愚民等の稱して妖術と爲す幻術を魔魅より傳習する所を佛僧等目撃せしとて、實に世界の人に擯斥せられし不幸人にして、其身に附着する風だも其肉を以て食とするを厭へり、而して佛僧等既に此惡評を府内に傳播せしを以て

下民等は此僧及び其教法を嫌忌せり、然れども我君は賢明なるに因り容易に佛僧の説を信せず、故に若し汝此人の果して賤視すべき人物にあらざることを保證せば、我君は讒をなす佛僧等の説を退け、却て汝の言を用ゆべしと。

此に於て船長ガマは彼の使者に對し大に聖師の徳を稱揚し、且謂て曰く、此人元來富貴に生れたれども、天資奢侈を好まず、貧賤に安んじ、世人をして神に名譽を歸せしめんとし、又は地球上の各人民を悉く己れに屈服せしめんことを希望し、地球上の財産に全く望を絶てり、蓋其人と爲り公正無欲にして博識の賢人なり、故に眞神此人に授くるに死者を蘇生し、風を起し雨を止め、將來の事を前知する目睹の如く明辨する等、非常の通力を以てせり、是れ葡萄牙人印度人の能く知る所にして、既に日本に於ても種々奇特を顯はせしが、就中鹿兒島に於て一女子を蘇生せしめたり、而して其國の王も此人を招見せば、必其人と爲りを知らん、蓋此人は非常の人物にして、其善言美行に至ては他人の云ふ所に過ぎたり。

彼の使者は聖師の事實を聞き大に感服し、直ちに歸りて其趣を詳かに王に告げ、且葡萄牙人等は東洋所有の財寶を擧て其船に積載せんより却て彼の一人の聖僧あるを以て幸福と爲す由を陳述せり。蓋豊後王は年齢二十有五、其人と爲り賢明大度にして且禮義を存す。然れども日本諸侯の習慣として女色に溺れ、婦人の言を信ず。而して佛僧等頻りに聖師の事を王に讒毀すと聽



も、王は却て聖師を見んことを欲せしが、彼の扈從の者より聖師の話せし説を傳聞して更に其望を増し、即日訪問の爲め世子を聖師の所に送り、且一封の書翰を附せり、其文面は左に掲ぐ。謹で書をセマシユ人(日本人の葡萄牙人に與へし異名)の僧某に呈す、抑々貴僧の我國に來られしは我國の幸福にして、亦聖僧等が神徳を稱讚するを聞くと同く神慮に適する所たるべし。余今日貴僧の所に遣はせし家僕シヨナサマ歸り余に報じて曰く、貴僧は山口より肥前港に來れりと、余之れを聞て實に欣悦に堪へざりしは余が家人の皆知る所にして、決して詐偽にあらず、余不幸にして貴僧を待遇するの神恵を保つ能はざれども、貴僧の來臨を謹んで待つべければ、明朝日出前余が館に來り後門を敲かれんことを伏して懇請す、貴僧幸ひに其無禮を咎むることなく、其意を了せられんことを、余は其時に當り地に伏して天上に在す諸聖神と自認し貴僧説く所の神を拜し、余が諸子をして世の詐言惑説に陥るなからしめん爲め、貴僧の澹泊質朴なる言行を萬世に垂れしめんことを祈請すべし、貴僧幸ひに好音を報せられよ、余は今宵安眠することを得て雞鳴の晨を告ぐるを聞き、早起して貴僧の光臨を待つべし、敬具。

此の書翰は幼公子之れを携へ三十人の壯士を従へ一老人之れに附従し來れり。蓋し此に云へる老人はホルメン殿と稱し、豊後の國にて有名なるミナト王の義兄弟なり。此時公子其書翰をサウ<sup>キ</sup>エー聖師に付しければ之れを受け、口づから其答を爲し、公子を引ひて葡萄牙船に到りし

かば、船に於て大砲を放ち聖師を祝せり。此時公子は宰臣を顧みて謂て曰く、外國人の神威は實に廣大無邊と云ふべし、如何となれば其神は此の如き貧僧を最上の信者として受け、其人甚だ貧しと雖も、世界の邊隅より財寶を求めん爲め此所に來りし諸商人をして、僧の來るを祝せしむる爲め大砲を放たしむればなりと。

公子歸館せし後エス<sup>キ</sup>アルドガマを始め自他の葡萄牙人等聖師に向ひ陳述して曰く、日本人の貧窶を嫌忌するは師父の能く知る所にして、既に山口に於ても佛僧等師父を指して不幸人と誹評せり、而して王及び其家人等は師父の徳を欽慕する有る如しと雖も、下民等に至ては師父が外貌の貧きを見て中に徳を修むるを知らず、師父を尊敬すべき智慮なかるべし、故に其迷心を開き、耶蘇教の宣教師を崇尊するを知らしめ、此不信者をして神語の尊きを悟り、大に聖教を尊信するの思念を生せしめんとするには、師父一度奮發し、謙遜辭讓の本意を屈し、盛装して豊後王に謁見するを要すべし、如何となれば此舉は上帝の名譽と精神の安寧に關すればなりと。斯く葡萄牙人等辭を盡して言へども、聖師は曩きに山口に行きし時平戸の商人に答へし所を以て之れに答へ、且葡萄牙人等に告て曰く、宣教師なるものは耶蘇の代理なれば、耶蘇同様の卑賤なる衣服を身に纏ふとを要すべし、さすれば上帝の恵に因り謙遜辭讓の徳を以て佛僧等の奢侈に勝つとなしと言ひ難し、是れ諸君も知る所なるべし、抑々耶蘇教は貧窶にして衆人の前に



出づることを耻ぢ、人の意に適せんことを求め浮華を要せず、故に耶蘇教徒は耶蘇の言を以てするよりは尙其行跡に因て其徳を示し、其徳の尊きを邪宗徒等に知らしむること緊要たるべし。斯く聖師は理解を加ふと雖も、葡萄牙人等前説を固持し、佛僧等及び下民をして師父の貧窶なるは自ら好んで爲す所にして、師父は世界の華美を賤むを以て其徳と爲すものなりと自得せしめん爲め、初度の謁見のみは盛備を示し、爾後は師父の好む所に任すべしと雖も、異教徒をして耶蘇教は貧人の宗派にして、其徒等は世界に流寓し食を求むる乞丐なりとの説をなさしめざることを専務と爲すべき旨を主張せり。

偕て聖師は葡萄牙人の説を聞き甚だ困惑せしが、遂に其意見に従ひ、急に行装を整へ、翌早盛儀を備へ出發せり。此日の行装は重立たる葡萄牙人三十名美服を着し、帯形の金鎖を肩に掛け、頭に羽飾を戴き、従僕等衣服を整へ之に附従せり。又聖師は黒羅紗の法衣を着し、其上に緑天鵝絨の頸巾と金總の附きたる袈裟を装へり。總て此一行は支那製の美なる敷物を布き各種の旗を並立したる小船に乗り移りしが、左右に排列したる笛喇叭の樂隊より齊しく樂を奏せり。

此の行列は國府口まで陸續として連りしが、其時船にて祝砲の轟くを聞き、觀者四方より海濱に來集して恰も塔の如く、葡萄牙人は漸くに上陸するを得たり。然るに其中に王より命を受け聖師の迎へに出張せし一顯官あり、夥多の人數を率ひ、齋らし來りし轎を出し之れを聖師に

進めしが、聖師は固辭して歩行せり、其行列左の如し。

エズーアルド・ガマは聖師の護監となり、手に策を携へ第一に進み、重立たる葡萄牙人五名其後に従ひ、一人は白純子の袋に入れたる一卷の書を携へり、是れ即聖師の經典なり。又一人は緋綸子の布を以て包みたるノードルダム(耶穌母の神の名)の肖像を寫せる額を携へ、又一人は金檜梧の附きたるベンカラ(英領印度の地名)産の竹杖を曳き、又一人は美なる黒天鵝絨の靴を手持し、又一人は盛美なる涼傘を持し、而して聖師は前に云へる如き姿にて自餘の葡萄牙人を後に従へ、肅然として其次に來れり。

此一行は笛喇叭の響きに沿ふて九ヶ所の大市街を經過せしが、其路頭に觀者充満し、各家の窓牖屋脊に至るまで人の在らざる所なかりし。

聖師の王宮に到りし時、肥前殿と云へる王の護衛隊長五百人の兵士を従へて聖師を迎へ、第一の廊下に導けり。此時五名の葡萄牙人は聖師の前に跪き、一人は聖師にベンカラの杖を捧げ又一人は天鵝絨の靴を差出し、他の兩人は聖師の左右に列し涼傘を携へ、他の一人は其後に列し、各聖師に對し敬禮を盡せしを以て、日本の諸侯等は之れを見て大に感服し、相顧みて曰、此の僧は我輩傳承せし所と趣きを異にし、我が國の佛僧等の決して誹議すべき所にあらず、我が主一度之れを見れば佛僧等の言と大に反するを以て、曩きに佛僧等の讒訴せしは全く妬心に出



でしことを了知せらるべしと。

聖師は美麗なる板障子を以て鎖したる長廊を経て大書院に至れり。其所には美服を着せる貴人等夥しく列座し、其中央に七八歳の童子ありて、尊き老人其手を執り聖師の前に敬禮を施し祝辭を述べて曰く、貴僧の我が宮中に來られしは我が王の大ひに悦ぶ所にして、猶大旱の雲霓を望むがごとし、貴僧も亦適意たるべし、抑々悪人等の貴僧を見るを厭ふは猶旅人の原野に於いて暗夜賊に襲はれしと意想を同ふすと雖も、我國の善人等の貴僧を敬愛するは余輩の保證する所なりと。

此時聖師は彼の童子の年齢に應じ答を爲せしが、童子は色を正ふし威儀儼然として再び曰く、貴僧眞神の教を我が國に播かん爲め遠く世界の邊陲より來ると雖も、凌辱誹謗を受くるのみにして他人の賞を受けず、其れを厭はざるは實に大勇と云ふべし、貴僧の奉ずる神威實に廣大なれば、貴僧今日斯く貧窶なれども、神必富者をして貴僧を尊敬せしむ可し、蓋貴僧の如き信心の深きは佛僧等の曾て知らざる所なり、佛僧等の曰く、貧人を救ふこと難しと、又曰く婦人と雖も僧に物を與へざれば之れを救ふこと難しと、此の他彼の童子の陳述せしこと種々あれども茲に略す。而して其言ふ所皆高尚に涉れるを以て、聖師は已むとを得ず彼の童子に答ふるに、大人君子に謂ふ所の辭を以てせり。

聖師は其れより他の書院に移りしが、其所には宮中に仕官する諸貴人の子ありて、皆日本にて第一と云ふべき美服を着せり、而して其人員至多なれども、聖師に向ひ禮辭を述べし者は二人に過ぎざりし。蓋其辭は日本の雅言を用ひたり、今其一二を左に掲載すべし。抑貴僧の來臨せられしは我が君の悦ぶ所にして、猶ほ慈母の小兒の喜色あるを見て悦べるが如し、且凡そ此の宮内にある所のものは、牆壁に至るまで我が輩をして其心に感起せしめ、喜悅の情を貴僧に表することを勸むるもの、如し、是れ我輩の頸血に盟て偽らざる所なり、斯の如く我輩の喜悅するは、貴僧の山口に於て大に其功德を稱揚せられし神の名譽となるべきこと必せりと。

祝詞終りて各列を正し聖師を導びかんとせしが、聖師の手を執りし扈從の者之れを制止し、獨り聖師を誘ふて他の書院に至れり、此所は橙樹園に臨めり。而して聖師は又更に壯大なる書院に移りしが、此所には華美なる敷物を設け、美麗の額面を四方に掛け陳ね、其中に盛服を着せる貴族列坐せり。

後に山口王となりし豊後王の弟ハシヤラとの聖師を待ち受けしは此所にして、扈從者は更に聖師に敬禮を爲し、而して聖師を王の弟の前に導き次席に退きたり。此時王の弟は貴人を遇する禮を以て聖師に接し、謂て曰く、今日は王家一般の祝日にして大宴會に當れり、抑貴僧來臨せられしは我君の悦ぶ所にして、支那の金庫三十個を得しより幸福と爲せば、其待遇は必貴僧



の意に満足する所なるべしと。

此時聖師は王の弟に向ひ其禮節言語の厚きを謝し、其れより王の弟と共に王の次席に到りしが、此所には諸貴人集會して聖師を迎へ、各喜色を顯はして互に聖師を祝し、相伴ふて王の居室に到る。其途中貴人等は種々聖師と接話せり。聖師は葡萄牙人と共に王の居室に入るに、此時王は起立してありしが、聖師の來るを見て五六歩席を進み、師に對し三拜叩頭の禮を行ひしかば、葡萄牙人等は大に驚駭せり。聖師も王の前に跪づき其手を握りて禮を爲さんとせしが、王は早く身を起し、聖師を其側の座に即かしめたり。

偕て王は曾て山口よりの報知井に人の説話に由て聖師の奇事并に其人と爲りを知り、大に聖師を尊信するの念を生せしも未だ其人を見ざりしが、今現に聖師に接し、篤實なる説話を聞き更に其信仰を増せり。蓋王は聖師の温厚恭儉にして公正無私の徳を備ふることを最も悦べり。

日本の諸王は衆人より之を見るは全く神の如くにして、誰れ人も王を正視することを憚れり。而して諸王互に尊大を競ひ、公然たる謁見、殊に外國人の謁見を許す時に於ては常に尊大を示せり。然るに豊後王は聖師の謁見を受くるや、忽ち貴族の尊大を嫌忌し、聖師の禮に答ふるに最も鄭重なる禮を以てし、恰も親友に接するが如く、自ら聖師の手を執りて親切に之れを待遇せり。

王は聖師と數語を交へし後、聖師の法談を聞かんことを欲し、聖師が耶蘇教の奧義及び其主たる道徳上の格言を説述するを聴聞せしが、感激に堪へず其弟を顧みて謂て曰く、汝は西僧の説を如何聽き做せしや、想ふに余輩が今聴聞せし説より高上なる説なかるべし、又此説より能く道理に合したる説なかるべし、抑々佛僧等の説たるや全く小説の如く、曖昧糺糊更に理のあるを解する能はず、蓋し憑據と爲すべき主義あるなし、且佛僧等今日言ふ所の説は明日に至り之れを變換す、然るに西僧の説く所は皆確乎たる憑據と明瞭なる道理に基かざるとなきを以て、余は其説を駁する者無かる可きを信ず、若し余をして強ひて云はしめば、余は眞神に問ふて謂はんとす、眞神は何故我輩をして數百年蒙昧の中に沈ましめしや、何故此異國人を照らせし光明を我輩に頒與せざりしやと。

此の時王の居室にハクシラどのと云へる豊後の有名なる佛僧ありしが、王の甚だ聖師の説を稱讚し佛僧の説を誹謗するを聞き、恰も暴人の如く急に身を起して禮節を亂だし傲然として謂て曰、宗教の事を論するは君の職分にあらず、君はハンジマの大學校に於て修業せしとなし、故に君は此大事を議するに適せず、蓋國を治むるは君の職分にして、宗教の事を論するは僧の職掌なり、君若し宗教の事を論じて之れを判断すべき才を備ふるとも、凡そ宗教に關する事は宗教の學士にして佛の弟子なる僧侶に議し然る後決定せよ、宗教の事に關し立言すべき者は僧侶な



れば、君若し余が言を疑はば、余茲に在りて君の難問に答へ、逐一辯解すべしと。

王は此言を聞き其無禮を心に怒りしかども、聖師を始め其席に列せし諸貴人の力にて王の心を鎮めしを以て、王は怒氣を色に顯はさずして彼の佛僧に謂て曰く、汝果して汝が謂ふ所を行はば余は甘んじて汝の言を聴くべし、汝今聽聞せし所の説を憚る所なく討辯すべしと。

ハクシヲどのは王の言を聞き、意氣揚々として釋迦阿彌陀の緣起を説き始め、其宗教の誠實なるを證して、佛僧の清淨なる事を引擧し、佛僧は非常に行狀の嚴格なるものにして五官の快樂を禁じ、決して鳥獸及び魚肉を食せず、而して晝夜讀經し、諸公子に學を授け、世の不和を鎮め、國家を靜謐するものは僧の力なる由を陳述し、且謂て曰く、來世の爲めに引導を授け幽明を貫き幸福を禱する者は僧にして、又日月星辰と接話する者は僧なり、蓋日月星辰は僧と接話することを甚だ悦ぶ、故に其欲する所に從て降臨し日月星辰と接話すること徹夜に至ると。然るに王は其説の妄誕無稽なることを笑ひしかば、佛僧は大いに怒り、王を罵りて無學文盲と喚はれり。此時王は彼の僧に黙せよと命じ、席を去らしむべきことを其弟に目示せしに由り、弟は彼の僧に謂て曰く、汝去れ、汝の生活の清淨なるは汝の宗教の眞誠なる確證なり、蓋汝は天上に在す諸神より却て地獄の魔魅と多く交通することを人に知らしむるものなりと。

此言を聞き彼の佛僧は更に憤怒し、狂氣の如く大に呼んで曰く、ハクシヲどのは諸菩薩の中

に列し人事を事とせざる時將に來るべきに因り、汝を始め日本の諸王等は余が足を舐ぶるだも能はざるに至るべしと。蓋豊後王は賢明温順の君なれば其暴言を聞くと雖も尙ほ怒氣を顯はさず、聖師を顧みて微笑せしかば、聖師は從容として王に向ひ、彼の僧は怒れるに因り暇を遣はさるゝこと然るべしと陳述せり。因て王は遂に其言に従ひ、王たる威光を顯はし佛僧に退くべきことを命じ、且謂て曰く、以來神に身を比較するが如き傲慢を慎むべし、神に身を比するは神を蔑視するの甚しきものにして、若し汝に類似する神あらば其神は下等の人に劣るべし、而して汝自ら神と接話せしと稱すれば、必其説話中、其國の君主に對する時は言辭を慎むべしと神より教へられしなるべし、汝若し神の如き名譽を得んと欲せば、獸畜の如く怒りに堪ゆること能はざるなきを要すべしと。ハクシヲどのは此辭を聞きし後、平生と變はり怒氣を含で退出せしが、障子の外に到り大喝一聲叫んで曰く、佛神は天より火を降だして汝を燒殺すべし、又汝の如き言を吐く王あらば皆其如くなるべしと。

彼の僧退散せし後、王は聖師と共に佛僧の不徳を論じ、喫飯の時に至るまで佛僧の詐偽を評せり。而して喫飯の用意整ひし時、王は對食することを聖師に勧めしが、聖師は謙遜して堅く之を辭退せり。此時王は聖師の手を執り謂て曰く、日本の王は其愛敬する人に格別の意を表せんとするには、其人と共に對食するを以て喜びとなす、貴僧余と共に食することを許さば余が



至幸なるべしと。

此時聖師は大に身を傾け王の帯びたる太刀を舐れり、蓋太刀を舐ぶるものは日本の敬禮なり。而して聖師は食に就く前兩手を舉げて天を望み祝詞を誦して曰く、全世界の創造主なる我上帝よ、此大王をして上帝の在すことを知り、之れを尊崇し、上帝の眞聖なる法を守り、他日天堂に生れて上帝と共に生活することを得べき爲め、其双眼を輝らされんことを祈請すと。祈禱終りし時王は大に其厚意を聖師に謝し、尙ほ閑を得て教法の事を談論すべきことを陳述し、然る後聖師と共に食に就けり。

王家諸大臣列坐し並に葡萄牙人の跪坐せる前に於て、貧き外國人唯獨り王の食案に就いて喫食するを見しは實に奇事なり。而して此時王の聖師に對して爲せし第一の恩遇と云ふべきは、王の自ら皿を執りて聖師に捧げし事にして、此の如き事は日本に於て甚だ重き事なりしが、葡萄牙人等は斯く王の聖師を尊敬するを見て感喜に堪へず、其意を表せん爲め皆席を立ち王の側に到り、其手を握りて特恩を謝せり。

食事終り王と暫く對話せし後、聖師は王に暇を乞ひ、其より前の行列にて船に還へり。偕て聖師は葡萄牙人と共に徹服して數々王宮に至りしが、王は聖師と親しく接話するを以て非常の樂みと爲せり。然るに聖師は王の放蕩なることを聞知し、五官の樂みに耽溺すれば精神信心

の入り難きことを悟り、先づ王の精神に治療を施さんとして、王に其耽溺せる不徳の恐るべきことを教誡せしかば、上帝の大に其言を賞せられしにや、王は未だ血氣盛んなる年少にして放蕩無頼なる性質を帯び、世の習慣を免れずと雖も忽ち悔悟し、其罪惡の根元となるべき者を悉く宮中より遠ざけ、舊習を一洗せんことに決心せり。

斯くて聖師は王の精神を培し最大なる不徳を驅除せし後、第一貧民に仁惠を施すべきことを告諫せり。然るに佛僧は唯財帛にのみ心を存し、富人を貴重し貧人を嫌忌するに由り、佛神の棄てし者を救ふは不正なり、佛に勝れる仁惠を施さんとするは神を辱しむるものなり、神の人を困窮せしむるは全く其罪惡を罰する爲めなり、仁惠其他百般の事に於て人道の天道に均しからんことを求むべからずとの數件を王に説得せり。故に王は其説に盡惑せられ、貧人を看ること土芥の如く、更に貧民を憐むの心なかりき。

然れども聖師は王に向ひ、縦令ひ世界に貧人ありと雖も、是れは神力の足らざると神の其人を嚴酷に處するに因て然るにあらず、蓋人間に貧富の差等あるは俗間と宗教上の利益に於て人間に避く可からざる所たる旨を陳述し、且つ謂て曰く、若し世界に貧人なき時は人間社會は存立せざるべし、若し世上に職業を勉むる工人なく、土地を耕す農夫なく、佃漁を爲す獵者なく財を通ずる商賈なく、又鬻ぐべき物品なく、備役すべき男女なくば、工業全く廢絶し、人皆同



等に歸し、國に位階等級の別なきに至るべし、就中重事と云ふべきは王事に供給する者跡を絶つに至るべし。

王答へて曰、貴僧の説誠に眞なり、蓋余は未だ神慮の此妙所に至りしことを知らずと。聖師又曰、閣下觀るべし、若し人々悉く富有にして互に獨立せし時は、人同社會に何等の混亂を生じ、何等の弊俗を來し、人心一致せざるは必然なり、如何となれば人間に實際の存する所以のものは、猶平居安逸に因て不徳を生じ、克苦勉強に因て美德を生ずるが如く、貧富貴賤の差あるを以てなり。

王又答へて曰、我佛僧は大利を抛て有徳者となるを欲せざるべし、彼等は貧人の世にあることを好んで許すべしと雖も、自ら貧に處する勇氣なかるべしと。聖師曰、佛僧の不正直にして理に暗きは全く之れが爲めなり、如何となれば彼等は貧人を以て寶とせば何ぞ之れを愛せざる、又貧人を以て神の惡みを受くるとせば、何ぞ人に向て己れの爲めに善を爲すとを求むるや、何ぞ世人僧に施與せざれば救はるゝことを得ずと唱ふるや、若し佛僧等富有ならば人に施を望む可らざるは勿論にして、平生貧人は神に惡まるゝ者なりと言ひ、而して其身の貧なる時は神に愛せらるゝと唱ふるや。

王曰、其事は辯せずして明かなり、是を以て我れ固より其僞言たることを信ず。聖師又曰、

佛僧の説に據れば貧人は神に哀訴することを得ざるべし、如何となれば神より富人に與ふるに生計に充分なる資産を以てし、而して富人若し貧人に其財産の一部を割與する時は、神より富人を脅かすに永久の罰を以てすればなりと。

豊後王は聖師より未だ嘗て聞かざる所の説を聞て甚だ悦び、遂に其理の爲めに感動せられ、貧人に對し大に哀憐の情を發し、賑恤或は度に過ぐる程に至り、又聖師の説に因て宮中の制度並に法律上の規則等を改正せり。

偕て聖師は日々宮中に伺候し、或は閑暇を得ずと雖も、其れが爲め平生の職務を怠らず、人家又は公場に於て耶穌教を説き人民を教導せしが、葡萄牙人は聖師の日夜勉強するを見て師に向て曰、斯く勤勞する時は健康を害すべきに因り、少しく節制せざれば其害生命に及び、遂に日本人の爲めに身を果すに至るべし、且教導と慰魄の二事を要すべし、蓋し仁愛の道に因る時は、日本人よりは葡萄牙人の安寧を先きにせらるべき理なりと。

聖師は葡萄牙人に答て曰く、上帝の命に因て此國に來りしを以て、其委命を忠實に行はざることを得ず、葡萄牙人は夜間余が所に來るべし、晝間は日本の偶像教徒の教導を怠ること能はず、且余は近く日本の地を出發すべし、故に歸路は必葡萄牙人と同行すべしと。

葡萄牙人は此答を以て満足とし聖師の心に任せしが、聖師は平生食量甚だ少く、人皆聖師の繁



劇に能く堪ゆることを恠みしに由り、葡萄牙人は聖師に少しく加養せんことを望めり。是れは聖師の心を慰め勇氣を生せしむれば、洗禮を請ふ者猶ほ多からんとに因てなり。蓋人民等は王の教師を厚く待遇尊信するを見て、其教に聽從せり。且聖師が王の威光に依て佛僧と激論し、明證を擧げて其惑説を辯破せしは、大に偶像教徒の惑ひを開く具となれり。

就中偶像教徒の迷を辯破したるは、サカイシランと云へるカナハマの有名なる佛僧との問答なり。蓋此僧は身分も貴く且其宗派中第一の學僧なり。此僧數々王及び諸貴人の列席に於て聖師と議論せしが、常に其名譽を落さんとを恐れ、眞理に入るとを妨げ、愈々眞理に戻り、益々頑固を極めしかども、遂に基督の慈悲に因り、聖師は彼れの頑固を説破することを得たり。

一日彼の佛僧公然と聖師と議論せんことを企望し、府内の一場所に於て聖師と會せしが、其地の居民等過半聽聞の爲め來集せり。此時聖師は先づ耶蘇教の眞理を説き、確乎たる道理を以て其實を證明せしかば、彼の僧は心中大に其説に服せしと雖ども尙ほ抗辯し、泰然と己れの説を主張せしが、遂に上帝の爲めに感動せられ、議論の勁敵なる聖師に抗するを得ずして忽ち墮坐し、天に向て兩手を擧げ感涙を浮べ誓言して曰く、嗚呼眞神の一子なる基督よ、余今教主に歸依信服し、我が造化主救主たる上帝に謹慎口述して奉すべし、日本の人民よ、我が同業の僧衆よ、善く余が言を聽け、平生余が説述せし事は皆僞言にして、此聖僧の説ける神より他に眞神な

かるべし、而して余の汝等を惑はしめしことを寛恕せられんことを汝等に懇願す、嗚呼余汝等に切望す、余が今日迷誤を覺悟せしこと、并に汝等も聽き得たる耶蘇教にあらざるよりは眞誠の宗教なきことを余が承認せしを、衆人に告知せられんことをと。

此言に因て大に人心を感動せしが、其後聖師が葡萄牙人に告げしに、此日衆人の望みを起し洗禮を與へし者五百有餘人なりと。然れども其者等の未だ心に充分貫徹せざりしに因り、佛僧の爲めに再び舊の迷途に誘導せられんとを慮り、聖師は唯新たに改宗せしカナハマの僧と相謀り、充分改宗の望みあるを推量せし數人の者に洗禮を與ふるを以て足れりとせり。

借て豊後の佛僧は此事變に因り其宗教の傾頽せんとするを見て大に憂苦し、依て西僧并に其宗教の信者を破るべき悪計を按じ出し、洗禮を受けし人民に説諭するに、西僧の教法を奉するに由り破産して終に餓死に就くを傍觀して救はざるは正理に非ざれば、何事か生活の方法を與へられよと聖師に望むべしと。蓋佛僧等の計は聖師の信を失はしめんによりしとは、次に擧ぐる佛僧の牽強の説を見て知るべし。其説は、聖師が其徒弟となりし者に金を與ふるか與へざるかの二途に出づ可し、彼若し其徒弟等に金を與ふれば、我輩は言ふべし、彼れの人を其黨に引誘するは全く金力に因るものなりと、彼れ若し徒弟に金を與へざれば、我輩は彼れを稱して乞丐或は貧窮人と云はざるも、財寶を掠めん爲め日本に來りし吝嗇人にして、其宗教を奉する信者を



餓死に陥る、凶惡者なりと宣言すべしと。

佛僧等の姦計前に述ぶるが如くなりしも、其事遂に行はれざりし。抑聖師の日本に滞在するや吝嗇の行なく仁惠の事のみ多かりしに由り、師を吝嗇と疑ふ者絶えてなく、又聖師は新政宗徒の心を永く經驗し、自ら奮て洗禮を請ふ者に非ざれば敢て之を許さず、故に信者等は聖師に向て管に金を求めざるのみならず、師の爲めには家産を抛ち身命をも捨てんことを希望せり。蓋し此の如き行は、宣教師なる者は品行公正にして、人を神に勸むるに至ては利欲の念を全く絶つに非ざれば、能はざる可きを人に知らしむるに足れり。

此時に當り耶蘇教日々に府内に傳播し、府民等羣を爲して聖師の説教を聽聞に來り、佛寺は其れが爲め間然として人無きに至れり。是れを以て佛僧は憤懣に堪へず、最初聖師を讒毀し其名譽を破らんと種々計策を運らし、或は柔を以てし或は剛を以てせしと雖も、王家一般の信仰甚だ深くして其事成就せず。此を以て今は直ちに王に迫り、王が外國の脱走人を寵遇するに因り、佛僧等亂を起し、田畝を蹂躪し、人家に放火し、終に國も滅亡に陥るべしと言つて王を脅嚇し、且謂て曰、我輩徒に無益の言を放ち汝を脅嚇するものと信すること勿れ、是はこれ我佛神の最上審判所より出でし裁決案にして、佛神の我輩に公告することを命せしものなりと。

然るに想像に出る佛神の善惡は人に施すこと能はず、佛僧の説は受く可き者に非ざることを

王は辨知せしに由り、佛僧の嚇言を侮り、佛僧に寺院を解散することを命せり。此時佛僧は王が日本の諸神を放逐し佛寺を破滅する意なりと聲言して市中を徘徊せり。蓋佛僧の意は此の如くする時は人民動搖す可きを以て、其慮に乗して聖師を始めとし葡萄牙人を暗殺することを得べしと。然れども王は其事を諜知し、預め人民の動搖を禁遏す、故に佛僧は再び計の破れしを以て大に失望し、鐘を鳴らして急に近傍の僧を招集し大評議を爲し、遂に聖師と再び爭論を爲し、之れを屈服せしめんと衆議一決せり。

茲に府内を距る十二リユ一の所に有名なる佛寺あり、其主僧はフカラのと云ひ、日本第一の名僧にして、豊後の著名なる大學校に於て三十年間教授を爲し大に名望を得しを以て、皆此人に及ぶ者なしと思へり。偕て府内の佛僧等は黨を結んで此僧の處に到り陳述せしには、今若し救援する者なき時は佛教は將に地に落んとする勢ひなり、抑西洋より一人の僧肥前に渡來し佛神を嘲弄し、禮式を批評し、佛僧徒を詐術者罪惡人と謂て誹謗し、彼の西僧は言語に因て人民を蠱惑せる魔術者なれども、王は其説に蠱惑せられ、佛僧を遠ざけ唯彼の西僧のみを貴重せり、而して此れまで宮中に於て彼の西僧と嚴格なる議論數々ありしと雖も、衆人皆彼の西僧の爲めに蠱惑せられ、既に佛僧中にて才名あるサカイシランも其徒弟となりしことを宣言して西教を奉じ佛教を放棄せり、故に今若し速かに此害を防がずんば、遂に人々佛法を棄て佛閣を毀ち日本



の諸神を追攘し寺院寺領を沒收するに至るべし、此禍は衆僧總て免るゝ能はざる所なれば、長老の寺と雖も他寺院と同く沒收せらる可きに因り、我輩は遂に乞丐に陥るべし、是を以て我輩王をして國安を亂る彼の西僧を驅逐せしめんと種々方策を盡し、或は柔を以てし或は剛を以てすと雖も、一も得ること無し、故に今日は世界第一高德の長老に依頼するより他途なきを以て長老の府内に駕を枉られ、嚴格なる議論を張り、諸神の敵たる彼の西僧を面折せられんこと、僧徒一般の希望する所なり、抑々長老の名聲は實に廣大にして、フカラどのと稱すれば人皆其名を聞いて心服するに至れり、長老一度來らば葡萄牙の僧は忽ち其船に逃走すべし、蓋彼の西僧に敵すべきは唯長老一人に止まれば、日本六十六州に於て長老が佛門を防守せし功を以て、佛教を開基せし阿彌陀釋迦の功に並べ稱するに至るべしと。

傲慢不遜なる佛僧は衆僧の諛言に誘はれ、且僧徒一般の利害に觸まされ、寺中にて學識の抽んでたる僧六七名を選び、其者等を率ゐ直ちに府内に赴けり。

此時に當りザウエー聖師は印度に歸らんと、葡萄牙船の艦装を待つこと四十日にして、乗船の修備全く整ひたれば、王に暇を告ん爲め葡萄牙人と共に王宮に至り謁見を受くる時に當り、忽ちフカラどの來り、西僧の目前に於て王に拜謁を請ふ旨を告げしかば、王は其名を聞き大に驚き、彼の僧の來りしは必聖師を凌辱せん爲めなりと思へり。蓋王は聖師の器量を能く知ると

雖も、其學識と名譽に因て甚だ恐るべき佛僧の爲に聖師の名譽を毀傷せんを憂へ、暫く沈黙せり。而るに聖師は王の憂色あるを見て忽ち其原由を悟り、王に向ひ、彼の佛僧に面會するは實に望む所なり、余れ漸々彼の假面者流の微力を承知したり、眞理を身に鑑ひ、恰も太陽の雲霧を消散するが如く其迷謬を悟すべきに因り、閣下唯喧諍に至らざることに注意せられんことを請ふと謂て、王に彼の佛僧を呼び入るゝことを請へり。

王は聖師の自若として動かざるを見て佛僧に拜謁を許せしに由り、佛僧は先づ王に三拜の禮を施し、而る後聖師の前に進み祝禮を爲せしかば、師は恭しく之に答禮し上座を譲りしが、彼の僧は辭せずして其座に即けり。此時王はフカラどのに其の來りし故を尋問せしかば、意氣揚々として答へて曰、拙僧の來りしは他にあらず、西僧の日本を發途せざる前に面會を遂げ、外國より日本へ持ち渡りし宗教の如何を質問せん爲めなりと。因て王は西僧其所にあり、汝就て質問するを許すべしと云へり。

此時佛僧は聖師の面を熟視し、拙僧を知らざるかと尋ねしに由り、聖師は嘗て面會せし覺へなき旨を答へたり。而るに佛僧は之を聞て失笑し、其徒僧を顧みて曰、余と百度餘も會合せしに知らざる體を爲せる人を屈服せしむること甚だ容易なることを知れりと。而して佛僧は更に聖師に向ひ慢言を以て挑んで曰く、然らば汝余を知らざるか、汝ヒエノイヤマの港に於て余に貨



物を賣與せしことを覺へざるか、汝尙ほ其貨物の殘餘を所持せざるかと。聖師は色を和らげ從容として謂て曰、汝若し余をして答へしめんと欲せば判然と事を云ふべし、如何となれば余は了得し難き事に答ふる者にあらず、而して余は固と商賈にあらず、又ヒエノイヤマを嘗て見しことなしと答ふるより外は、汝に謂ふべきことなしと。

佛僧は此辭を聞き愕然として再び謂て曰、人として斯く記憶に乏きか、或は斯く實少き者世にあるべきかと。師答へて曰、余は正實なり、汝若し余を記憶に乏しと爲さば、余をして回想せしむることを務むべし、然れども汝も亦王の前にあることを記憶せよ、此所は不正實の言を吐露すべき處にあらざるなりと。蓋聖師の斯く陳述せしは、**ピタゴリー**（希臘の<sup>（希臘の）</sup>派の學を除くの外は、衆人皆其精神の他體に轉移せざりし前嘗て有りし事を記憶する者なしとすれば、**フカラ**とは精神移轉の説を信することを察知せし故なり。

佛僧は又も詐謬の説を以て聖師に謂て曰、今を去る千有五百年余ヒエノイヤマにありし時、汝絹羅紗百端を高價を以て余に賣與せり、汝其事を覺へざるかと。此時聖師は王に向ひ佛僧に質問すべき免許を請ひ、而る後儼然として佛僧に謂て曰、汝年齒幾何なるやと。佛僧答へて曰、余は五十有二歳なりと。聖師又曰、僅か五十二歳に過ぎざる汝、千五百年前貨物を賣與することを如何して知り得べきや、汝は日本の歴史を閲せしことなきや、日本諸島に人の居住せしは未

だ千年に過ぎず、其以前は無人居にして、殊にヒエノイヤマの開墾せられしは遙か後にあることは、歴史に於て讀む所ならずやと。

佛僧は此詰問に惱みしかども、更に驚きたるを表せずして謂て曰、余此れより汝の了解し得ざる事を汝に得了せしむべし、汝今歐洲に於て人の現在の事を知れるにより、余は過去の事に明かなるを明言せり、故に汝先づ此世界の始めなく又終なき事、人間の精神の不死不朽なる事、死の身體にのみ效驗を及ぼし、精神には效驗を及ぼさざる事、此三事を知るべし、蓋人は其の出産を司とる星の各異なる形狀に從て其顔容體力を異にす、而して生者あり死者ありて相循環す、是れ天の通法にして身體の機運此の如し。

又精神なる者は一度其體を離るゝ時は他の體に移轉す、然れども天より得たる固有の性情を變ずることなし、蓋善人の精神は賢聖、豪傑、王公、僧侶の體に入る、又惡人の精神は其罪に應ずる獸身に入る、然るに人間中才智勝れたる者あり、又余が如く精神に確乎たる記憶を有する者あり、是れ等の人は皆限りなき年間に有りし諸事、偶然に起りし事等をも悉く記憶す、其れに反し精神愚鈍にして記憶と判断に乏き者あり、是等の人は何事も記憶することなし、則汝の精神は此類にして、汝が余と會合せし事を忘れたるも全く之れが爲めなりと。

偕て此議論に出席せし葡萄牙人の言に據れば、聖師は佛僧が笑ふべき持論を確乎たる理論に



因て壓倒せりと爲し、其者又謂て曰、余は聖師が佛僧の妄想を撃破せし深密なる理論を人に傳ふる能はず、如何となれば余は其理論を説明すべき才力なく又學識も無ければなりと。然れども聖師より其事情を聞知せし宣教師に就て聞きたる歴史家の説に據れば、聖師は世界に不朽の生物ありし例なきことを道理に因て證明して佛僧を壓倒し、更に精神移轉の説を駁論し、佛僧は遂に辭なくして道德上の事に説を變せりと。

偕て佛僧は王及び其家臣等平生汚行に馴るゝを以て、己れ等の不品行をも許るせば善き聽斷人となる可しと思惟し、王と家臣等とに向ひ、五官の快樂を禁じ日本の貴顯及び品行公正なる佛僧徒の今日に至るまで行へる事業を敢て誹議する人を剷除すること、正理にあらざるかと問へり。

然るに神力に因て道德を論せる聖師は論敵たる佛僧の泥中に遁れんとする如きを見て更に勢威ある議論を張り、日本の嫌忌すべき罪惡人の所業を討ち、其者等の性法は天法に背ける事を判然と説明したれば、滿座同音に師父の説是なり、論に勝てりと呼稱せり。

佛僧は此批評を得て大に憤怒し、僧徒に有るまじき暴狀を顯はせしが、一人の官人ありて佛僧に向ひ懇々と説諭して曰、斯く怒に心を奪はるゝは僧たる名義に耻づべし、主張せんと欲する宗説をも品行に因て破るべし、論敵たる西僧の温和に倣ふべし、西僧を脅迫するも決して愉

快と稱す可からず、議論に勝つよりは己れに克つを以て名譽とすべし、暴怒を以て己れの趣意を防ぐよりは趣意を害せざることを善と爲す可しと。

此賢官人の説諭は佛僧の怒を鎮めずして却て其怒を増す根元となり、佛僧は禮法を忘却し、甚しき暴言を發せしに由り、王は之れを聞くに堪えずして彼の僧に向ひ、汝若し僧にあらずんば即坐に刎首すべきなりと謂て席を攘はしめたり。然るにフカラどのは大に之を憤り、怒氣面に滿ち、最初此席に誘ひし佛僧等を率ゐ縦横に府内を徘徊し、王及び貴族の待遇の惡きを述べ、王は僧徒のみならず諸神を殲滅し佛敎を廢棄する意あるに因り、僧徒は悉く山門に退去し、佛閣を閉鎖すべしと揚言せり。

其翌日に至り果して佛僧等府下の寺院を悉く鎖し、門外に葡萄牙人を追攘せざる間は神に供養を爲すを禁ずと揭示せり。而るに人民の怒り僧徒の意外に出で、其が爲め騷擾を醸し、佛閣を僧に開かしめん爲め男女各々隊をなし四方に奔走せしが、佛僧の意を枉ぐることを能はざるを見て、暴徒等は更に葡萄牙人に馳せ向へり。而るに葡萄牙人は先づ此の機を察し船中に退去するに決し、其鎮定に至るまで共に船中に遁るゝを聖師に懇諭せしかは、聖師之れに答へて曰、余が一命を救はん爲め余が宗徒を虎狼の怒りに附するは神慮に背くべし、汝等遁れんと欲せば遁れよ、余は新に洗禮を行へる耶蘇教徒が偶像教徒の犠牲とならんとするを見て之れを捨



つるに忍びず、共に死を決せりと。遂に其言の如く聖師は宮中に遁るゝことをも欲せずして府内に止まれり。

此時に當り府下益々動搖し、暴徒は葡萄牙人を害せん爲め港に馳せ行きしが、葡萄牙人は危難の身に迫るを見て拔錨し海中に避けたり。之れに因て暴徒は漸く満足す。然るに**エヌーアル・ド・ガマ**は聖師の事を掛念し、若し不慮の災に遇ふ時は葡萄牙王の責めを受けんことを恐れ、遂に上陸して聖師の踪跡を求むることに決定せり。

**ガマ**は府内に歸りて聖師を尋ね得しが、聖師は弊屋の内にありて耶蘇教徒の中央に座を占め法教の爲めに殉死すべきことを説諭せり。是に於て**ガマ**は聖師に其志なきを賀し、上帝及び葡萄牙人の心に從ひ船に移り難を避くべきことを懇請せり。而るに師は上帝より保護を任せられし教徒の危難に臨めるを見て之を捨つるに忍びざるに因り、眞實其望みに従ふこと能はざる旨を答へ、且謂て曰く、余が船長よ、汝は余を此島に残せし譏りを人に受けんとを恐るべし、然れども汝は余を此島に誘引せしにあらざれば、汝余が身上に關し責任なかるべし、而して余が教徒は生命を保せんとすれば信心を失はざるを得ず、信心を保せんとすれば生命を失はざるを得ざる程の大危難に臨めるに、余若し此れ等を捨てば余は如何なる天罰を受くべきや、又余は道理に因て勝を得し敵に對し其脅迫を恐れて遁走せば敵に對し如何なる利益を得べきや、敵は余を目

して怯と爲すべきと必せり、又余耻を忍んで遁走し敵に勝を譲らば人民の醜行佛僧の満足は如何ぞや、是れ實に厭ふべきなり、而して汝は其船客の損害を被らんことを恐れ之れを廣東へ送るべき義務を知ると雖も、神子の鮮血を灑ぎ以て救済したる蒼生の事を思はざるなり、余は其保護の任を神子より受けたれば、其任を盡さざることを得ず、蓋し余の貨物は汝の貨物に比すれば甚だ貴し、余之れを亡滅に屬すること能はず、汝余が生命を掛念するか、余實に汝の好意に感ず、然りと雖も余は汝の眞に余を愛する者にあらざるを信ず、如何となれば余の艱難に堪へ千里を跋涉して此遠土に來りし殉法使の結果を得せしめざることを惜まざるなりと。

船長**ガマ**は天を仰ぎ浩歎して聖師の説述するを聞き感激に堪へず、共に落涙し、遂に説服す可らざるを見て船に還り、葡萄牙人等に教師が新耶蘇教徒と共に死することに決定せし情實を告げ、而して葡萄牙人に向ひ船客を貨物と共に廣東に送ることを約し、其れが爲め船と水夫とを船客の用に供せしが、自ら船客を送ることを約せざれば、其身は又府内に至り聖師と死を共にするに決せりと陳述せり。

葡萄牙人は船長の決意を聞き大に其情に感じ、**ガマ**と運を共にすべしと呼び、同時に船を岸に寄せ直に上陸し、相率ゐて聖師の所へ赴きしを以て、聖師及び其徒は大に喜悅し安堵の思を爲せり。而るに佛僧等は葡萄牙人の再び來るを見て甚だ驚駭せり。此時に當り騷擾は鎮定せし



が、王は尙ほ暴舉を防止せんと府内の各區へ兵隊を分置せり、故に佛僧等は再び事を擧ぐることを得ざりき。然れども佛僧等は其恥辱を雪がん爲め會議を爲し、遂に葡萄牙の僧と再び議論を爲すの外なしと決せり。佛僧の決定の如く再び議論するを得ば、佛僧等を威嚇するに足るべし、若し其れに反し其襲撃に遇へば必ず佛僧等勝利を得べしと、日本人の信すべきは必然なりと了察せり。

是に於て佛僧等は王宮に至り葡萄牙の僧と再び議論を爲すべき旨を請願せり。然るに王は佛僧の議を破らんことを欲せしが、却て其兇暴心を激し、益々自暴自棄に陥り、外國人と交際の事に付王に對し讒を構へ、其家臣に至るまで惡意を挟ましめんことを恐れ、遂に其請求を許容せしかば、其れが爲め特に規條を制定せり。即左の如し。

第一、萬事靜穩を主とし喧諍罵詈を慎む事

第二、聽斷人を立て議論を規定し雙方の可否を裁決すべき事

第三、聽斷人は僧侶を除き出席人之れを勤むべし、但し聽斷人中可否相分るゝ時は多數を以て決す可き事

第四、フカラなどの若し議論に敗を取る時は、以來佛僧等は日本人の眞神の教法を奉ずる事に付決して故障す可からざる事

此條規は佛僧等の爲めに酷にして、就中俗人を以て宗論の聽斷人と定めしは甚だ酷なるが如くなりしも、王は佛僧等の議論を決局すべき定則を有せずして、佛書中小説妄誕の類夥多なることを知り、且つ王は權力を以て議論を裁定するを欲せざりし故、萬事公道に基き決を取ること命せり。蓋官人は僧侶の如く皆道理に明かなりしを以て、王は官人とても僧侶の如く宗論を判斷することを得べしと爲せり。

借て王は其規條を更に緩にするを欲せざりしに由り、佛僧等は其意に従順し、翌朝フカラとの三千の僧徒を率ゐて王宮に至れり。而して王は佛僧の群集して來るを見大に驚き、爲めに騒擾を醸さんことを恐れ、官人をして佛僧等に一個の人と議論をなさん爲め群集して來るは名譽にあらざるべし、理論に敗を取る時は遂に勝を腕力に決するに至るべしと謂はしめ、フカラとの外四名以上議論の席に出づることを許さず。此れに因り佛僧等大に憤怒すと雖も、已むを得ず遂に其命に従へり。

是に於て王は人をして再び議論を爲すべきためフカラとの宮中にありて待ち受くるに因り參宮すべき旨を聖師に請求せり。而るに此時聖師の所にありし葡萄牙人連りに聖師が初て王に謁見せし時の如く盛備して王宮へ出づべき事を勧めしに、聖師は力を極めて其勸を拒みしが、遂に葡萄牙人の意を屈すること能はず其言に聽從せり。因て葡萄牙人は盛服を着し笛喇叭を吹き